

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

オーストラリア政府外務貿易省

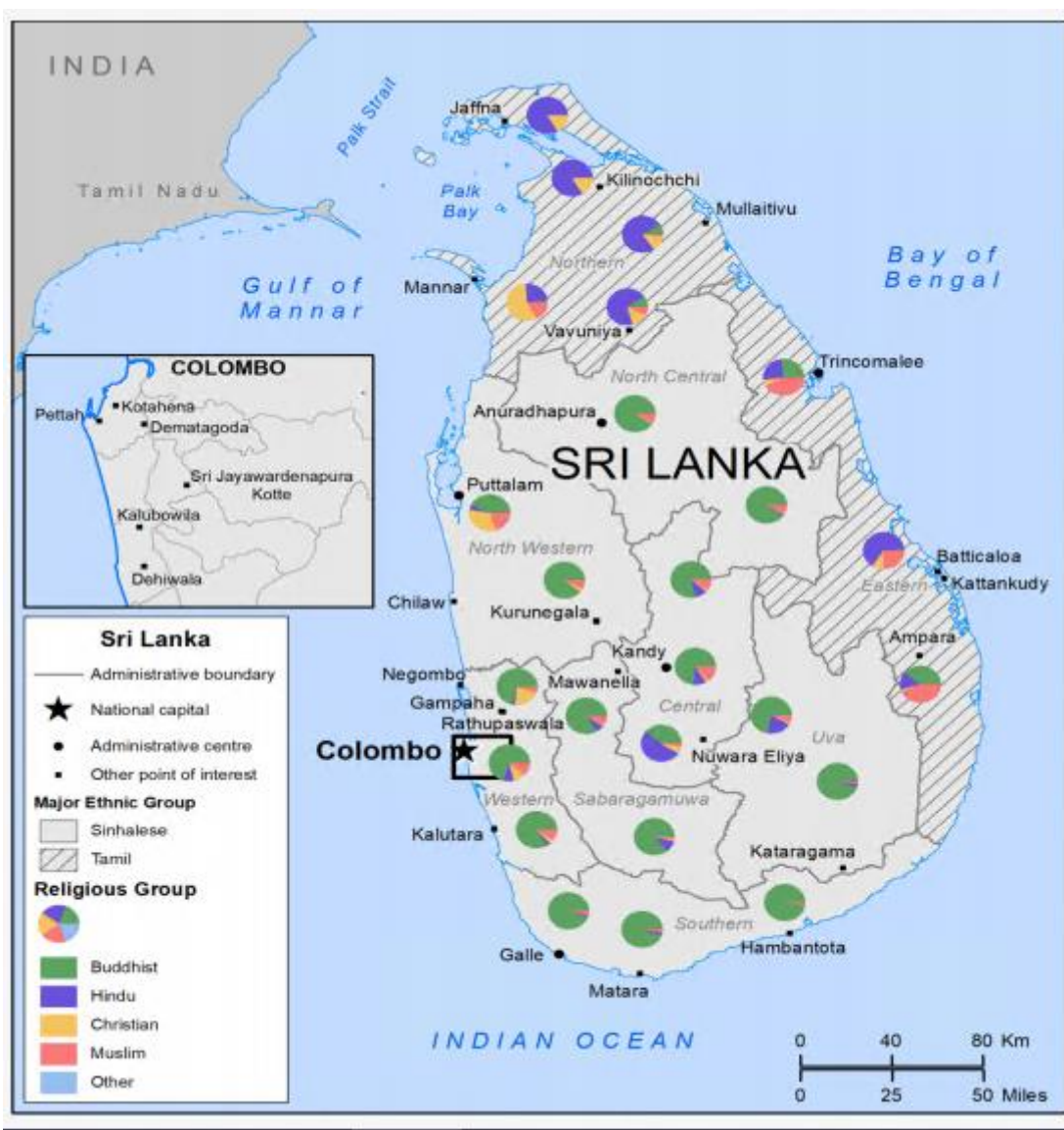
DFAT 国情報レポート スリランカ

2019年11月4日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

DFAT 国情報レポート スリランカ 1

地図



本地図は参考目的である。外務貿易省は、本地相の誤りや省略についていかなる責任も負わない。命名方法や領土境界線は、必ずしもオーストラリア政府の政策を反映していない場合がある。クリエイティブコモンズ帰属 3.0 オーストラリアライセンスに基づいて、オーストラリア連邦により提供。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

目次

頭字語	4
用語集	5
1. 目的と範囲	6
2. 背景情報	6
最近の歴史	6
人口統計	7
経済概要	8
政治制度	13
人権フレームワーク	19
治安情勢	20
3. 難民条約の主張	24
人種/国籍	24
宗教	26
政治的意見（現実又は暗黙のもの）	37
利害団体	46
4. 補完的保護の主張	67
恣意的な生命の剥奪	67
死刑	70
拷問	71
残忍で非人道的、又は品位を傷つける処遇若しくは刑罰	74
5. その他の考慮事項	77
国家の保護	77
国内移住	82
帰還者の処遇	83
証拠書類	88
不正行為の蔓延	92

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

頭字語

AUD オーストラリアドル

BBS Bodu Bala Sena（シンハラシンハラ系の仏教過激化グループ）

CEFM 未成年者の結婚・早期結婚・強制結婚

CSD スリランカ市民治安部

CTA テロ取締法

CTF 和解メカニズムに関するコンサルテーションタスクフォース

EPDP イーラム人民民主党

GDP 国内総生産

ICRC 赤十字国際委員会

IDAHOT 国際反ホモフォビア・トランスフォビア・バイフォビアの日

IDP 国内避難民

ILO 国際労働機関

ITJP 国際真実と正義のプロジェクト

IOM 国際移住機関

HRC 国連人権理事会

HRCSL スリランカ人権委員会

ISIL イラクとレバントのイスラム国（also known as ISIS、IS 又はダーイシュとも称する）

JMI Jamaat-al Mullathu Ibrahim

JVP スリランカ人民解放戦線（Janatha Vimukthi Peramuna）

LGBTI レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）

LKR スリランカルピー

LTTE タミル・イーラム解放のトラ

MMDA イスラム結婚・離婚法

NCEASL National Christian Evangelist Alliance of Sri Lanka

NIC 国民証明書

NGO 非政府組織

NTJ ナショナル・タウヒード・ジャマア（National Thawheed Jammath）

ONUR 国民統一と和解局

OfR 戦勝賠償局

OISL スリランカ調査のための国連人権高等弁務官事務所

OHCHR 国連人権高等弁務官事務所

OMP 失踪者調査局

PTA テロ防止法

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

SLFP スリランカ自由党

SLMC スリランカイスラム議会

SLPP Sri Lanka Podujana Peramuna 党

TMVP タミル人民解放のトラ

TNA タミル国民連合

UK 英国

国連 DP 国連開発プログラム

国連 FPA 国際連合人口基金

国連 HCR 国連難民高等弁務官事務所

UNP 統一国民党

国連 SC 国連安全保障理事会

UPFA 統一人民自由同盟

US 米国

USD 米ドル

WAS Willaayath as Seylani

WHO 世界保健機関

用語集

grama niladhari 村の役人

sharia イスラム法

Quazi シャリーア法に準じて裁判を行う、法務に関する訓練を受けていない裁判官

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

1. 目的と範囲

(略)

2. 背景情報

最近の歴史

2.1 スリランカ（旧称セイロン）は、1948年に英連邦（UK）から独立した。歴史的には、スリランカで多数派を占めるシンハラ系と少数派のタミル系は緊張関係にあった。タミル系は英国統治時代に、教育や公務員採用などにおいて、優遇措置を受けてきた。この不均衡に対処するために、独立後、歴代のシンハラ系主導の政府は、シンハラ語を唯一の公式言語にする、高等教育においてシンハラ系の学生に優遇措置を与える、仏教に憲法上の特別な地位を付与する、インドから移民するタミル系プランテーション労働者の市民権を却下する（人口統計参照）など、シンハラ系コミュニティの優位性を促進するための施策を導入した。シンハラ系のナショナリズムの高まりを背景として、タミル系は1983年7月（「黒い七月」）など大規模な全国的暴動のターゲットともなった。このような出来事は、タミル系コミュニティにおいて社会的疎外感を誘発し、タミル系住民が圧倒的に多い北東部の州タミイールムに対する呼びかけを促した。

2.2 タミル系州の大義を推進するために、多くの武装グループが登場した。この中で最も顕著なのは、タミル・イーラム解放のトラ（LTTE）は、1976年に設立され、1983年にスリランカ国家に対して武装して反乱を起こした。一般的にタミルのトラと呼ばれるLTTEは、北東部のタミル系が居住する地域の実質的な支配権を確立・維持している。LTTEは、子供を兵士として採用し、とりわけ自爆テロに使用することで悪評を得た。同組織は、米国、カナダ、欧州連合、オーストラリア及びインドなどから、テロ組織に指定されている。2002年に締結されたスリランカ政府とLTTEとの停戦により、戦闘の激しさは緩和されたが、政治的な和解には至らなかった。停戦は2005年に崩壊し、国際的な仲介による平和交渉も2006年に頓挫した。政府軍は、2007年7月に国の東部をLTTEから取り返し、2008年1月に北部のLTTEが支配していた地域を取り返す大規模な攻撃を開始し、その指導者ヴェルピライ・プラバカランなどLTTE幹部の大半を殺害した。LTTEは、2009年5月に降伏した。国連と人権組織は、戦争末期には重大な違反が行われたことを記録し、最高4万人に上る市民がこの間に殺害された。全体で26年にわたるスリランカの内戦で、10万人が死亡し、90万人以上が難民になったと推定される。

2.3 LTTEとは別に、Janatha Vimukthi Peramuna（JVP 又はスリランカ人民解放戦線）に所属するマルクス主義者が、1971年及び1987-1989年にスリランカ政府に対して、武装反乱を起こした。JVPは、主に地方のシンハラ系で構成されている。この武装反乱は、1989年に鎮

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

圧された。JVP はその後政党となり、現在ではスリランカ議会に 6 議席を有している。

2.4 2019 年 4 月 21 日、ナショナル・タウヒード・ジャマア (NTJ: National Thawheed Jammath) とイラク・レバントのイスラム国 (ISIL 又は ISIS、IS 又はダーイシュ) に触発されたスリランカのイスラム過激派グループ Jamaat-al Mullathu Ibrahim (JMI) が、コロンボ、ネゴンボやバットикаロアのキリスト教会やホテルに組織的テロ行為を仕掛けた。自爆テロを含むこの攻撃で、250 人以上が死亡し、490 人が負傷した。2009 年 5 月の内戦終了以降スリランカで最も多くの死者を出した暴力事件であり、分かっている最初のテロ攻撃である。その後、スリランカ全土で反イスラム感情が高まり、イスラム社会に対する報復行為が行われた。2019 年 4 月 22 日に導入され、その後 3 回にわたって延長された全国規模の有事規制は、2019 年 8 月 22 日に終了した (治安情勢、イスラム系とキリスト教参照)。

2.5 スリランカの現大統領であるマイトリーパーラ・シリセーナと首相のラニル・ウィクラマシンハは 2015 年に、民主革新、戦後和解、戦争犯罪の説明責任、腐敗撲滅と経済改革を掲げて選出された。両者ともシンハラ系であるにもかかわらず、少数民族の多数がシリセーナとウィクラマシンハに投票した。幾らかの進展はあったものの、改革全体のペースは、遅々としている。シリセーナがウィクラマシンハの解任と議会の解散を決定したことに起因する、2018 年 10 月 26 日からの 52 日間にわたる憲法の危機により、スリランカは政治的麻痺状態に陥った。最高裁判所は、シリセーナの議会解散を 2018 年 12 月 13 日に覆し、ウィクラマシンハは、2018 年 12 月 16 日に復権した (憲法の危機参照)。

人口統計

2.6 スリランカの人口は、2,100 万人である。2010-2019 年に、人口は平均 0.4 パーセント成長した。スリランカ国民の 30 パーセント近くは、同国の商業首都コロンボと行政上の首都スリジャヤワルダナプラコッテ (コロンボ郊外) のある西部州に集中している。その他の重要な都市部は、キャンディ (中部州)、ゴール (南部州)、トリンコマリー (東部州) 及びジャフナとキリノッチ (北部州) がある。東部州は、人口の 7.6 パーセントを占めている。北部州は人口の比率が最も低く、5.2 パーセントである。スリランカ国民の大半 (約 80 パーセント) は、農村部に住んでいる。平均年齢は、32.3 歳である。

2.7 2012 年に行われた最新の国税調査結果によれば、シンハラ系住民は、スリランカの総人口の 74.9 パーセントを占めている。タミル系は、人口の 15.3 パーセントと少数民族で最も多く、イスラム系 9.3 パーセントがこれに続いている。タミル系住民の 4 分の 1 (スリランカの総人口の 4.1 パーセント) 以上はインド系であり、プランテーションタミル、ヒルカントリータミル又はアップカントリータミルと呼ばれている。スリランカにおけるイスラム系とは、民族と宗教の双方を表している。シンハラ語もタミル語も公用語であり、タミル語は主に北部と東部で使用されている。英語は広く話されている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.8 2012 年の国勢調査によれば、スリランカでは、仏教（人口の 70.1 パーセント、主に南部、中部、東部州のシンハラ）、ヒンズー教（12.6 パーセント、主に、北部及び東部州のタミル）、イスラム教（9.7 パーセント、圧倒的に東部、西部及び北西部州。このデータはマレー系を含む）及びローマカトリック及びその他のキリスト教宗派（7.6 パーセント、西部、北西部州に集中）の 4 つの主要宗教が信仰されている。その他の宗教に属していると主張するのは、7,000 人未満である。

経済概要

2.9 世界銀行は、スリランカを高中所得国に分類している。2018 年の国民一人当たりの国民総所得は、4,102 米ドルだった。スリランカ経済は戦争終了以後、大きく成長した。戦後の復興努力、大規模インフラプロジェクトや観光業の成長に誘発されて、2010-2017 年に経済は平均 5.8 パーセント成長した。国内の多くの地域で干ばつが長引いたこと、2017 年と 2018 年の季節風による洪水、インフレ上昇、改革実施の遅れや政治的不安定により、その後の成長速度は鈍化した。2018 年の経済成長は 3 パーセントで、17 年ぶりの最低水準だった。IMF の予想によれば、2019 年の成長率は 3.5 パーセント、2020 年は 4 パーセントであるが、2019 年 4 月のテロ攻撃がスリランカの観光業に悪影響を与え、今後の成長予想にも影響を及ぼすだろう。

2.10 スリランカ経済は、製造・サービス分野への依存度が高く、両方で国内総生産（GDP）の 80 パーセント近くを占める。以前はスリランカ経済の屋台骨だった農業は、GDP の約 8 パーセントである。経済成長の主要因となっているのは、全 GDP の 45 パーセントを生産しているコロombo首都圏地域である。スリランカの最大の外貨収入源は送金である 2017 年には、海外で就労するスリランカ人は、GDP の 8 パーセントに当たる約 72 億米ドルを送金した。

2.11 スリランカの失業率（2018 年で 4.4 パーセント）は想定的に低い、地域によって格差がある。西部州は 3.2 パーセントと国内で最も失業率が低く、北部州の失業率は、7.7 パーセントと最も高い。南部州の失業率（5 パーセント）と東部州の失業率（6 パーセント）も、国の平均を上回っている。若者の失業率（15-24 歳）は、全国で 20.7 パーセントである。男性の労働力率（74.1 パーセント）は、女性（35.1 パーセント）の 2 倍以上である。サービス産業は、スリランカの労働力の 47.7 パーセントを雇用しているが、農業は、26.7 パーセントである。2017 年には約 21.2 万人のスリランカ人が、主に中東で働くために国を離れた。2017 年に外国で就業するために国を離れた人の数は、前年に比べて 12.6 パーセント減った。

2.12 スリランカの社会・人間開発指数は、南アジアで最高水準である。国連開発プログラ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ム（国連 DP）は、2018 年人間開発指数でスリランカを 189 か国中 76 位とした。これは、南アジア諸国で最高位である。貧困率は比較的安く、極度の貧困はめったにない。スリランカの最新の世帯所得・支出調査によれば、2016 年に国の貧困ライン（4,166 スリランカルピー/月又は約 34 オーストラリアドル/月）を下回る生活をしているのは、人口の僅か 4 パーセント超だった。これは、2007 年の 15.3 パーセントから下がっているが、人口の多くは、国の貧困ラインを僅かに上回る程度の生活をしている。富と経済開発の発展は均等ではない。経済成長の主たる原動力であるコロomboや西部州は、比較的繁栄しているが、南部州や北部や東部の戦争の影響を受けた地域の開発は進んでいない（北部と東部の経済状況参照）。

2.13 スリランカは、Transparency International の 2018 年腐敗認識指数において、2017 年から 2 位上がって、180 か国中 89 位だった。政府は、2015 年 3 月に、2010-2015 年の大規模な不正行為や腐敗を捜査する権能を与えられた「深刻な不正行為、腐敗、権力・国家リソース及び特権の乱用を捜査・調べる」調査の大統領委員会を設立した。同委員会は、2018 年 1 月にシリセーナ大統領に最終報告を提出した。最も深刻な不正行為・腐敗容疑事件は、司法長官が担当し、追加で調査・訴追を行う。2018 年 5 月、議会は、調査が遅れている事件の捜査を前倒しするために、贈賄・腐敗に特化した事件を取り扱うための裁判所を設立する新法を承認した。2018 年 9 月、元大統領マヒンダ・ラージャパクサの兄弟であるゴーターバヤ・ラージャパクサ元防衛大臣は、公金を悪用して両親の記念碑を立てた容疑で腐敗取締裁判所に起訴された（2019 年 10 月 15 日、特別高等裁判所は、2020 年 1 月 9 日まで同裁判を一時的に中断した。）2019 年 1 月、シリセーナは、2015 年-2018 年の公務員による不正・腐敗行為を調査する別個の大統領委員会を設立した。同委員会は、2019 年 9 月 27 日に調査結果を提出した。2018 年の憲法の危機の際には、忠誠と引換えに議員が贈賄を求め・提供されたと言われている。

2.14 スリランカには、GDP の約 80 パーセントに達する高額の公的債務がある。これは、前政権が、中国の一路政策の一環として行ったものを含む大規模インフラプロジェクトの資金として行った借款も含まれている。2017 年、政府の借金返済は、GDP の 4.8 パーセントに当たり、GDP に占める教育費の比率を上回っている。国際収支危機を回避するために、2016 年 6 月にスリランカは、国際通貨基金の 3 年間の 15 億ドルの救済プログラムを開始した。スリランカ経済に対する投資家の信頼感は、2018 年 10 月のシリセーナによるウィクラマシンハの追放後急激に失われ、海外資本逃避を促し、現地通貨ルピー（LKR）が急落した。

2.15 DFAT の評価によれば、経済成長率が比較的好調で、全体的な失業率が比較的低いにもかかわらず、開発の進んでいない北部州や東部州をはじめとして、スリランカ国民は、大学教育を受ける機会を含め、経済的チャンスが少ないと引き続き感じている（教育参照）。DFAT

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

は、雇用の機会をはじめとする経済的理由が、国外への移住の「推進要因」になっていると考えている。

北部と東部の経済状況

2.16 北部州、東部州の経済は、農業と漁業が支配的である。これらの州は、スリランカの最新の世帯所得・支出調査（2016年）において、一人当たりの平均世帯所得が最も低かった。干ばつなどの悪天候、劣悪な水資源管理は、農業収入を引き下げ、経済成長に対する重石となっている。タミル海外移住者からの送金は、北部や東部の経済にとって重要である。北部の場合には、世帯の最高40パーセントは、海外に住む家族からの送金で生活を維持している。

2.17 戦後復興は、戦争中に孤立した地域をはじめとして、北部州、東部州の人口の大半に恩恵を与えたが、再建の分け前は近年減少した。北部と東部の生計の機会は、産業の不在などにより、国内のその他の地域に比べて限定され、失業率は国の平均を上回っている。北部と東部の若者は失業にとりわけ脆弱であるが、これは全国的な傾向である。現地情報源によれば、北部の多くの契約を得た南部の企業は、主に地域の労働力の能力不足により、南部から労働力を調達しがちだった。政府は、雇用機会拡大のための2019年5月27日のパルミラ基金など、北部と東部の経済支援包括法案を発表した。中央銀行と相談して、政府は、2030年までの北部州の長期的成長と開発のための経済開発枠組も策定した。

2.18 北部と東部の債務レベルは高い。これは主に戦後機関の高利率で銀行やマイクロファイナンス企業からの自営業者向けローンが広範囲に借りられ、質の悪い金貸しが低所得者を持続不可能な債務取決めに閉じ込めているためである。2018年12月、スリランカ中央銀行は、ライセンスを有する金融会社が、マイクロファイナンスローンに35パーセント以上の利息を課すことを禁止した。政府は、2019年国家予算において、干ばつ被害地域の4万5000人の女性の5億スリランカルピー（約410万オーストラリアドル）を含め、7億5000万スリランカルピー（約610万オーストラリアドル）を北部と東部の債務救済に割り当てた。

2.19 軍は、積極的に経済活動を行い、主に北部州において、多くの商業ビジネスを運営している。陸軍は、農業（農家）、建設業（道路、学校、灌漑ダム、住宅）及び観光業（ホテル）に関与している。海軍と空軍も経済的利害（それぞれの漁業及び国内航空）を有しているが、陸軍のものよりは規模が小さい。北部の地域社会は、営利企業への軍の関与は、地域の企業に損害を与え、市民の雇用機会を奪っていると報告している。軍は、これらの活動は、元LTTEメンバーを含む地域の民間住民に職を提供していると主張している。政府は、戦争中に軍が占拠していた土地の大半を返還させたが、軍は北部の一部の肥沃な農地を引き続

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

き占拠し、一部の漁場へのアクセスを制限している（北部と東部の治安情勢参照）。

2.20 DFAT は、北部州や東部州の貧しい経済状況は、これらの地域からの国内又は国外への移民の主要因になっていると考えている。

教育

2.21 スリランカの初期教育から第三期教育制度（大学レベル）は無料である。これにより、スリランカは、初等教育へのユニバーサルアクセス（就学率 99 パーセント、修了率 95 パーセント）を実現し、中等教育でも高い就学率（89 パーセント）を実現することができた。初等教育に就学する男女比は同等で、中等教育では女子が男子を若干上回っている。義務教育は、16 歳までである。国連 DP によれば、スリランカ国民は平均 13.9 年学校に行く。スリランカの識字率は、91.2 パーセントである。15-24 歳の識字率は 98 パーセントと、この地域で最も高い。公立の初等学校及び中等学校教育の水準は高いが、北部と東部の教育の成果は劣っている（子供参照）。

2.22 学生はシンハラ語又はタミル語で教育を受けることが可能であり、全ての学生は 1 年生から英語を学習する。タミル語を話す教師が不足していることで、タミル語教育へのアクセスが妨げられ、北部と東部のシンハラ語と英語を話す教師が限られていることも、教育と雇用の選択肢に影響を及ぼしている。この問題への対応を支援するために、政府は、2019 年予算で 4 億スリランカルピー（約 330 万オーストラリアドル）をタミル語教師の研修に充てた。イスラム系は、国のカリキュラムに従うが、専門の宗教教育を含むイスラム系の学校（マドラサ）への進学を選択することができる。2019 年の復活祭のテロ事件後、政府は、国のカリキュラムに従わないマドラサスクールを規制すると発表した。

2.23 スリランカにおける大学入学は能力ベースであり、入学の得点は、地域の社会経済学指標を考慮して修正される。大学入学希望者は、入学枠をはるかに上回っている。

2.24 DFAT は、民族又は社会経済プロフィールにかかわらず、スリランカ国民が、差別なしに教育制度にアクセスできると評価している。

医療

2.25 スリランカは、十分に開発された医療制度を独立時に継承した。医療制度は、母子の健康や感染疾患管理など、優れた実績の長い歴史がある。2019 年 7 月 9 日、世界保健機関（WHO）は、スリランカが麻疹を駆逐したと発表した。保健分野への投資は、戦争終了時から増加し、スリランカは現在、年間に、GDP の約 3 パーセントを保健に費やしている。公衆衛生制度は、ユニバーサルな無料医療を提供している。しかし、都市部と農村部など、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

医療や施設の質には、地域間格差が存在している。戦争中に破壊されたインフラの債券や人的資源の縮小回復が遅れていることもあり、北部と東部の保健実績は劣っている。一部の医療や治療は、民間医療提供者からでないと得られない。一部の専門医サービスは、コロンボ及び北部と東部を含む地区レベルの病院で提供されている。東部の戦争被害を受けた内陸部には病院がほとんどなく、治療を必要とする人は、アンパラやトリンコマリーの地域病院へ行かなければならない。

2.26 スリランカの平均余命は、75.5 歳（女性 78.8 歳、男性 72.1 歳）だ。国際連合人口基金（国連 FPA）によれば、出生の 99 パーセントには熟練した保険スタッフが付き添い、妊産婦死亡率は低い（生児出生 100,000 件につき 30 名死亡）。乳児死亡率は、新生児出生 1,000 件につき 8 件である。

2.27 政府は、精神疾患に充てる注意とリソースを増やしつつある。2005 年に採択され、2015 年に更新された国家メンタルヘルス政策は、国家メンタルヘルス行動計画と併存している。保健省は、コロンボで国立メンタルヘルス研究所を運営している。唯一の精神疾患治療を専門とする国立病院である同機関は、1,200 名の正規職員と 1,500 床のベッドを擁している。国立メンタルヘルス研究所は、年間 8,000 名以上の患者を入院させている。同研究所は、2018 年 10 月に立ち上げられた国立メンタルヘルスヘルプラインを運営し、2019 年の復活祭テロ事件の被害者に心理社会的支援を提供した。

2.28 コミュニティレベルでの改善を含むメンタルヘルスサービスへのアクセス改善は、政府の優先事項である。この試みの一環として、政府は、北部州において、メンタルヘルスワーカー幹部を地域レベルに配備し、メンタルヘルス及び心理社会的健康プログラムのトレーナートレーニングを展開した。地域レベルの病院は、メンタルヘルス施設や一部の非政府組織（NGO）（例：Women In Need and Women's Action Network）に、タミル系が居住するエリアを含む地域で心理社会的サポートサービスを提供させている。赤十字国際委員会（ICRC）は、北部、東部、南部における一対一のカウンセリングなど、失踪者の家族に対する心理社会的サポートを提供している。行方不明になった政府軍兵士の家族は、防衛省から幾らかの心理社会的支援を受ける。2017 年 9 月に設立された失踪者調査局（OMP、和解参照）は、その職務の一部として、失踪者の家族に精神的ケアと心理社会的ケアを提供している。

2.29 地元情報源によれば、元戦闘員、失踪者の家族や 2004 年のインド洋大津波（南部と西部の人にも被害が生じた）の被害者など、北部と東部において心理社会的支援が継続的に強く必要である。ある程度の改善にもかかわらず、元衝突地域においてなど、メンタルヘルスサービスは全般的に不十分と考えられており、メンタルヘルスケアへのアクセスには依然として課題が残っている。スリランカの社会では精神疾患が広く話し合われることはなく、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

共同体レベルでは汚点となっている。このため、精神疾患患者は、疾患を公表して、治療を求めることができない。一部の家族は、地域の心霊治療師を使用するなど、精神疾患の「治療」のために伝統的な手法を求める。

2.30 DFAT は、メンタルヘルスサービスの可用性と質にはある程度の改善があったものの、とりわけ需要が最も大きい戦争被害を受けた地域においてなど、全体的にはいまだに不十分であると考えている。DFAT はさらに、精神疾患に対する伝統的な姿勢が、治療の重大な障害になっていると考えている。

2.31 集団トラウマ、不十分なメンタルヘルスサポートやとりわけ若者の高い失業率は、戦後のアルコールや薬物の乱用、自殺、家庭内暴力や社会の暴力の上昇につながった。地元情報源は、アルコールや薬物乱用が北部と東部で問題になりつつあると DFAT に語った。

政治制度

2.32 スリランカは、議会と大統領制の混じり合った政体の民主主義国家である。現在の憲法は、1978 年に採択された。19 回修正され、最新の修正は 2015 年 4 月に行われた。大統領は直接選挙制で 5 年任期（二期まで）に選ばれ、国家主席、国の首班、軍の最高司令長官である。前回の大統領選挙は、2015 年 1 月に行われた。スリランカ自由党（SLFP）のマイトリパーラ・シリセーナがかつての協力者であり、2005 年から大統領を務めていたマヒンダ・ラージャパクサを打ち破った。かつてラージャパクサの内閣の一員だったシリセーナは、SLEP の長年のライバルである統一国民党（UNP）率いる野党同盟の統一候補者として 2015 年の選挙に出馬した。シンハラ票が分裂し、タミル系やイスラム系コミュニティの支援を得たことで、シリセーナが勝利を得た。シリセーナは、UNP 指導者のラニル・ウィクラマシンハを首相に指名した。

2.33 スリランカは、225 名の議員を有する一院制議会を有している。196 名は選挙区から直接に選出され、29 名は比例選挙制により選出される。国内外の選挙オブザーバーは、2015 年 8 月に行われた前回の議会選挙を信頼性のあるものと見なした。この結果は、2015 年の大統領選挙結果を補強し、挙国一致政権の先駆けとなった。UNP やシリセーナの SLEP 分派を含む政党の連立である統一国民戦線は、経済成長、透明性、腐敗取締、民族和解及び個人の自由と権利の保護を約束した「優れたガバナンス」を綱領として、106 議席を獲得した。ラージャパクサの当時の SLEP 党派を含む前大統領ラージャパクサの統一人民自由同盟（UPFA）は 95 議席を獲得した。タミル社会を代表する最大政党であるタミル国民連合（TNA）は 16 議席を獲得し、小規模政党は残り 8 議席を獲得した。TNA 指導者の Rajavarthiam サンパントンは、議会野党の正式なリーダーとなった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.34 挙国一致政権内の関係は、SLEP と UNP が地方政府（議会）選挙において敗北した 2018 年 2 月に破綻した。ラージャパクサの党派は、新たに設立されたスリランカ人民党（SLPP）としてこれらの選挙に出馬した。SLPP は好成績を収め、単独最大政党となり、シンハラコミュニティ内でラージャパクサの継続的な人気を裏付けた。

2.35 スリランカには 9 つの地方議会があり、その議員は選出されると、5 年間の任期を務める。地方議会は、地方議会は首席大臣が率いる。各地方議会には、5 年の任期にわたって中央政府の代理を務める大統領が指名した知事がいる。知事の任期は、大統領の任期とほぼ合致している。シリセーナは、2015 年 1 月の大統領選挙後に 9 名の知事を全て交代させた。2015 年 1 月以降、幾人かの知事が交代し、新たに指名された人がいた。前回の地方議会選挙は、2014 年に行われた。2017 年と 2018 年は延期されたため、次回は 2020 年に行われるだろう。これが刊行される時点では、全ての地方議会の任期は満了している。

2.36 大統領選挙は、2019 年 11 月 16 日に行われる。シリセーナは出馬しない。議会選挙は、2020 年 4-8 月に行われる（大統領は、2020 年 2 月 17 日以降又は、3 分の 2 過半数の支持を取り付ける場合にはそれ以前に、議会を解散することができる）。

憲法の危機

2.37 2018 年 10 月 26 日、シリセーナ大統領がウィクラマシンハ首相を解任し、ラージャパクサ前大統領に交代させて、スリランカは政治混乱に陥った。シリセーナは、自らの決断は、ウィクラマシンハの経済による経済の誤った運営、維持できない仕事上の関係及びシリセーナが、調査が不十分だったと感じている同氏に対する暗殺計画などによるものであるとした。ウィクラマシンハは、解任は違憲であるという理由で辞任することを拒否した。10 月 28 日、シリセーナは、おそらくウィクラマシンハが議会の過半数を有していることを証明するのを阻止し、その間にラージャパクサに対する支援を下支えするために一時的に議会を停止した。数名の議員は、ラージャパクサ支持に代わるように、いろいろを提示されたと主張した。ラージャパクサに十分な議会の支持を得ることができなかったのを受けて、2018 年 11 月 9 日、シリセーナは議会を解散し、2019 年 1 月 5 日に総選挙を行うことを発表した。

2.38 2018 年 11 月 13 日、最高裁判所は、シリセーナによる議会解散命令を一時的に停止し、最終的な決定を待っている。議会は 11 月 14 日に再開された。ラージャパクサ側の投票阻止の試みにもかかわらず、議会は、11 月 14 日と 16 日にラージャパクサに対する 2 つの不信任動議を可決させた。12 月 13 日、最高裁判所大法廷は、シリセーナの議会解散命令と新たな選挙予定は、憲法違反であると全員一致で判決を下した。12 月 14 日、最高裁判所は、ラージャパクサが首相を務めるのを阻止する控訴審の命令を支持した。ラージャパクサは 12

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

月 15 日に首相を辞任し、ウィクラマシンハは翌日再任命された。UNP が支配する新内閣は、12 月 20 日に就任した。2019 年 7 月 11 日、ウィクラマシンハは、野党議員が提出した不信任動議に勝った。

2.39 ラージャパクサは、LTTE を敗北させたことなどで、シンハラコミュニティにおいて人気を維持している。しかし、ラーチャパクサの 10 年間の大統領任期も、民主主義の後退と腐敗やタミル系に対する戦争犯罪や政府批判派の虐待や逮捕などの人権侵害批判が目立っている。2018 年 10 月の首相任命時に、ラーチャパクサは全ての市民の人権を守ると述べた。地元情報源は、タミル系及び非タミル系は、ラーチャパクサ又は彼に近い人が権力の座に復帰した場合には、表現の自由に関するものなど、2015 年以降に実現した人権の改善は、覆される可能性があるという懸念を DFAT に表明した。2019 年 8 月 11 日、SLPP は、マヒンダ・ラーチャパクサの弟であるゴーターバヤ・ラーチャパクサ元防衛大臣を大統領候補として正式に発表した。マヒンダ・ラーチャパクサは、SLPP のリーダーに就任し、同日に同等の次期首相候補となる指名を受けた。マヒンダ・ラーチャパクサは、2018 年 12 月以降、議会の野党指導者である。任期を 2 回務めた同氏はもう大統領になることはできない。

憲法改正

2.40 シリセーナの選挙公約に沿って、2015 年 4 月、議会は憲法修正を行い、大統領の行政権の一部を首相、内閣及び議会に委譲した。第 19 修正条項によって、大統領と議員の任期が 6 年から 5 年に短縮され、大統領の任期上限を二期までとする規定を再導入し（2010 年に廃止）、司法、警察、選挙、人権及び司法長官室を監督する独立した委員会を設立し、これらの委員会の委員を指名する憲法評議会を再設立した。10 名で構成される憲法評議会は、首相、議会議長及び野党リーダーを含む。

2.41 憲法改正の進展はその後鈍化した。新憲法を作成するために 2016 年 4 月に設立され、ウィクラマシンハ首相が議長を務める議会運営委員会は、州への権限委譲、選挙改革及び大統領の権限に関するものを含む、2017 年 9 月に暫定報告書を議会に提出した。議会は、2017 年 10 月と 11 月に暫定報告書を審議した。2019 年 1 月、ウィクラマシンハは、議会運営委員会専門家パネルが作成した報告書を提出した。草案の作成を含む運営委員会の作業は続いている。2019 年 6 月 16 日、シリセーナは記者会見において、スリランカの最近の政治的不安定性は、第 19 補正条項のためであるとして、その廃止を提案した。

2.42 権力の委譲は、北部と東部についてはとりわけ難しい。タミル系コミュニティは、権力移譲は譲れないと考えている。対照的に多くのシンハラ系はより多くは、権力委譲が拡大すれば、スリランカ国家の統一性を脅かすおそれがあると懸念している。新憲法成立には、議会の 3 分の 2 票と国民投票における過半数が必要になるだろう。現地のオブザーバーは、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

憲法改正は現政権にとって優先事項ではないと DFAT に語った。スリランカの不透明な政治的展望は、憲法改正プロセスをさらに難しいものになっている。マヒンダ・ラージャパクサは、新憲法の必要性を公式に否定した。DFAT は、近い将来の新憲法の成立又は憲法改正は可能性が低いと考えている。

和解

2.43 2015 年 9 月に発表された国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) のスリランカ (OISL) に関する調査報告書は、2002-2011 年に政府と LTTE 勢力は、戦争犯罪及び人類に対する犯罪に当たる可能性もある重大な違反行為を犯したと示した。これに対して、スリランカ政府は、2015 年 10 月に採択された国連人権委員会 (HRC) 決議 (決議 30/1) に基づいて、一連の真相、正義、和解措置を実施することを約束した。2017 年 3 月に既に 2 年の延長を認めていた HRC は、2019 年 3 月、約束を実施するための追加猶予期間 2 年をスリランカに与えた。スリランカは、これらの決議を共同で提案した。

2.44 2015 年 12 月、スリランカ内閣は、首相オフィス内に和解メカニズム調整事務局を設立することを承認した。同事務局は、スリランカの HRC との約束に則して、以下の 4 つの移行期正義・和解メカニズムを設計・実行する責任を負う：(1) 失踪者調査局 (OMP)、(2) 戦争賠償局 (OfR)、(3) 真実、正義、和解、再発防止委員会及び (4) 戦争中の人権侵害及び国際的な人道法違反容疑を調査する特別顧問を要する司法メカニズム。このプロセスを周知するために、2016 年 1 月、ウィクラマシンハ首相は、4 つのメカニズムの設計に関するパブリックコンサルテーション実施する、独立した和解メカニズムに関するコンサルテーションタスクフォース (CTF) を指名した。政府は、2017 年 1 月に発表された CTF の調査結果を正式に認めていない。DFAT は、効果的に実施された場合には、これらのメカニズムは、真の和解を促進する可能性があるが、その完全な実施は、短中期的には可能性が低いと考えている。和解メカニズム調整事務局の現在の権能は、2020 年 3 月に終了する。2019 年の予算では、2 億スリランカルピー (約 160 万オーストラリアドル) が充てられた。

2.45 幾らかの進展はあったものの、HRC 決議 30/1 に基づく、政府の正義・和解約束の実施は、これまでのところ遅々として、ばらつきがあった。2015 年、政府は、国家統一和解局 (ONUR) を設立し、前大統領のチャンドリカ・バンダラナイケ・クマーラトゥンガを議長に指名した。2017 年 5 月、政府は、スリランカ初の和解と共存に関する国家政策を承認した。OMP は 2017 年 9 月に正式に設立され、そのコミッショナーは、2018 年 2 月に憲法評議会の推薦に基づいて、シリセーナ大統領により指名された (OMP の 7 名のコミッショナーは、タミル系 2 名、イスラム系 1 名を含んでいる)。OfR は正式に設立され、立ち上げ過程にある。議会が策定法を 2018 年 10 月 10 日に可決し、様々な民族や職業を背景としたコミッショナーがシリセーナにより、2019 年 4 月 4 日に任命された。2019 年国家予算では、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

Ofr に LKR7 億スリランカルピー（約 570 万オーストラリアドル）の資金が充てられた。Ofr は、北部と東部だけでなく南部でも、1970 年代及び 1980 年代のマルクス主義者の暴動に関連した衝突の被害を受けた人々に戦争賠償金を提供する権能を得る。Ofr にとっての優先事項は、戦争賠償に関する国家政策を策定することである。真実追及委員会策定法の制定に関する時間枠は明確ではない。戦争末期を含む戦争中の人権侵害に対する説明責任については最小の進展しかない。戦争中の犯罪を捜査・訴追する司法メカニズムは現在積極的に検討されている。

2.46 OMP は、スリランカにおける失跡者の問題に対処する初の恒久的な独立機関である。OMP は、スリランカの全ての失跡者の状況を確定し、姿を消した状況を明らかにする任務を負っている。その権能には、1970 年代や 1980 年代の暴力的な政変の期間を含む、政治戦前、戦中、戦後からラージャパクサ大統領の任期終了までに発生した事例を含む。OMP は、行方不明を調査し、失跡者を追跡し、拘留センターを調査し、情報を要求し（軍からを含む）、スリランカ国内の人を呼び出す権限を有している。OMP は、訴追権限は持たない。以前の失跡者に関する申立てを調査する大統領委員会は、2013 年 8 月から 2016 年 5 月までの任期中に 2 万 3000 件以上の事例を集めた。OMP の権能は無期限であり、この作業を完了するには何年も要するだろう。OMP は、マンナル（北部州）にある集団墓地の発掘を支援し、2018 年 3 月には 350 以上の頭蓋骨が発見された（骨のサンプルは米国に調査のために送られた。この調査で、骨はスリランカ内戦以前のもものと判断された）。OMP は、スリランカ全域に、12 の地域事務所を開く計画である。本文刊行時には、OMP は、マタラ（南部州）（2019 年 3 月開設）、北部州ではマンナル（2019 年 5 月開設）及び（2019 年 8 月開設）の 3 つの地域事務所が開設していた。スリランカ政府以外にも、OMP は、国連からも資金と技術支援を得ている。

2.47 OMP は、2018 年 9 月にシリセーナ大統領に暫定報告書を提出した。同報告書は、Ofr による申立て決議までの間の失跡者家族への月次手当、債務救済などの暫定的救済策の提供勧告を含んでいる。OMP の暫定的勧告に則して、政府は、2019 年予算において、失跡者家族に対する暫定的救済策として、「不在証明書」（出生証明書と死亡証明書参照）を有する家族に対して 6,000 スリランカルピー（約 50 オーストラリアドル）の月次手当及び政府が運営する譲許的貸付けプログラム「エンタプライズスリランカ」への優遇的アクセスを含む、5 億スリランカルピー（約 410 万オーストラリアドル）を割り当てた。シリセーナは、OMP の暫定報告書の勧告を十分に検討する閣僚による分科委員会を指名すると約束したが、刊行時にはこのプロセスについて公の最新情報はなかった。現地のタミル系情報源が DFAT に語ったところによれば、タミル系コミュニティは、OMP プロセスと政府が戦争中の失跡者を調査する誠実さを信頼していない。その結果として、タミル系失跡者の家族は、OMP と関わりを持つことに乗り気ではなかった。政府が失跡者調査のために設立したこれまでの委

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

員会は、説明責任には大きな貢献をしてこなかった。

2.48 現政権は、過去の虐待に対応することを約束し、戦争中の人権侵害容疑について治安部隊を調査・訴追する措置を講じた。2018年8月、2名の軍情報将校が、拘留していたLTTEメンバー殺害のかどで、1998年に死刑を宣告された。最も有名な事件では、現職の統合参謀総長（スリランカ軍トップ）のラビンドラ・ウィジェグナラトネ提督が、2018年11月28日に、証人を脅迫して、2008年と2009年にコロンボでの海軍による11名のタミル系若者の誘拐・殺害に関する捜査から警察の首席捜査官を解任しようとした疑惑で拘留された。これとは別に、ウィジェグナラトネは、本事件の主たる容疑者である Chandana Prasad Hettiarachchi が逮捕を逃れて、スリランカを出国したのを手助けした罪でも告発されている。失跡そのものでは関与が示唆されていないウィジェグナラトネは、2018年12月5日に保釈された。ウィジェグナラトネを巡る捜査は刊行時にも継続中であり、同氏は役職を外れていない。ウィジェグナラトネは、戦争中の犯罪容疑で訴追された最高位の軍将校である。海軍情報将校の Hettiarachchi は、2018年8月にスリランカに戻り、それ以降拘留されている。裕福な家の出身の11人の男性が身代金目当てで誘拐され、見付かっていないと言われている。

2.49 有名な失跡やある程度の進展のあったその他の重大な人権侵害に関する多くの「象徴的ケース」の首席捜査官である警察犯罪捜査部の Nishantha Silva 捜査官は、憲法の危機中の2018年11月18日に異動させられた。Nishantha Silva の異動は、同氏が担当していた捜査がこれ以上進展するのを阻止する試みであったと一般的に解釈されている。Nishantha Silva は、異動に対する各方面からの批判を受けて、2018年11月20日に復職した。

2.50 全体として、政府は、タミル系コミュニティに対する虐待の責任追及について大きく進展していない。シリセーナ大統領は、「戦争の英雄」を訴追から保護すると何度も約束し、政府は、今後の特別司法メカニズムにおいて、外国の裁判官を関与させることを拒否した。2018年9月に国連総会において、シリセーナは、「平和をもたらし、[スリランカの]領土の完全性を担保してくれた」ことについてスリランカ治安部隊に感謝し、スリランカが自らの問題を解決する余地を与えるように国際社会に求めた。2019年8月19日、シリセーナは、OISL が戦争末期における人権侵害に関与していると示唆した Shavendra Silvawhom 中将をスリランカ陸軍の司令官に任命した。国連人権行動弁務官のミシェル・バチエレは声明において、Silva の任命は、HRC 決議 30/1 における正義・責任追及を推進するというスリランカの約束を破り、和解努力にダメージを及ぼすと主張した。暫定報告書において、OMP は、強制的失跡事例において犯罪責任容疑がある人物が、軍や警察をはじめとする高い権力のある地位を占め続けていると指摘した。地元情報源は、戦争中の虐待について軍に責任を問う政府の意欲に疑念を呈した。DFAT は、戦争中の違反行為に対する責任追及については、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

近い将来に大きな進展はないと考えている。

人権フレームワーク

2.51 スリランカは、主要な国際人権条約には加盟している。同国は、人種差別撤廃条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及びその選択議定書、全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約、強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約及び障害者の権利に関する条約とその選択議定書に批准した。

2.52 スリランカ憲法は、多くの国際的に認められている人権を保障している。スリランカは、2017年11月にHRCにおいて、3回目の普遍的・定期的レビュー（UPR）を受けた。230件の勧告のうち、スリランカ政府は177件を受け入れ、53件を留意し、12件の自主公約を行った。政府は、2011年に人権保護と促進のための五か年国家行動計画を発表した。市民社会や国民と協議して作成された後継の国家行動計画は、2017年11月に発表された。

2.53 情報権法は2016年6月に可決され、北部と東部の軍が支配する地域に関するものを含め、政府の情報にアクセスするために市民が積極的に活用している。ジャフナ大学は、情報権法を通じて情報を請求する方法について北部のジャーナリストに研修を行っている。

国内の人権機関

2.54 スリランカ人権委員会（HRCSL）は、基本的権利の侵害容疑の調査、国際的な人権基準に準じた法・政策策定における政府への助言及び全国的な人権意識の促進という権能を与えられて、1996年に議会法により設立された。HRCSLは、拘留場所に無制限で出入り可能であり、被拘留者の安寧を監視するために定期的に刑務所を訪問している。HRCSLは、独立して捜査を行う能力を有しているが、訴追権限は有していない（司法長官に事件を送付して訴追を求めることは可能である）。HRCSLはコロンボに本部があり、北部州や東部州を含む全国に10の地域事務所を有している。HRCSLは、シンハラ語、タミル語及び英語で、受領した申立てや解決した申立ての件数について四半期ごとに報告書を発表している。HRCSLへの申立ては、シンハラ語、タミル語又は英語で行うことができる。HRCSLは、2017年1-9月に5614件の申立てを受け、2018年1月時点で、そのうち2015件が解決済みである。多くの申立ては、学校入学や公共部門での昇進における差別に関するものであるが、拷問、脅迫、監視・いじめ、恣意的逮捕・勾留及び警察などの政府による無策を申し立てるものもある。テロ関与が疑われる人の拘留監督におけるHRCSLの役割は、現在、議会において新たなテロ取締法案に基づいて強化される。同法は、本文刊行時には草案の状態であり、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

修正が加えられる可能性がある（監視、嫌がらせ、逮捕及び拘留並びに恣意的な逮捕と勾留参照）。

2.55 2007年、Global Alliance for National Human Rights Institutions は、国内人権機関の国際的な基準であるパリ原則を完全に遵守していないことで、HRCSL をステータス B 評価に格下げした。HRCSL が格付けを下げられたのは、コミッショナーの指名等に関する独立性に対する懸念によるものだった。HRCSL はその後、独立性を著しく強化し、パリ原則を全面的に遵守していると評価され、2018年5月にはステータス A 評価を受けた。2015年の憲法第19修正条項は、大統領のメンバー任命裁量を削除することにより、HRCSL の独立性を強化した（現在では、憲法評議会が被指名者を推薦する）。法務、学術及び国連の経験を有する新たなコミッショナーの任命により、HRCSL の能力も改善した。しかし、リソース上の制約は依然として課題であり、HRCSL が、適時に申立てに対応し、新法が人権を遵守していることを担保する権能の履行が妨げられている。情報源が DFAT に語ったところによれば、政府は、その権能にかかわらず、法案起草において必ずしも HRCSL に相談するわけではなかった。

治安情勢

2.56 北部と東部をはじめとするスリランカの治安情勢は、2009年5月の内戦終了後に著しく改善した。スリランカ政府は、タミル系住民地域を含む全国に効果的な支配力を行使している。2019年4月21日の復活祭のテロ事件後、バリケードやセキュリティチェックポイントの設立などを通じて、スリランカ全土のセキュリティは強化された。2019年4月22日には全国的な有事規制が敷かれた。これにより、警察や軍は、拘留、捜索、立入りの広範囲な権限を与えられ、死刑の規定も含まれた。有事規制は2019年4月22日に終了したが、シリセーナ大統領が同時に発効した官報は、法や治安の維持に際して要請があり次第、警察を助けるために全土に軍を配備したままにしておくことを認めている。同官報によれば、治安維持部隊は単独では、有事規制により認められていたように逮捕・捜索を行うことはできない。

2.57 ISIL に触発された地元のイスラム過激派による 2019年の復活祭のテロ事件は、コロンボ（西部州）のラグジュアリーホテル3軒とコロンボ、ネゴンボ（西部州）及びバットикаロア（東部州）の3つの教会を標的とした。さらに、テロ取締り作戦中の4月21日、22日に、コロンボ郊外のデヒワラ、デマタゴダ、コタヘナの3か所で爆破は起こった。スリランカ政府によれば、爆破によって外国人42人を含む250人以上が死亡し、490人が負傷した。4月22日、警察は、コロンボ中心部のペターのバス停から87の低級爆薬の起爆装置を回収した。4月26日、アンパラ（東部州）での自爆テロに関係した施設での治安作戦中に15名が死亡した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.58 4月23日、スリランカ政府は、これらの攻撃はNTJとJMIによるものであるとし、これらのグループは外国から支援を得たと主張した。NTJもJMIも、それまで目立った存在ではなかった。NTJのリーダーであるMohammed Zaharanは、カッタクディ（東部州）にある基地から、ソーシャルメディアなどを通じて過激派コンテンツを広めていることが分かっていた。Zaharanは、コロンボの自爆テロリストの一人だった。ISILは、政府からの告発後まもなく、攻撃は自らの仕業であると主張した。現地の捜査員によれば、NTJとJMIは、ISILから刺激を受けたものの、直接の関係はなかった。

2.59 2019年4月22日、シリセーナ大統領は、復活祭のテロ事件の原因と背景を調査するために、引退した最高裁判事1名を含む3人体制の委員会を任命した。同委員会は、2019年6月10日に大統領に最終報告書を提出した。5月22日、攻撃につながった情報機関の過失を捜査するために、複数政党の議会の特別調査委員会が設立された。同委員会は、2019年10月23日に調査結果を報告した。シリセーナとウィクラマシンハ首相は、国民に結束と自制を呼びかけ、イスラム系コミュニティ一般は攻撃の実行者と無関係であるようにスリランカ国民に呼びかけた。イスラム系は、復活祭の事件以降、報復措置や蔓延する差別や悪口の対象となっている（イスラム系参照）。

2.60 スリランカ政府は、復活祭の事件に直接的に関与した者を全員殺害又は逮捕し、NTJやJMIが今後大量の死傷者を出す攻撃を行える能力を縮小させたと語った。この攻撃に関連して2,300人近くが逮捕され、報道によれば、そのうち最高300人は、刊行時点でまだ警察に拘留されている。NTJとJMIのメンバーは多くないと考えられている。両グループとも、4月27日にスリランカ政府により禁止されている。このため、スリランカ当局は、同グループの活動を抑制し、資産を押収することができる。それとは別に、5月23日、スリランカ政府は、NTJ、JMI及び第三の地元のイスラム過激派グループ Willaayath as Seylani (WAS) を、テロリスト行為及びテロ資金調達の防止及び抑制に関する国連安全保障理事会（国連SC）決議1373（2001年）を実施する国内法に基づくテロリスト組織に指定した。WAS及び復活祭の事件への関与の度合いについては、刊行時点ではほとんど分かっていなかった。

2.61 スリランカ全土の犯罪率は様々であるが、コロンボ地域が最も高い。近年、殺人事件の発生件数は急激に減少し、現在では他の東南アジア諸国と同程度である。国連薬物犯罪事務所（UNODC）の推定によれば、2016年の殺人発生率は、10万人当たり2.55件だった。多くの地元情報源は、Aavaギャングメンバーによるものと思われる無差別の武力攻撃を含め、ジャフナ（北部州）のギャング暴力が増加しているとDFATに語った（北部と東部の治安情勢参照）。北部州の情報源は、北部のタミル系コミュニティが、近隣との些細な衝突を含め対立を暴力で解決しようとする傾向を深めているともDFATに語った。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.62 スリランカの選挙期間は歴史的に、不安定な時期である。2015年の議会選挙前の数週間に暴力事件が急増したが、政治暴力の報告は、2015年の選挙以降減少した。中立的な選挙監視人は、2018年の地方政府選挙における暴力事件は前回の選挙に比べて減少したと報告した。

2.63 ラージャパクサ前大統領の支持者が、一部の官庁を取り囲み、2018年10月26日に同氏が首相に任命されたのを受けて、国営テレビ局を無理やり占拠した。10月28日、ウィクラマシンハの石油大臣である Arjuna Ranatunga のボディガードが、ラージャパクサを支持し、Ranatunga が石油省に入るのを邪魔していた群衆に発砲し、1人のラージャパクサ支持者が殺害され、2人が負傷した。この事件と議会における物理的な衝突にかかわらず、憲法の危機は平和裏に展開した。大規模集会が開かれたが、衝突は起こらなかった。危機の間、コロンボの街路に軍の姿が見られたが、危機の間、一貫して中立的だった。

北部と東部の治安情勢

2.64 政府は、北部と東部への異動を制限しなくなった。政府は、2015年に幹線道路のセキュリティチェックポイントを廃止したが、2019年の復活祭のテロ事件後に幾つか再び設けられた。DFAT 年は、2019年4月21日以降に北部で復活した一部のセキュリティチェックポイントはその後撤去されたと理解している。

2.65 軍は、ジャフナ半島の約3万人（一部の NGO によれば、人数はもっと多い）を含め、北部に多くの勢力を維持している。軍の大半は、ジャフナ半島の治安部隊野営地と周辺の小規模な軍営に閉じ込められている。軍の民間人への関与は減ったが、経済などへの民間人の活動への軍の関与は北部州で続いている（北部と東部の経済状況参照）。軍による一部の土地の占拠が続いていることと失跡者の追跡調査が遅々として進展しないことで、北部での抗議行動は続いている。スリランカのその他の地域と同様に、2019年の復活祭のテロ事件の影響を受けて、北部と東部では治安部隊が警戒を強めている。軍北部と東部における軍の存在感は、2019年4月21日以後高まり、2019年4月22日に導入された有事規制に従って、軍と警察は、拘留、搜索、立入りの権限拡大を享受した。有事規制は、2019年4月22日に失効した。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、2019年4月21日以降の北部での治安体制の強化はその後緩和された。

2.66 軍は、基地や関連するバッファゾーンを設置するために、内戦中及び内戦後に、北部州や東部州の多くの私有地や国有地を接収した（「ハイセキュリティーゾーン」と呼ぶ）。政府の移行期正義努力の一環として、シリセーナ大統領は、2018年末までに北部と東部の軍が接収した土地を全て返還すると約束した。土地の返還について大きな進展はなかったものの、シリセーナの約束は、刊行時点では果たされていなかった。スリランカ政府によれ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ば、2019年4月2日時点で、2018年の5,797エーカーを含め、軍が保有する土地のうち89,263エーカー（又は75パーセント以上）が解放された。

2.67 漸増的な土地の返還は続いているが、土地の解放方法にも問題があった。例えば、ある場合には、農家が土地を返還されたが自宅は返されず、漁師は土地を返されたものの、海へのアクセスを拒否された。政府は、土地が国家安全保障上の理由で返還されない場合には、補償金を支払うことを約束した。DFATは、軍が返還する土地及び補償方法について単独で意思決定権を保有していると理解している。情報源がDAFTに語ったところによれば、軍は、漁業・農業目的を含め、経済的に価値があると見なされる土地を引き続き保有している。OHCHRによれば、2018年9月30日時点で、軍は、北部州で17,793エーカー（そのうち4,162エーカーは私有地）、東部州で12,520エーカー（そのうち、131エーカーは保有地）を保有していた。軍情報筋によれば、現在では、ジャフナ半島の土地で軍が占拠しているのは、1.37パーセントのみである。政府情報源によれば、残った土地の返還の遅れは、既存の基地の閉鎖と兵力を他の場所へ移転する際の複雑さと費用負担のためである。政府及び軍は、土地返還の約束は守ると述べている。

2.68 地元情報源によれば、Aavaギャングは、ジャフナや北部州の別のエリアで活動している。Aavaギャングは主に、タミル系の若い男性で構成されている。その規模は分かっていない。警察は、武力攻撃や強盗など、ジャフナにおける近年の犯罪活動の急増をこのグループのせいであるとして、リーダーとされるKumareswaran Vinodanを含むメンバーの多くを逮捕した。Aavaギャングの出自については、異論がある。2016年11月、当時保健大臣兼内閣広報担当だったラジタ・セナラトネ博士は、Aavaギャングは、軍が戦時中にLTTEの暴動を鎮圧するための道具として作ったものであり、戦後、タミル地区に大規模な治安部隊を置く理由を正当化するために使用されたものであると主張した。DFATはこの主張を検証することはできない。複数の地元情報源はDFATに対して、Aavaギャングのメンバーは、真似ようとしたタミル系ギャング映画の登場人物の影響を受けていると語り、うわさされている軍との関係を否定した。

2.69 ある警察高級官僚は、2018年10月にスリランカのマスコミに対して、ギャングの暴力は、北部州の53の警察区域のうち4か所でしか発生していなかったし、また、これらの事件の大半は敵対するギャング間で起きたものだと言った。地元のマスコミ報道によれば、警察は、2018年10月のAavaギャング排除のための特別作戦を開始した。地元情報源はDFATに対して、警察は定期的にジャフナで車を停止させて武器を探し、2019年の復活祭のテロ事件以降の治安強化により、北部の犯罪率は減少したと言った。

2.70 DFATは、Aavaギャングを含むギャングは北部州で活動しているが、地元コミュニテ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ィに対する暴力の脅威は少ないと考える。

2.71 タミル人民解放の虎（TMVP、元カルナ派）やイーラム人民民主党（EPDP）などの戦争中は前政権と手を結んでいた元タミル系準軍事組織は依然として活動しているが、武装を解除し、現在は政治に従事している。東部で活動する TMVP は、2007 年に政党として登録した。TMVP は、2008 年に東部州の地方議会選挙において過半数を獲得し、2018 年 2 月の地方政府選挙において幾つかの議席を獲得した。2004 年 3 月に政府に寝返るまでは LTTE の東部州上級司令官だった TMVP の創立者であるビニャガマムーシ・ムラリタラン（仮名 Karuna Amman）は、2008-2015 年に UPSA/SLEP の議員を務め、ラージャパクサ元大統領の下で国家統合副大臣を務めた（ムラリタランは、2017 年 2 月に新たな政党、タミル統一自由党を立ち上げた。）。

2.72 主に北部で活動する EPDP は 1990 年に設立され、1994 年には早くも政治に進出した。創設者のダグラス・デバナンドはそれ以降、ジャフナ地域の議員を務めている（デバナンドは、チャンドリカ・クマールラトゥンガ元大統領とラージャパクサの下で幾つかの閣僚職を務めた）。カルナ派/TMVP と EPDP は、戦争中及び戦争後に深刻な人権侵害、及び申立てによれば当局と共謀して、戦争中に違法な殺害を犯し、LTTE メンバーと疑われた人を叱責させ、市民を攻撃・誘拐し、子供を兵士に採用したと告発された。戦後、TMVP は、LTTE の元メンバーと疑われる人や、政敵である TNA や UNP の支持者を虐待、威嚇したと告発されている。

2.73 DFAT の理解によれば、2015 年の現政権就任以来、TMVP と EPDP の影響力は大幅に衰退し、軍事組織はなくなった。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、2018 年 10 月 28 日に協力関係にあるラージャパクサが首相に任命されたのを受けて、北部で TMVP が「再浮上」し、目立つようになったが、これによる暴力の報告はなかった。地元情報源によれば、LTTE と関係を持っていた人など一部のタミル系は依然として TMVP や EPDP を恐れているものの、これらのグループは、もはや重大な懸念ではない。情報源が DAFT に語ったところによれば、TMVP は、北部には正式には存在していなかった。DFAT は、現政権下では、DFAT TMVP と EPDP がタミル系コミュニティメンバーに与える暴力脅威や威嚇の程度は低いと考えている。

3. 難民条約の主張

人種/国籍

3.1 スリランカは、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に加盟している。憲法は、「いかなる市民も人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見、出生地又はそのような理由で差別されてはならない」と定めている。タミル系コミュニティに差別的だったか

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

つての言語政策（シンハラ語のみを公用語とする「シンハラオンリー法」と呼ばれる 1956 年公用語法）と共に、内戦の民族的側面は、民族と言語が、スリランカにおいて注意を要する問題であることを意味している。1987 年に可決された憲法第 13 修正条項は、タミル語をシンハラ語と共に公用語と認め、英語も「リンク語」として認めている。2012 年、三公用語政策により、スリランカ国民は、スリランカ全土で、シンハラ語、タミル語又は英語でコミュニケーションする権利を得た。この政策に基づいて、2007 年 7 月 1 日以降に雇用される全ての公務員は、年次昇給を得るためには雇用から 5 年以内に両方の言語に堪能にならなければならない。民族と言語は、和解プロセスにおける根本的な考慮事項である。

3.2 ほとんどのスリランカ人は、自らの民族コミュニティ内で生活していることが多いが、大都市エリアでは異なる民族グループが近接して暮らしている。コロンボでは、シンハラ系、タミル系及びイスラム系住民はほぼ同数である。スリランカの商業中心地であるコロンボには、より大きな経済的チャンスを求めて、国内の他の地域からもタミル系やイスラム系が集まる。戦争中に北部と東部における戦闘を回避するためにコロンボに移住したタミル系やイスラム系も多い。タミル系は北部州で住民の大半を占めている。というのも、戦争中にこの地域が孤立したことや、1990 年の LTTE によるイスラム系排斥により、民族的多様性が少なくなったからである。対照的に、東部州は混合が進み、2012 年の国勢調査時点で、タミル系が人口の 39.2 パーセント、イスラム系が 36.9 パーセント、シンハラ系が 23.2 パーセントを占めていた。情報源は DFAT に、LTTE がイスラム系コミュニティに対する攻撃を実行したと言われる、内戦時代から続く東部州のイスラム系とタミル系コミュニティの対立について話した。これらの対立は、2019 年の復活祭のテロ事件後に鮮明化した。対照的に、イスラム系の情報源が DAFT に語ったところによれば、イスラム系とタミル系コミュニティは、北部州では平和に共存している。

3.3 スリランカ社会においてカーストは依然として重要であるが、時代と共にその影響力が減少した。情報源が DAFT に語ったところによれば、カーストは、ヒンズー系コミュニティ内でとりわけ影響力を維持している。事例証拠によれば、ヒンズー系にとって、カーストは結婚に際しては宗教よりも重要である。ヒンズー系はなによりも自分の所属するカースト内で結婚することを好み、異なるカースト間の結婚には眉をひそめる。情報源が DAFT に語ったところによれば、カーストに基づく差別はいまだに発生するが、現代ではより目立たない形で行われる。

3.4 DFAT は、タミル系を含む非イスラム系スリランカ人は、教育を受ける機会、雇用、住宅などにおいて、民族又はカーストに基づいて、政府又は社会から差別を受けるリスクは低いと考えている。DFAT は、2019 年の復活祭のテロ事件以降、イスラム系スリランカ人が政府による差別を受けるリスクは低いと上昇しており、社会的差別のリスクは中程度であると

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

考えている（復活祭のテロ事件と反イスラム暴力の影響参照）。

タミル系

3.5 タミル系は、スリランカで二番目に大きな民族グループである（人口の 15.3 パーセント）。最新の国勢調査結果によれば、タミル系人口の 2012 年の人口は、1981 年の 270 万人から増えて、310 万人だった。タミル系はスリランカ全土に居住しているが、北部州と東部州に集中している。2012 年国勢調査によれば、タミル系は北部州の人口の 93.8 パーセント、東部州の人口の 39.2 パーセントを占めている。タミル系は西部州では人口の 6.8 パーセントを占めている。インド出身のタミル系は、中部州、サバラガムワ州、ウヴァ州で多くを占めている。

3.6 タミル系は大きな政治的影響力を有し、2015 年の政権交代以降、政治的対話への参画が増えた。タミル系政党は多数存在し、最大の政党連立は TNA の参加で活動している。TMVP と EPDP は、政治的にも活発に活動している。前回の地方政府選挙（2018 年 2 月）では、TNA の得票率は減少し、より強硬なタミル系グループに明らかに支持が移った。タミル系は、2019 年の選挙の時に比べて、2015 年の大統領・議会選挙ではあまり嫌がらせを受けなかった。タミル系は、TNA をはじめとして政治関与により当局から不必要に注目を浴びていないと DFAT は理解している。DFAT は、タミル系の政治参画に障害はないと考えている。

3.7 タミル系コミュニティの一部のメンバーは、公務員職など、雇用における差別を報告している。タミル系が支配的な北部と東部でも、タミル系の公務員は相対的に少ない。政府の奨励措置にもかかわらず、タミル語を話す警官や軍人の数は北部と東部で少ないままであり、タミル語しか話せない人は、当局とのコミュニケーションがうまくいかない。

3.8 DFAT は、公共セクターにおける雇用では、民族に基づく公的な差別は存在しないと考えている。むしろ、タミル系議員の不足は主に言語的な制約と戦争により教育が中断したことが主な原因であると考えている。

3.9 DFAT は、南部出身の一部のシンハラは、戦後に政府の支援を得て、北部と東部に再定住したことを認識している。北部の地元情報源は、非仏教徒居住地区に仏像や寺院を建設することに懸念を示した。DFAT は、北部と東部のシンハラ系の入植者が優遇措置を受けてビジネスを開いたという主張を検証することはできない。一部のタミル系情報源は、シンハラ系は望ましい海岸地区に再定住し、北部のシンハラ系の漁師は海軍の支援を受けていると主張した。

監視、嫌がらせ、逮捕及び拘留

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.10 北部と東部をはじめとする多くのタミル系は、戦争中に治安部隊により監視され、嫌がらせを受け、逮捕又は拘留されたと報告した。LTTE メンバーや支援者はほぼ全員がタミル系であるが、治安部隊も、民族に基づいて LTTE の支援を割り振り、有事規制は当時、差別的に適用されていた（政治的意見（現実又は暗黙のもの）参照）。

3.11 タミル系コミュニティメンバーは、当局は、北部と東部における集会や抗議行動を引き続き監視し、個人やグループに対して標的を絞った監視や尋問を実施していると主張している。治安部隊は、失跡者、土地解放や記念イベントなど、戦争に関連する政治的にデリケートな問題に関わっている人を監視する可能性が最も高い（市民社会組織と政府を批判する人々、マスコミ参照）。地元情報源は、現在では監視方法は分かりにくくなっていると DFAT に語った（元 LTTE メンバーの監視参照）。

3.12 北部と東部のコミュニティは、軍情報部や警察の犯罪捜査部門が監視を行っているが、警官や軍人は平服を着て、自らを名乗らないことが多いと報告している。地元情報源によれば、これらの集会や抗議行動への参加者はしばしば写真を撮影される。東部では、報道によれば、コミュニティ内の地元の情報提供者（隣人やビジネスオーナーを含む。）が当局の代わりに監視を行う。情報機関も、タミル海外居住者など、外国のグループとの関係を監視する。

3.13 現政府は、タミル系の国家を求める武装闘争に関係するイベントの公の記念に対する制限を一部緩和した。情報筋が DFAT に語ったところによると、当局による監視はあるものの、タミル系は、2016 年以降、Maaveerar Naal（偉大な英雄の日）を記念する公的式典を自由に開催することができる。Maaveerar Naal は、LTTE のために戦って死んだ人を追悼している。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、戦争追悼式典における雰囲気は「前向き」であり、タミル系はこのようなイベントを行うことに賛成しつつある。治安部隊が多数立ち会ったものの、戦争終了 10 年目を記念した記念式典が、2019 年 5 月 18 日にムリバイカル（北部州）で開かれた。情報源が DAFT に語ったところによれば、治安の強化と 2019 年 4 月 22 日に導入された有事規制に基づく不安レベルの高さにより一部の人は出席しなかった。有事規制は、2019 年 4 月 22 日に失効した。

3.14 北部と東部の LTTE の墓地は、戦争中及び戦後に政府によって破壊された。その後に再建されたものもある。LTTE リーダーであるプラバカランの誕生日（11 月 26 日）を祝うことは違法であるが、一部のタミル系がこの禁止措置に逆らっていることは知られている。TNA 地方議会議員を含む 7 名のタミル系が、2018 年にプラバカランの結婚式祝典を計画したことで逮捕されたが、その後釈放された。LTTE の旗やプラバカランの写真など LTTE シンボルの陳列は禁止されている。2019 年 5 月 2 日、ジャフナ大学学長と学生組合書記長は、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

学生食堂マネージャーと共に、プラバカランの写真を陳列し、LTTE の文献を所有したことで、テロ防止法（PTA）に基づいて逮捕された。彼らはその後保釈された。

3.15 DFAT は、日常生活におけるタミル系の監視は現政権下で大幅に減ったものの、政治的にデリケートな問題に関するものなど、北部と東部におけるタミル系の監視は続いていると考えている。監視対象者に対する物理的な暴力は稀である。

3.16 PTA は、分離派の反乱に対抗するために、1079 年に一時的措置として制定された。同措置は、1982 年に恒久的措置とされた。PTA は正規の刑事法には含まれず、拘留と自白の許容性に関する特別条項を含んでいる。PTA は、詳細不明の「非合法活動」による逮捕を認め、告訴せずに最高 18 か月間拘留することを許し、自白は概ね許容されると定めている。PTA は主に LTTE の関与が疑われている人々を標的とするために使用された。戦争中、当局は、PTA に基づいてほかのどの民族グループよりも多くのタミル系を拘留した。2015 年以降、政府は、PTA に基づく被拘留者を一部見直し、一部を釈放したが、ほとんどはタミル系だった（恣意的な逮捕と拘留参照）。

3.17 PTA は、法的効力を維持している。同法は、HRC 決議 30/1（2015 年）に基づいて PTA を撤回・置き換えるという政府の約束を受けて、2016 年から 2019 年 4 月まで実質的に停止されていた。しかし、PTA は現在では失効している有事規制と共に、2019 年の復活祭のテロ事件に関与したとされる人々を拘留するのに使用されてきた。DFAT は、2019 年 4 月 21 日以降に PTA に基づいて何人の人が拘留されてきたのかを検証することはできない。

3.18 PTA は、2016 年から 2019 年 4 月の間に散発的に使用された。2018 年には三回（7 月に TNA 広報官 M.A. Sumanthiran に対する暗殺容疑に関連して、9 月にシリセーナとゴーターバヤ・ラージャパクサ元防衛大臣に対する暗殺計画容疑に関連して、そして 11 月には、バツィカロアの警官 2 名の殺害に関連して）、2019 年 1-4 月には 2 回（1 月と 3 月に、それぞれ爆発物の欧州と薬物の密輸に関係する事例において）使用されたことが分かっている。情報源が DFAT に語ったところによれば、PTA はこれらの事例では、Sumanthiran 暗殺計画容疑の場合には、治安上の理由で、北部州（犯罪が行われたと言われる場所）ではなくコロンボで審理を行うためという具体的な理由のために使用された。2018 年 11 月にバツィカロアでの警官 2 名殺害容疑で逮捕されたタミル人は、2019 年 5 月に釈放された（NTJ は殺人の容疑をかけられている。）。知られている限り、PTA が 2017 年以降に使用されたことはない。

3.19 政府は、広範囲な和解・移行期正義約束の一環として、PTA を撤回し、人権に則したテロ取締法と置き換えることを約束した。後継法案であるテロ取締法（CTA）は、2018 年 9

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

月に内閣によって承認され、2018年10月9日に議会に提出された。その後最高裁判所は、CTAの一部の条項の合憲性に異議を申し立てる幾つかの申立てを審議し、そのうち多くが違憲であると宣言し、修正を要求した。裁判所が要求した修正の一つは、死刑の規定を盛り込むことだった。

3.20 憲法の危機と2019年の復活祭のテロ事件によって、CTAの制定が遅れた。法案は議会監督委員会にとどまっているが、いつ議会での採決に掛けられるかは不透明である。UNP構成員と野党リーダーのラージャパクサは、復活祭のテロ事件後にCTAに反対した。2019年7月、内閣は外務大臣を筆頭とする、「テロリズム取締りのための効果的な法的枠組み導入」に関する提言を提出する閣僚委員会を任命した。DFATは、このプロセスにはCTA法案の修正を伴う可能性があることを理解している。このような背景において、DFATは、PTAの撤回と置換えが近いうち実現することはないだろうと考えている。

宗教

3.21 宗教は、スリランカの日常生活において重要な役割を果たし、民族と深い相互関係がある。ほとんどのシンハラ系は仏教徒であり、タミルの大半はヒンズー教徒である。各民族のうちで、キリスト教は少数派である。イスラム教とは別の民族グループと見なされている。現政権は、宗教・民族の和解を実現すると公に宣言した。

3.22 憲法は、改宗の自由を含む宗教の自由を定めている。このため、憲法は、公開又は非公開の礼拝の自由を定めている。しかし、憲法第9条は宗教的マイノリティの権利を保護する一方で、仏教に「第一の場所」を与え、国家に仏教を「保護、育成する」義務を課している。2003年、最高裁判所は、国は仏教のみを保護することを憲法により義務付けられているという判決を下した。憲法改正プロセスは、第9条の修正に関する話し合いを含んでいたが、DFATは、仏教が憲法において有している特別な地位を取り除こうとする試みは政治的に問題となり、シンハラ系コミュニティからの強い抵抗に遭い、失敗に終わる可能性が高いと考えている。宗教を侮辱することを意図した行為は、罰金ないしは1年間の禁錮刑の罰を受ける。これは、仏教のみならず全ての宗教に適用される。礼拝場所や宗教物に対する攻撃は、罰金ないしは2年間の禁錮刑の罰を受ける。同様に、これは全ての宗教に適用される。

3.23 スリランカは、仏教徒、ヒンズー教徒、イスラム教徒及びキリスト教徒の聖日を認めている。著名な仏教徒、ヒンズー教徒、イスラム教徒及びキリスト教徒の指導者は国家行事に出席するが、ほとんどのイベントは仏教儀式しか含んでいない。四大宗教のポートフォリオ責任を負う閣僚は、担当する宗教の信者である。宗教は私立校でも公立校でも必須科目である。学生は、教師の有無に応じて、仏教、ヒンズー教、イスラム教又はキリスト教の授業のいずれかで勉強することができる。ヒンズー教とイスラム教の公立学校も幾つかある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.24 前政権のラージャパクサ政権は、過激派仏教徒グループ Bodu Bala Sena (BBS、英語では Buddhist Power Force) への支持など、宗教的差別には制裁を加えた。2013年、当時国防大臣だったゴーターバヤ・ラージャパクサは、ガルの BBC アカデミーの創立式での基調演説者だった。宗教マイノリティを標的とした事件が、2018年と2019年を通じて、報告された。一部の地方政府職員や警察は、2008年の仏教信仰・宗教問題省の回状に言及し続けている。同回状は、全ての新たな礼拝場の建設には、同省の承認を必要とすると述べたものであり、2015年に撤回された。地元情報源によれば、同回状は、宗教マイノリティの新たな礼拝場所建設を制限するために使用されている。DFAT は、宗教的背景により子供が入学を拒否される及び子供が国の学校において仏教儀式の遵守を義務付けられる報告を認識している。地元情報源は、地方レベルでは圧倒的に仏教徒の多い警察や政府職員は、宗教マイノリティに偏見があり、彼らに対する宗教に起因する攻撃に対して迅速に対応していないと申し立てている。宗教マイノリティは DFAT に対して、とりわけ地方政府レベルにおいて、国が彼らに対して仏教過激派からの保護を提供できる能力に対して信頼を失っていると述べた。

3.25 スリランカでは、BBS、Sinha Le (Lion's Blood)、Shinhala Ravaya (Shinhalalese Roar) 及び Mahason Balakaya (Strong G Host Regiment) などの多くの過激派仏教徒グループが活動している。これらのグループは、主にマヒンダ・ラージャパクサ政権時代に、宗教マイノリティによるスリランカの仏教徒のアイデンティティに対する認識された脅威に対するものとして浮上した。BBS が最も著名である。2012年に設立した同団体は、イスラム系をはじめとする宗教マイノリティに対する暴力行為やヘイトスピーチに従事している。イスラム系をはじめとする宗教マイノリティに対するヘイトスピーチは、ソーシャルメディアで蔓延している。

3.26 現政権では、国家当局は、シンハラ仏教過激派に対して相対的にさほど寛容性の低いアプローチをとり、BBS などのグループはある程度の抵抗に遭った。2018年8月、BBS の総書記である Galagoda Aththe Gnanasara は、2016年の事件後に、反ラージャパクサ漫画家の Prageeth Eknaligoda の2010年の失跡に関する裁判審理を妨害し、Eknaligoda の妻を殺すと脅して、法廷侮辱罪で6年の禁錮刑を科された。2018年11月19日、警察は催涙ガスと高圧放水砲をコロomboの大統領事務局の外で、Gnanasara の釈放を求めて抗議行動を行っていた BBS の僧たちに使った。とりわけイスラム系に対するヘイトスピーチの刑事免責と宗教マイノリティに対する暴力動機は継続中であり、来るべき選挙という観点から、仏教過激派に対峙する政治的意志の決定的欠如が残っている。シリセーナは、2019年5月22日に Gnanasara に恩赦を与えた。釈放後、Gnanasara は、積極的に反イスラムメッセージを広め、Gnanasara は証拠もなく2019年の復活祭のテロ事件に関与していたと主張し、イスラム系の閣僚や州

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

知事を解任するように政府に呼びかけた。情報源は、Gnanasara は法廷侮辱罪で刑務所に入れられたものの、宗教マイノリティに対する暴力を煽り立てたことで訴追されたことはない。

3.27 DFAT は、法や政策では宗教に基づいて差別していないものの、仏教以外の宗教の信者は、政府当局からの公式な差別のリスクは低く、これは自由に信仰することのできる能力に影響を及ぼす可能性がある。イスラム系は、有事規制に基づくイスラム衣装に対する規制を含め、2019年の復活祭のテロ事件後、ある程度の差別を経験した。これらは、2019年8月22日に失効した（復活祭のテロ事件や反イスラム暴力の影響参照）。

イスラム教

3.28 イスラム教は、スリランカで三番目に大きな宗教グループである（2012年国勢調査時点で、人口の9.7パーセントがイスラム教を信仰していた）1981-2012年に、スリランカのイスラム人口は、112万人から197万人に40パーセント増えた。ほとんどのイスラム系は、タミル語を第一言語としている。イスラム系コミュニティは、コロンボやカンディを含むスリランカ全土にあり、大きなコミュニティは東部（アンパラ、バットィカロア及びトリンコマリ）、北部（マンナル）及び北東部（プッタラムプッタラム）にある。スリランカのイスラム系のほぼ全て（98パーセント）は、スンニ派である。インドから来たボーラコミュニティのメンバーを含む少数のシーア派は、ほとんどがコロンボに居住している。主にセイロン警察のマレー系メンバーの子孫で構成されているマレー系コミュニティは、イスラム教徒であり、そのうち数人は、スリランカ軍や警察の高職に付いている。ウルドゥー語を話すメモンコミュニティのインドやパキスタン系子孫も大半は、コロンボに暮らしている。スリランカには、神秘主義者の伝統に従うイスラム系も少数暮らしている。イスラム教の財産権は国の法に従うが、シャリーア（イスラム）法や文化的慣行は結婚に適用される（イスラム系女性参照）。多くのイスラム系は、農業や漁業に従事しているものの、ビジネスマン、製造業、公務員になるものも多い。東部には、多くの富裕なイスラム系ビジネスマンがいる。2017年11月、バットィカロアのタミル系とイスラム系コミュニティ間の対立により、幾つかのイスラム企業が一時的にボイコットを受けた。イスラム企業は、2019年の復活祭のテロ事件後もボイコットを受けた。（復活祭のテロ事件や反イスラム暴力の影響参照）。

3.29 最大のイスラム系政党であるスリランカ・ムスリム会議（SLMC）は、議席を7つ有している。もう一つのイスラム系政党である全セイロン・ムスリム会議（ACMC）は、議席を5つ有している、SLMCもACMCも、UNPが率いる連立政権であるグッドガバナンス共同戦線の一部である。SLFPやUNPは、議会にイスラム系議員を送っている。イスラム系は、閣僚を含め9人の閣僚レベルのポジションを現政権で有していたが、2019年の復活祭のテロ事件後にイスラム系コミュニティを政府が保護しなかったという認識に抗議し、2019年6

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

月3日にイスラム系は大挙して辞任した。同日、国民からの圧力に対し、西部州と東部州のイスラム系州知事も辞表を提出した。イスラム系閣僚9名のうち8名がその後に閣僚・内閣に復職した（2019年6月19日に2名、7月29日に4名、8月23日に2名）。

3.30 イスラム系の大半は戦争中、(シンハラ) 政府勢力に味方したものの、イスラム系と過半数を占めるシンハラ仏教徒との間の宗教的対立は、戦後激化した。BBS、Sinha Le、Shinhala Ravaya 及び Mahason Balakaya などの過激派仏教徒グループは、ソーシャルメディアなどを通じて、イスラム系コミュニティを標的とした。現政権下での表現の自由の拡大やソーシャルメディア使用の増加は、イスラム系やその他の宗教マイノリティに対するヘイトスピーチ増加を可能とした。仏教過激派は、イスラム系が所有する店舗や企業のボイコットを呼びかけた。シリセーナ大統領は、反イスラムの憎悪犯罪を捜査し、実行者に裁きを受けさせることを約束したが、地元情報源は、政府は政治的理由で、国民の反動を懸念し、聖職者によって行われた暴力に対処することに乗り気ではないと主張している。イスラム系コミュニティ内の情報源は、イスラム系は BBS やその他の過激派仏教徒グループからの適切な保護を国から得ていなかったと DFAT に語った。

復活祭のテロ事件と反イスラム暴力の影響

3.31 2019年の復活祭のテロ事件後、スリランカの反イスラム感情は高まった。DFAT は、攻撃後に布告された有事規制の状況において、2019年4月21日以降、宗教を理由にイスラム系が差別を受けているという報告を認識している。これらの規則に基づいて、顔を覆って、身元特定の邪魔になる衣服が公共の場で禁止された。ブルカやニカーブ（顔を覆う）などのイスラム女性の服装を明示的に指したわけではないが、今回の禁止措置はこの種の衣服を明確に指していると解釈された。一部の店舗、病院、裁判所、大学がヒジャブをまとった女性の立入りを禁止したという報告を受けて、5月13日に政府は、同禁止措置がヒジャブ（顔を隠さない）には適用されないことを明確にする官報を発行した。有事規制は、2019年4月22日に失効した。フェイスカバーについては法的規制がなくなったものの、ニカーブをまとう女性が引き続き当局に拘束されるという報告がある。

3.32 地元情報源は DFAT に対して、攻撃後、東部州のイスラム系の店舗経営者、露天商、移動物売りや日雇い労働者は、日常業務を行うのを邪魔され、イスラム系企業に対するボイコットを奨励するパンフレットが配布され、一部のイスラム系は店舗や輸送機関へのアクセスを拒否されたと語った。DFAT は、北部と東部の何人かのイスラム系男性が夜間移動パスの発行を拒否され、漁業ができなかったという事例も聞いた。5月24日、クルネガラ（北西部州）のイスラム系医師である Mohamed Shafi 博士が、同意を得ずにシンハラ系の女性数千人を不妊にしたという疑惑で拘留された。逮捕後に、ナショナリスト系新聞に、身元不明の医師が帝王切開実施後に 4,000 人の女性を不妊にしたと主張する一面記事が掲載された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

警察が同博士に不利な証拠を何も見付けられず、Shafi 博士は、7月25日に保釈された。

3.33 2019年4月30日、Akila Viraj Kariyawasam 教育大臣は、スリランカのマドラサで有効なビザなしに働く外国人教師は、直ちに国外退去されると述べた。5月7日、内務省は、200人のイスラム聖職者を含む、ビザが切れた600名の外国人を国外退去させた。

3.34 過激派的兆候の監視をはじめとして、イスラム系コミュニティは、復活祭のテロ事件後の政府のテロ取締り努力の一環として、監視が強化された。政府は、これらの試みの一環として、リハビリテーションプロセスなどを通じて、過激派的思想と疑われるイスラム系を非急進化する取組をすると示唆した。このようなプロセスが導入される場合、どのような内容になるのかは不明である。マスコミ報道によれば、最高2,000人のイスラム系が尋問を受け、多くの場合、限定的な証拠に基づいて、「過激派」として拘留された。報道によれば、イスラム系は、国内全域においてセキュリティバリエードにおける車両捜索の標的ともなっている。イスラム系が使用する主要街道（プッタラムからマンナルやバブニヤ）沿いの軍のチェックポイントは、刊行時点でまだ残っている。

3.35 2019年4月21日、イスラム系コミュニティは、身体的攻撃や資産への損害等、報復攻撃の対象ともなってきた。西部州（ニゴンボ、ガンパハ、カルタラ）、北西部（プッタラム、チラウ、クルネガラ）及び北部州（マンナル）で報復行為が行われたことが分かっている。最も深刻な事態としては、5月12-13日に、チラウ、プッタラムやクルネガラなどの北西部州の数十のイスラム系企業、モスク、住宅や車両が幾つかの都市や町でシンハラ系暴徒の標的となった。多くの不動産が火をつけられ、破壊又は大きなダメージを受けた（地元の情報筋によれば、クルネガラ地区だけで450か所）。イスラム系ビジネスマンが1名殺害された。政府は全国的な外出禁止令を敷き、イスラム系に対する暴力行為をはじめとする暴力を扇動する動画やポスティングの拡散を阻止するために、社会不安に対応してソーシャルメディアを停止した。この暴力に関連して、著名なシンハラ系仏教徒ナショナリストである Amith Weerasinghe を含む100人以上が逮捕された。HRCSLは、当局が攻撃を止めるために十分な措置を講じなかったという懸念を表明した。Mahason Balakaya のリーダーである Weerasinghe は、2018年3月にカンディで起きた反イスラム暴力に関与し、その後保釈された（第3.37項参照）。BBSが2019年5月の暴力に関与していたかどうかは不明である。コミュニティ間の対立と更なる社会不安の可能性は依然として高い。DFATは、復活祭のテロ事件を受けて、イスラム系コミュニティに対する更なる報復攻撃及び広範囲な市民暴動の可能性はあると考えている。

3.36 東南アジアからの難民と亡命希望者も、復活祭のテロ事件後に脅された。ヒューマン・ライツ・ウォッチとアムネスティ・インターナショナルによると、主にパキスタンやアフガ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ニスタンからのイスラム系が主体の 1,100 名の難民や亡命希望者が、地元住民による大家への圧力を受けて、ニゴンボの自宅から退去させられた。DFAT は、これらの被害者は、国連 HCR から支援を受け、スリランカ警察や陸軍から保護を受けていたと考えている。一部は、元 LTTE メンバーの更生に使用された北部州のリハビリテーションセンターに一時的に滞在した（リハビリテーション参照）。

3.37 2019 年 5 月 12-13 日の出来事は、政府が 10 日間にわたる全国的な緊急事態を宣言し、カンディ（中部州）のシンハラ系仏教徒とイスラム系コミュニティメンバー間の衝突に対して、一時的にインスタントメッセージングアプリやソーシャルメディアプラットフォームを停止した、2018 年 3 月 6 日以降最も深刻な反イスラム暴力の事例だった。この暴動は、シンハラ系の男性が自動車事故後にイスラム系グループにより襲われたという報道がきっかけだった（シンハラ系の男性は、その後負傷により死亡した）。多数の軍や警察の動員や外出禁止令の延長にもかかわらず、カンディ周辺の幾つかの町で暴力は 2018 年 3 月 7 日まで続き、4 人（イスラム系に名とシンハラ 2 名）が殺害され、十数人がけがを負った。この暴力に関連して、Amith Weerasinghe を含む総計 280 人が逮捕された（Weerasinghe はその後、2018 年 11 月 1 日に保釈された）。カンディでの事件の前に、2018 年 2 月 27 日に、仏教徒ナショナリストグループが東部州アンパラのイスラム系が所有する住居、店舗及びモスクに放火する小さな事件があった。イスラム系レストランが、シンハラ的女性を不妊にするために、食品に「不妊薬」を混ぜているという噂が、攻撃のきっかけだった。ソーシャルメディアは、カンディもアンパラの事件も悪化させた。イスラム系は、これらの事件の間、警察は何もしなかったと報告した。

3.38 地元のグループは、北部と東部の、仏教徒住民がいたとしてもほとんどいない、ヒンズー系とイスラム系地域における仏教寺院の建設を報告した。北部の一部地域では、軍が関与していたと言われている。2016 年、Sinha Le は、カンディでのモスクの建設に対する抗議行動を組織したと言っていた。

3.39 2018 年 12 月、NTJ 所属と言われるイスラム系若者のグループが、マワネラ（サバラガムワ州）の仏像を破壊したが、これは地域での暴動につながらなかった。イスラム系リーダーが直ちに本件を非難した。

3.40 イスラム系やイスラム教の礼拝所に対する攻撃について信頼できるデータはない。イスラム系に対する攻撃は、復活祭のテロ事件後に増えた。近年、シンハラ系仏教徒ナショナリストグループが、イスラム系に対するヘイトスピーチの継続的なキャンペーンを行い、いまだに続いている。復活祭の事件後、イスラム系は差別と中傷の対象となり、一部の非イスラム系は、イスラム系コミュニティ全体が、2019 年 4 月 21 日の出来事に責任があると考え

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ている。2018年3月と2019年5月の反イスラム暴力を除いて、イスラム系コミュニティに対する攻撃は、低水準のものである。

3.41 DFATは、現状では、イスラム系が暴力に直面するリスクは中程度であると考えている。DFATはさらに、現状では、イスラム系が正式な差別に直面するリスクは低いが上昇傾向にあり、宗教の自由に対する脅威が増すなど、社会的差別に直面するリスクは中程度であると考えている。

キリスト教

3.42 スリランカのキリスト教徒の約82パーセントが、ローマカトリック信者である。その他のキリスト教は、英国国教会、アッセンブリーズ・オブ・ゴッド、バプテスト、末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン）、オランダ改革派教会、エホバの証人、メソジスト、ペンテコステ派などがある。福音派キリスト教グループの信徒数は少ないが、増加傾向にある。キリスト教コミュニティは、シンハラ系とタミル系民族グループ双方にまたがっている。

3.43 スリランカ福音同盟（NCEASL）は、2018年にキリスト教徒に対する暴力と威嚇行為が88件あったと記録し、そのうち19件は暴力行為を伴っていた。NCEASLは、2017年にこのような行為を96件、2016年に90件、2015年に89件記録した。これらは主に、身体的脅威や口頭による脅迫を含む、牧師やその信徒に対する脅し及び礼拝サービスの妨害、教会の閉鎖要求や法的異議申立てなどの威嚇行為だった。幾つかの事例では、地域の役人が福音派キリスト教教会を礼拝場所として登録することを要求したが、そのような登録を義務付ける法も規則もない。これらの報告された事例の実行者の大半は仏教徒で、ヒンズー教徒がこれに続き、カトリックが他のキリスト教宗派に対して行う事例が少ないながらこれに続いた。2019年以前には、イスラム系によるキリスト教徒への暴力や、あからさまな敵意の事例は報告されていない。DFATは、近年、ヒンズー教徒や仏教徒の暴徒が、キリスト教徒が北部中央州や東部州の墓地に死者を埋葬するのを妨害した報告があったことを認識している。

3.44 地元のキリスト教コミュニティの情報源によれば、宗教の自由に対する権利侵害に基づいて苦情を申し立てるキリスト教徒はしばしば、法執行者により手ひどく扱われ、責められ、一部の申立てはそれ以上の捜査が行われない。2015年以降にNCEASLが記録している、キリスト教徒に対する暴力・威嚇行為のうち、半数近くは、明示的又は黙示的に、警察、村役人（grama niladhari）及び部門事務局などの、役人が関与している。情報源がDAFTに語ったところによれば、キリスト教の宗教の自由に対する制約は農村部においてとりわけ顕著であり、その結果として、これらの地域のキリスト教徒は信仰を隠し立てしないことを懸念するようになっている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.45 NCEASL は、2019 年にこれまでに復活祭のテロ事件を含む、50 件の反キリスト教暴力・威嚇行為を報告している。これらの攻撃の一環として、キリスト教徒は意図的に標的とされた。殺された人の大半は、聖アンソニーローマカトリック教会（コロンボ）、聖セバスチャンローマカトリック教会（ニゴンボ）及びシオン福音書教会（バットィカロア）でのイースターミサに列席していた教区民だった。攻撃後直ちにスリランカ全土で、公の教会のミサは停止された。その後になって再開はされたが、セキュリティは強化されている。私立のカトリック学校は、5 月 14 日に再開した。

3.46 DFAT は、スリランカのキリスト教徒が政府による差別に遭うリスクは低いと考えている。DFAT は、スリランカの福音派キリスト教徒が社会的差別に遭うリスクは中程度であり、ローマカトリックやその他の主流キリスト教宗派が社会的差別に遭うリスクは低いと考えている。福音派キリスト教徒を標的とした事件の数は、近年概ね変化がなく、北中部州、南部州及び西部州の仏教徒が過半数を占める地域で最も多い。NCEASL は、キリスト教徒に対する暴力・威嚇行為の一部は BBS によるものであるとしたが、DFAT は、2018 年にキリスト教コミュニティに対して BBS が行った事例は認識していない。BBS やその他の仏教徒過激派グループの主な焦点は、イスラム系コミュニティである。復活祭のテロ事件までは、スリランカのイスラム過激派が、キリスト教徒に対して攻撃を仕掛けた報告はなかった。地元出身のイスラム過激派が、将来的にキリスト教コミュニティを攻撃する可能性はある。DFAT は、キリスト教徒が、地元出身のイスラム過激派グループによる暴力の対象となるリスクは低いと考えているが、そのようなグループがメンバーを拡大し、国際的なつながりを強化すれば、変わる可能性がある。

ヒンズー教

3.47 スリランカのタミル系のほとんどは、ヒンズー教徒である。ヒンズー教徒は、北部州の人口の大半を占め、北部州やスリランカのその他の地域において自由に信仰を實踐している。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、考古学省は、北部と東部のヒンズー教考古学遺跡は仏教徒の遺跡であると主張し、常習的に仏教徒に味方している。DFAT は、ヒンズー教徒に対する暴力を系統的に記録するスリランカの組織の存在は認識しておらず、そのため、この情報を検証することはできない（タミル系参照）。

異宗婚/異教徒間結婚

3.48 スリランカの異宗婚/異教徒間結婚の事例については公式な統計はない。事例証拠によれば、とりわけ都市部では事例があるものの、異宗婚/異教徒間結婚は全体としては一般的ではない。スリランカ国民は、自らの宗教共同体内で結婚することが奨励されている。家族が異宗婚/異教徒間結婚に不賛成を唱えることが一般的ではあるが、異宗婚/異教徒間結婚の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

カップルやその子供たちに対する肉体的な危害が表面化することは一般的にない。情報源が DAFT に語ったところによれば、異宗婚/異教徒間結婚は、北部と東部よりも国の南部（コロンボを含む）の方が多。異宗婚/異教徒間結婚を司るのは、宗教よりも国の法である。

3.49 キリスト教徒とヒンズー教徒間の結婚は、スリランカで最も多い異宗間婚である。シンハラ系仏教徒が、キリスト教徒と結婚することもある。スリランカのイスラム教徒は、他の宗教の信徒よりもキリスト教徒と結婚する可能性が高い。イスラム教徒との結婚を希望する非イスラム教徒は、イスラム教に改宗し、子供をイスラム教徒として育てなければならない。DFAT は、このような改宗が象徴的な場合があるという報告を認識している。BBS は、スリランカにおけるイスラム系の拡大主義の点からとらえ、仏教徒の女性がイスラム教の男性と行う結婚に対して以前懸念を提起した。イスラム系コミュニティにおいては、イスラム教徒以外と結婚した人は、社会的汚名を着せられる。

3.50 DFAT は、教育に関するものを含む、異人種間結婚をした人及びその子供たちに対する公的な差別を認識していない。

政治的意見（現実又は暗黙のもの）

3.51 スリランカは、独立以来、定期的に民主主義的選挙を行っている。選挙で大規模な暴力や不正投票が大きく取り上げられたことはないが、完全に自由で公平と言われたこともない。連邦オブザーバーグループは、前回（2015 年）の国政選挙は、「信頼性があり、民主主義的選挙の主要な基準を満たし、その結果は人民の意思を反映していた」と語った。米国は、2015 年の大統領選挙と議会選挙は自由かつ公平だったと見なした、DFAT は、政党はスリランカ全土で自由に活動し、選挙に出馬することができると考えている。

民族的・宗教的マイノリティを含むマイノリティの政治的代表

3.52 マイノリティの政治参加を妨害する、憲法、法又はその他の制約は存在しない。スリランカの政界は多様であり、民族、宗教、イデオロギー上の利害を代表する 70 の登録済み政党が存在している。議会における政治的代表は、人口全体に概ね比例している。現在の議会には、225 人の定員のうち、タミル系議員が 29 名、イスラム系 20 名である。イスラム系とタミル系は、現政権に議員として選出されている。

3.53 スリランカには禁止された政党はなく、全ての党は同じ法的枠組みの中で自由に活動している。DFAT は、シンハラ系、タミル系、イスラム系又はその他の政党が、待遇の違いに直面していることを示す証拠を認識していない。PTA は政党又は政治グループによる一部の行為を規制している。具体的には、「暴力行為又は宗教、人種若しくは共同体の不調和を引き起こす又は引き起こすことを意図する」人は、最高 5 年の禁錮刑を科される可能性が

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ある。政府は PTA を撤回して、人権に配慮したテロ取締法に置き換えることを約束した。このプロセスは刊行時点に進行中だった（監視、嫌がらせ、逮捕及び拘留参照）。

3.54 DFAT は、いかなる方も政策も、政治的見解に基づいて差別せず、特定の集団に対する政治的差別は存在していないと考えている。

タミル・イーラムの解放のトラ（LTTE）

3.55 2004 年のピーク時には、LTTE は、約 18,000 人の武装戦闘員を擁していた。LTTE は、事実上の首都であるキリノッチ（北部州）に、情報部門や政治部門及び広範囲な行政組織を擁していた。LTTE が支配する地域の大半がタミル系の市民は当然のことながら、LTTE に協力することが義務付けられた。LTTE は、タミル系海外居住者を主とする外国からの資金提供とタミル系の自発的・強制的動員で支えられていた。タミル系海外居住者からの資金提供は、地元の家族に対する脅迫や身代金目当ての誘拐など、威嚇や強制によって行われる場合もある。LTTE は、スリランカ国内の中流・上流タミル系に対してゆすりも行っている。LTTE は、支配下にある地域における反対意見を許容しないことで知られていた。

3.56 戦争末期に向かって、政府治安部隊は、LTTE メンバーを大勢逮捕・勾留した。ほとんどは、政府が運営するリハビリテーションセンターに送られた。スリランカの裁判制度を通じて、訴追されたのは僅かだった。治安部隊は、多くの市民に質問、監視を行い、LTTE 活動及び市民による抵抗を行っていないか、又は反政府感情を持っていないかも調べた。正式には権能を与えられていないものの、多くの場合、軍が市民生活において果たす役割は、目に付き、活発である。政府は、市民活動への軍の関与を低減することを公に約束した。

3.57 LTTE は徹底的に負かされたものの、スリランカ当局はその復活に神経をとがらせている。英国の移民及び亡命に関する第二層審判所の 2013 年審理における専門家証言によれば、スリランカ当局は、電子データベースの「停止」や「監視」など、元 LTTE メンバーや支援者に関する高度な情報を収集、維持している。「停止」リストは、有効は裁判所命令、逮捕状又はスリランカ旅券没収命令を有する人の名前を含んでいる。「監視」リストは、分離主義や犯罪活動を疑われている人を含め、スリランカセキュリティサービスが、興味があると見なされる人の名前を含んでいる。2017 年 6 月に英国内務省は、「監視リスト」は些細な違反者や元 LTTE 幹部で構成されていると報告した。DFAT は、監視リストに載っている人は監視されている可能性が高いと考えている。

3.58 元 LTTE メンバーは、政治を含む公的生活に参加するのにいかなる法的障害もない。2015 年 8 月の議会選挙において、TNA は、元 LTTE メンバーが自ら選挙に出馬するのは許さなかったが、元戦闘員たちは民主党十字軍党を設立し、選挙に出馬した。議席は獲得しな

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

かったものの、彼らが参加したことは、選挙プロセスの開放性を証していた。

3.59 LTTE は、2009 年以降、いかなる攻撃も行っていない。DFAT は、LTTE はもはやスリランカ内の組織化された軍としては存在しておらず、スリランカ国内の元 LTTE メンバーは、海外から帰国するものを含めて、スリランカ国民には最小の影響しか持たない。政府は、規制を緩和するという約束を実行して見せた。2015 年 11 月、国連 SC 決議 1373 (2001 年) の国内実行に基づいて、テロリスト組織 (LTTE) との関係容疑により 2014 年 3 月に禁止されたタミル系海外居住者の組織 8 つと 269 名の個人をリストから削除した。8 つの組織と 170 人 (そのうち 26 人は、2019 年 5 月 23 日に違法とされた) はリストに残っている (スリランカ国外に住む元 LTTE メンバー参照)。地元情報源が DFAT に語ったところによると、タミル系コミュニティは好戦性を捨て、政治的手段を通じて不満に対処すると約束した。

3.60 LTTE (並びに政府軍) の一部メンバーは、戦争犯罪への関与や戦争中に行った深刻な人権侵害により、国際的な難民保護を受けられない可能性がある。このような罪には、拉致や強制的失踪、市民に対する無差別の攻撃、強制移動、拷問及びその他の残酷、非人道的及び屈辱的な処遇、政治的暗殺を含む殺人、大量殺人、超法規的・即決処刑、強姦、子供の動員を含む、攻撃ないしは軍役ないしは労働実施のための強制的な動員などがある。

リハビリテーション

3.61 戦争終了以来、スリランカ政府は、元 LTTE メンバー向けの大規模なリハビリテーションプロセスを運営している。政府は、戦争の最後の段階で降伏した元 LTTE メンバー向けの 24 のリハビリテーションセンターを北部州、東部州及び西部州に作った。リハビリテーション長官事務局は、逮捕された LTTE メンバーに対応するのに、以下の「三通りのアプローチ」を用いた。つまり、(1) 通常の法廷で捜査、訴追される者、(2) リハビリ対象となる者、及び (3) 情報機関が戦争への関与が些細であることを確認した時点で釈放される者である。情報源が DAFT に語ったところによれば、リハビリテーション対象となったものは、元戦闘員だけでなく、タミル系居住地域において民政の一環として LTTE のために非戦闘機能を果たした者も含んでいた。

3.62 2019 年 3 月からのスリランカ政府統計によれば、12,191 人の元 LTTE メンバー (女性 2265 人を含む) がリハビリテーションを完了した。刊行時点では、元 LTTE メンバー向けのリハビリテーションセンターで活動を続けているのは 1 か所 (北部州バブニヤのプーンソタムリハビリテーションセンター) だけだった。このセンターは現在、元 LTTE メンバーを一名収容していると DFAT は理解している。元 LTTE メンバーのリハビリに使用されていた一部のセンターは、薬物中毒者のリハビリに転用された (非 LTTE メンバーのリハビリテーション参照)。政府消息筋が DFAT に語ったところによると、プーンソタムセンターはし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ばらくの間、オープンされたままで、当局が知るところの薬物中毒者や更生されていない元 LTTE メンバーの更生などに必要に応じて使用される。有罪となった元 LTTE メンバーは現在、PTA に基づいてなど、その他の場所に拘留され、解放時はリハビリテーションに送られる可能性がある（地元情報源によれば、そのような人が 100 人以上いる）。

3.63 元 LTTE メンバーは、(1) 急進性評価を含む心理学的なもの (2) 教育、専門スキルや職業上の関心などの社会経済学的なもの の 2 種類のプロファイリングを受ける。個人ファイルは、リハビリテーションと脱急進化の点から、元 LTTE メンバーの進捗度合いを評価する。リハビリテーションは一般的に 1 年のプログラムであり、急進性が高いと評価されたものには 2 年まで延長される。リハビリテーションプログラムの最初の 6 か月間は通常、教育、精神、宗教、文化的トレーニングやスポーツなど、「精神・肉体状態のリハビリテーション」に焦点を当てる。最後の 6 か月間は、専ら職業訓練である。リハビリテーションプロセスには、フィールドトリップが含まれる。

3.64 リハビリテーションセンターで行われる活動は様々であるが、男性向けの職業訓練は、溶接、石工、配管、運転、服の仕立て、電気配線、シンハラ語、コンピュータスキルや野菜の栽培が含まれる。女性は男性と別の宿舎に入れられ、料理、ビューティセラピー、服の仕立て、シンハラ語及びコンピュータスキルの訓練を受ける。DFAT は、現在リハビリテーションを受けている女性はいないと理解している。以前は、子供兵士が教育に焦点を当てた別個のリハビリテーションプログラムを受けていた。リハビリテーションを修了した人の多くが解放時に抵触を見つけるのが難しかったと報告したが、リハビリテーションに得た職業技能で職を得ることが容易になった者もいた。女性をはじめとするリハビリを受けた元 LTTE メンバーの失業率は全国平均より高いと言われているが、これは、北部と東部の経済が弱いこと、戦争に起因する障害及び当局の監視を招くことを恐れて、元 LTTE メンバーを雇うことを雇用主がためらうなどの要素を反映している可能性がある。

3.65 リハビリテーションを受けている元 LTTE メンバーは、リハビリテーションプロセス中に、複数回にわたって家族を訪問する又は家族の訪問を受けることが認められている。2016 年、国連拷問に関する特別報告者やその他の残酷、非人道的及び屈辱的な処遇又は罰は、リハビリテーション内の状況は、刑務所よりもはるかに人間らしいと評価した。地元情報源は、刑務所ほど過密ではないという点を含めて、リハビリテーションセンターは刑務所よりましであると DFAT に語った（拘留と刑務所参照）。

3.66 2018 年 7 月の恣意的拘留に関する国連ワーキンググループレポートは、プーンソタムリハビリテーションセンターに関連して、「組織的な自由剥奪の問題」があったと評価し、そこでのリハビリテーション目的での元 LTTE メンバーの拘留は「恣意的」と述べた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国連ワーキンググループは、スリランカ政府は、プーンソタムリハビリテーションセンターから直ちにかつ無条件で被拘留者を開放し、早急にセンターを閉鎖すべきであると勧告した。

3.67 地元情報源は、4,000-6,000 人の元 LTTE メンバーは情報が公開されず、リハビリを受けずに、そのうちの一部は現在海外に住んでいると考えている。軍情報筋は、ジャフナ（北部州）の約 280 名を含めて、スリランカ国内で、情報が公開されず、リハビリを受けていない元 LTTE の数は少ないと考えている。元 LTTE メンバーは、リハビリテーション又は訴追を恐れ、身元が特定されるのをためらっている。ある情報筋によれば、当局はリハビリテーションを受けていない元 LTTE メンバーを積極的に捜していなかった。刊行時点では、DFAT は、オーストラリアから戻った元 LTTE メンバーに対してリハビリテーションが課されていることを知らなかった。DFAT は、とりわけ高い地位の者と関係を有する、LTTE と関係のあるリハビリテーションを受けていない帰還者は、スリランカに戻った場合、リハビリテーションプロセスの対象となる可能性があると考えている。

3.68 正式な保釈取り決めは適用されないものの、元 LTTE メンバーは、地元の軍の民事局に登録し、監視の対象となる可能性があり、その程度は LTTE への関与度に左右される。軍情報筋は、軍はリハビリテーションを受けた元 LTTE 幹部を監視する制度は有していないが、警察は疑わしい行動を報告したと語った。リハビリテーションセンターから解放されたほとんどの人は、その他多くの市民のように故郷に戻り、地域の *grama niladhari*（村役人）に登録し、金銭的サービスや戦争賠償や公共サービスアクセスのためのその他のサポートを受ける。幾つかの国内外の NGO も、釈放後の支援を提供している。DFAT は、旅券を持っているかもしれない、リハビリテーションを受けた元 LTTE メンバーには渡航規制が適用されないと理解している。リハビリテーション修了者は、リハビリテーションを受けた証拠として、修了証書を発行される。

3.69 DFAT は、150 人以上の元 LTTE メンバーが、リハビリテーションセンター後のがんで死亡したという報告を認識している。元北部州首相の C.V. Wigneswaran を含む数人のタミル系政治指導者は、2015 年と 2016 年に、元 LTTE メンバーがリハビリテーション中に毒を注射され、発熱、心疾患及びがんを発症したと告発した。北部地方議会は、保健省に 200 件以上の申立てを調査するように指示したが、注射の証拠は得られなかった。

3.70 政府は、インタビュー、情報屋やその他の関係する情報を通じてリハビリテーションプロセスを使用して LTTE メンバーをふるいにかける、プロファイリングし、LTTE への関与の深さ、関与や活動期間を評価した。治安部隊はこれらの情報を利用して、個人を分類し、テロ又はその他の違法行為で誰を訴追するかを判断することができる。DFAT は、このよう

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

なことが発生した具体的な事例を認識していない。

著名な元 LTTE メンバー

3.71 「著名な」元 LTTE メンバーとは、LTTE 軍事組織や民政において高い地位に就いていた人である。LTTE の元指導部は、戦争中に先頭に従事したか文民として行動していたかを問わず、監視、逮捕、拘留又は訴追のリスクが最も高い。LTTE 指導部の大半は戦争中に死亡したが、多くは降伏されたか捉えられ、リハビリテーションセンターに送られるか、訴追/拘留された。一部の元リーダーは、戦争前、戦争中又は戦後にスリランカを出国した（スリランカ国外に住む元 LTTE メンバー参照）。その他の「著名」と見なされるメンバーには、テロ行為、戦争中の重大な犯罪行為又は LTTE への武器や爆発物提供を疑われている人を含む。

3.72 DFAT は、スリランカ国外に住む高名な元 LTTE メンバーは少数で、その大半は既に当局の知るところとなっていると考えている。さらに DFAT は、当局の関心を引いている、残っている高名な元 LTTE メンバーは、スリランカの刑事裁判所を通じて逮捕、拘留、訴追される可能性が高く、刑期を終えれば、リハビリテーションの対象となると考えている。控訴を含むスリランカの平均的司法プロセスは、長期化している（司法参照）。高名な元 LTTE メンバーは、刑務所から釈放され、リハビリテーションプロセス修了後もスリランカ当局の監視を受ける可能性が高い。

3.73 2014 年 4 月、キリノッチでの親 LTTE ビラの配布容疑を受けて、軍は、バブニヤで LTTE メンバーと疑われる 3 名を殺害した。DFAT は、2014 年以降に発生した類似の事件を認識していない。

目立たない元 LTTE メンバー

3.74 「目立たない」元 LTTE メンバーとは、元戦闘員、行政又はその他の役割で雇用されていた者及び戦争中に LTTE に対して高度の非軍事的支援を提供した可能性のある人を含む。DFAT は、目立たない元 LTTE メンバーの大半は、リハビリテーション後に解放されたが、スリランカ当局の関心を引いた目立たない元 LTTE メンバーは、特に、戦争中に戦闘機能を果たしていたと疑われる場合など、拘留され、残っているリハビリテーションセンターに送られる可能性があると考えている。リハビリテーションからの解放後も、目立たない元 LTTE メンバーは監視されているかもしれないが、一般的には訴追されないだろう。

元 LTTE メンバーの監視

3.75 LTTE との関係があるとみられる一部のタミル系（LTTE のために戦った者又は民政の一部だった者を含む。）は、警察の監視や嫌がらせを引き続き報告している。北部の複数の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

情報源は、LTTE の復活を阻止するために、目立たないと思われる者を含め、元 LTTE メンバーは監視されているが、現在の監視はそれほど範囲が広くなく、より目立たなく形をとっていると DFAT に語った。DFAT が、信用が置けると考えるある情報源は、監視の範囲は、LTTE における地位の高さ、失跡者に関する抗議行動など、政治的に重要な問題への現在の関与、スリランカ政府が過激と考える海外居住者をはじめとするタミル系海外居住者との関係などによると主張した。このプロフィールに当てはまる元 LTTE メンバーは、当局に監視されている可能性が高い。対照的に、目立たない者は、監視の対象となりにくいと思われている。

3.76 監視が行われなかった場合には、地元情報源は、公共の場でお茶に招いて活動について質問するなど、当局は一通常は、覆面警察官又は情報員一より分かりにくい方法を使用すると主張した。尋問には暴力は伴わなかった。電話をかけることも一般的だった。一部の情報源は、質問が間接的で、元 LTTE メンバー疑惑を掛けられている人の隣人への質問が行われたと主張した。DFAT は、これらの主張を検証することはできない。情報源が DFAT に語ったところによれば、東部州では戦争の末期に多くが逃亡し、カルナ派/TMVP の一因として政府に協力したため、元 LTTE メンバーの監視は東部州ではそれほど広範囲ではない（北部と東部の治安情勢参照）。元 LTTE メンバーから嫌がらせ及び監視に関する HRCSL への正式の苦情申立ては、大幅に減少した。2018 年にはこのような苦情はほとんどなかった。

3.77 DFAT は、現政権下では、監視されているかもしれないが、LTTE と関係のあるタミル系は一般的に、LTTE との過去の関係を理由に心配せずに暮らせると考えている。

スリランカ国外に住む元 LTTE メンバー

3.78 少なくとも百万人のタミル系スリランカ人がスリランカ国外に住み、その大半は、カナダ、欧州（英国とフランスに大規模コミュニティ）オーストラリア、インドに居る。海外に住むタミル系スリランカ人は、これらの国の市民若しくは合法居住者又は二重国籍者の場合がある。海外に居住するタミル系の一部は、休暇やビジネスのためにスリランカに戻り家族を訪問する。海外居住タミル系からの送金は、スリランカの家族やコミュニティの重要な所得源となっている。

3.79 タミル系海外居住者の一部は、戦争中に LTTE の資金源及び武器やその他の物質的支援提供者及びタミル系国家の独立を求める政治的唱導者として、中心的役割を果たした。2001 年 9 月以降、LTTE をテロリスト組織に指定するという一部の国の決定は、タミル系海外居住者コミュニティが彼らの代理として資金を集めるのを難しくした。

3.80 一部のタミル系海外居住者グループは、タミル系独立国家の成立を目指して、居住国

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

において公にでも活動を続けてきた。スリランカ法に基づいて禁止された海外居住者グループをはじめとする、親 LTTE の海外居住者グループの著名なリーダーは、このようなデモに参加したことで、スリランカ当局の注意を惹く可能性がある。スリランカ政府は、タミル海外居住者の構成員は、タミル系国家を別途設立することに依然として力を注いでいると考えている。

3.81 約 95,000 人のスリランカのタミル系は、難民として、最も近い地点でジャフナから 35 キロメートルのインドのタミルナードゥに住んでいる。このうち、約 6 万人が、タミルナードゥ政府が運営するキャンプに居住している（タミルナードゥからの帰還者参照）。DFAT は、44 人のスリランカのタミル系難民は、タミルナードゥ刑務所部門が運営する、タミルナードゥのティルチラーパッリの「特別キャンプ」に居住している。DFAT は、キャンプ居住者には、元 LTTE メンバー、正式に刑事犯罪で有罪になった難民及び裁判での審理を待っている人も含まれると理解している。DFAT は、タミルナードゥの他の難民キャンプと異なり、特別キャンプの居住者は、他のスリランカタミル系難民に認められている、移動、就労又は恩恵（毎月の手当てを含む）を受ける権利を認められていないと理解している。類似のチングルプットとチェイヤーにある類似の「特別キャンプ」は、2014 年と 2016 年にそれぞれ閉鎖された。

3.82 スリランカ政府は、海外に居住する全てのスリランカ人に、帰国すること又はスリランカ経済に投資することを奨励している。DFAT は、スリランカ当局は、リスクプロフィールに基づいて、スリランカに戻るタミル海外居住者を監視している可能性があると考えている。海外に離散したタミル系グループの中で指導的な地位にある者、特に、スリランカ政府により、急進的な考えを持つと見なされるグループ、また、LTTE の元メンバーの一部で、必ずしも限定されるわけではないが、特に人目を引く役割を担う者、戦争中に LTTE のために資金を調達した疑いが掛けられている者及びタミル系国家の設立を積極的に主張する人々には、当局は特別に関心を持っている。LTTE とつながりを持っている海外居住のタミル系が自発的にスリランカに戻る可能性は低い。

LTTE の家族メンバー

3.83 スリランカ政府は、元 LTTE メンバー及びその家族が、コミュニティ内において及び政府職員の双方から引き続き差別されていることを認めている。DFAT は、元 LTTE メンバーとの家族的つながりにより逮捕・勾留されたという主張を検証することはできないが、スリランカ当局が探している元 LTTE メンバーの著名メンバーの近親者が、監視の対象となっている可能性があることは理解している。

逮捕、拘留及び訴追

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.84 スリランカの有事規制（2005年）（2011年に繰り返し）規則 22 に基づいて、リハビリテーションセンター又はその他の場所における行政上の交流は、司法によるレビュー又は法定代理人へのアクセスなしに、最高2年間可能だった。PTAによれば、警察は、3か月間にわたって訴追せずに被疑者を拘留可能であり、この3か月は延長可能であり、総計で18か月を超えないものとする。実際には、10年以上拘束された人がいる。PTAに基づくこれらの逮捕のほか、元LTTEメンバーは、その他の刑事告発も受けていた。

3.85 若干名の元LTTEメンバーは、スリランカの刑事司法制度内で拘留・訴追され続けている。地元情報源によれば、リハビリテーションを経ている者を含め、100名以上の元LTTEメンバーが現在拘留されている（リハビリテーション参照）。DFATは、リハビリテーションセンター以外で拘留されている元LTTEメンバーの数を独自に検証することはできない。

3.86 司法長官は、リハビリテーションプログラムへの参加、禁錮刑又は訴訟の却下のいずれかを求めることができる。訴訟が却下されることはまれであり、リハビリテーション参加だけの勧告は、目立たない被拘留者にしか適用されていない。一部の高名な被拘留者は、リハビリテーションから解放されたのち、禁錮刑を受けた。

3.87 DFATは、LTTEメンバーの有罪判決率について情報を持っていないが、PTAに基づいて提訴される事件には低い基準しか必要でないことは、有罪判決率が高いことを示唆している。

社会的差別

3.88 リハビリテーションから解放された元LTTEメンバーの大半は、スリランカ当局の情報屋を務めるかもしれないという疑惑にもかかわらず、北部と東部のコミュニティに再び受け入れられている。タミル系コミュニティ内で、多くの人が自らの意思に反してLTTE活動への参加を強制されたという認識がある。DFATは、目立たない元LTTEメンバーが社会的差別を受けるリスクは軽度から中程度であると考えている。一部の雇用者が、警察や軍の関心を強めることを懸念して、元LTTEメンバーを雇用することに乗り気でないため、職を見つけるのが大変だった者も多かった。元LTTEメンバーの大半はカーストが低いため、元LTTEメンバーに対する社会的差別はカーストにも関連している。元LTTEメンバーは、政府サービスに容易にアクセス可能である。

3.89 北部の地元情報源は、元LTTEメンバーは、タミル系住民で最も脆弱かつ軽視されていると述べた。元LTTEメンバーは、社会への完全復帰に際して、常に問題に直面している。情報源がDAFTに語ったところによれば、このコホートの失業率は高い。戦後リハビリテーションプロセスの一環として職業訓練を受けたものを含め、有益な職を見つけて働き続

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

けるスキルを欠く者が多く、犯罪活動に従事した者もいると言われている。事例証拠は、戦争に起因する精神疾患は元 LTTE メンバーに多く見られていることを示唆している。戦争中に受けた障害を有する人々は、受けていたとしても、国から最低限の支援しか受けられない。

3.90 地元情報源が報告したところによれば、女性の元 LTTE メンバーは、LTTE だった過去により、セクシャルハラスメントリスクや結婚相手探しの困難など更なる苦勞に直面している。LTTE が強制的に動員した女性は、自発的に参加した女性に比べ、自らのコミュニティに戻りやすい。

3.91 DFAT は、タミル系に対する重大な人権侵害の疑いを掛けられている LTTE メンバーは、社会的差別を受けるリスクが若干あると考えている。これは、子供などの強制的動員を担当したと思われる者や、タミル系市民を拷問又はその他の虐待行為を行ったと疑われている人を含む。

療痕

3.92 DFAT は、戦争に起因する療痕のある人は、スリランカ当局からマイナスの関心を向けられる可能性が高いという報告を認識している。NGO である Freedom From Torture は、詳細不明の数の人が、療痕は LTTE メンバーの証拠であると見なされ、2009 年 4 月又は 5 月にスリランカ当局によって拘留されたと 2011 年に報告した。Freedom From Torture が提起した事例は戦争直後に遡り、DFAT は、療痕が理由で人が拘留された最近の事例を認識していない。

利害団体

国内避難民 (IDP)

3.93 戦争によって、北部州と東部州のタミル系とイスラム系を中心に、90 万人以上が国内避難民となった。その大半が再定住した。スリランカ政府によれば、2019 年 4 月 2 日時点で、891,628 人の IDP が再定住し (554,543 人が北部、337,085 人が東部)、その大半は出身地に帰っている。これらの統計によれば、27,946 人の IDP が再定住予定である (26,936 人が北部州でほとんどがジャフナ、1,010 人が東部州)。北部で今後再定住するもののうち、2,216 人の IDP は、全てジャフナにある 25 の福祉センターに住み、その他 (24,720 人) は、ジャフナ、キリノッチ、ムッライッティーヴァー及びバブニヤのホストコミュニティに住んでいる。まだ再定住していない人の多くは、現在は軍が運営している警備が万全な場所及びその周辺地域の出身である。東部でまだ再定住していない人々はいずれも、トリンコマリーやバツィカロアのホストコミュニティに住み、福祉センターには、IDP は残っていない。IDP は完全な移動の自由を有している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.94 ホストコミュニティに住む IDP は、家の修復や建設及び生活支援などの再定住支援を政府や軍から受け取る。IDP は、支援を受け取るためには、政府に登録しなければならない。福祉センターの IDP は、政府の保護や支援を受けられなくなる。スリランカ政府によれば、2019 年 4 月 2 日時点で戦争被害を受けた地域に 15 万 857 軒の住宅が建設された。避難民の再定住を促進するために、政府は、2019 年予算において、北部と東部に更に 15 万件の住宅を建設する費用として、55 億スリランカルピー（約 4500 万オーストラリアドル）を充てた。政府情報源が DAFT に語ったところによれば、母子家庭、障害者を抱える家族及び元戦闘員には、再定住及び住宅支援が優先される。国連 HCR も幾らかの支援を IDP に提供している。

3.95 スリランカ政府は、土地を持っていなかった人を含めて、戦争中に非難した人々に土地を返還することを約束している。2016 年 8 月に採択された「紛争により被害を受けた避難民の恒久的解決に関する国家政策」は、国が、人々が追い払われた、又は、所有していた全ての国有地を適時に解放し、例外的に公共の目的のために合法的に必要とされる土地だけを留保することを約束している。現実には、軍は北部と東部の全ての土地を解放したわけではなく、IDP は必ずしも希望の場所を選択することはできない（北部と東部の治安情勢参照）。解放された土地が、残りの IDP を受け入れるのに十分かどうかは不明である。

3.96 軍保有地の返還が遅れているほかに、証書又はその他の所有権に関する書類の紛失及び民間人による土地や不動産の破壊又は二次的占拠は、IDP の再定住を難しくしている。帰還する IDP の大半は、物理的・金銭的資産の大半を失っている。登録された恒久的な住所がなければ、避難民コミュニティは、投票することができない。彼らはまた、過半数のホストコミュニティや地域の役人からの差別による教育、雇用、公共サービスへのアクセストラブルや住宅を含む政府の金銭的支援が限られていることを報告している。非難が長引き、リソースが不足していることで、少数派グループ、避難民やホストコミュニティ内又はそれらの間でも衝突が起きている。2017 年 3 月、政府は、北部州の 4 つの森林地帯を保護区に指定した。この土地は、1990 年代に LTTE により強制退去させられた多くのイスラム系 IDP の故郷であるとして異議が申し立てられている。

3.97 北部の福祉センターの IDP は当初、その他のカテゴリーの IDP に比べて再定住が優先されていた。多くの長期 IDP は、追放先で生活し、故郷に戻らないことを選んだ者、又は、戻れない者もいる。これは、LTTE が 1990 年 10 月に無理やり北部州から追放し、北西部州のプッタラムへ移った約 7,5000 人のイスラム系の大半を含んでいる（LTTE は、イスラム系を親政府派と見なしていた）。追放された人々は、家、所有物、ビジネスや生活の糧を失った。その後に故郷に戻ったのは僅かな人々だけである。スリランカ政府統計によれば、2019 年 3 月以降、21,292 のイスラム系世帯が、北部州に（ほとんどが、マンナル）22,512 世帯が

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

東部州（ほとんどがトリンコマリー）に再定住した。これらの統計によれば、1,465 のイスラム系世帯は、北部で追放されたままであり（全世帯がジャフナのホストコミュニティに居住）195 のイスラム世帯は東部で追放されたままである（全世帯が、ホストコミュニティに居住で、ほとんどがトリンコマリー）。情報源が DAFT に語ったところによれば、イスラム系避難民の大半は現在いる場所で生活を確立しており、故郷に戻る可能性は低い。避難民となったイスラム系は、その他の IDP やタミルナードゥからの難民帰還者ほどは政府や国連機関の最低準・生活支援を受けていないと報告している。DFAT は、イスラム IDP の再定住率が低いのは、イスラム系 IDP が、様々な形態の政府再定住支援から排除されていることとより最近の IDP が優先されていることも一因であると考えている。

タミルナードゥからの帰還者

3.98 約 95,000 人のスリランカのタミル系難民は、インド南部の州タミルナードゥに住み、その大半は 1980 年代半ばの戦争で逃げ出したか、逃げ出した者の子孫である（約 60 パーセントは、第二世代又は第三世代である）スリランカのタミル系難民の大半（約 60,000 人）は、タミルナードゥ政府が管理する 107 のキャンプに住んでいる。その他は、キャンプの外にホストコミュニティに住んでいる。キャンプの難民は、インドのリハビリテーション・福祉省に登録され、インド政府から教育、医療、社会保障やアメニティを与えられている。キャンプの外に住む難民は、警察の管区を移動する場合には、地元警察署に再登録することを義務付けられている。このコホートのほかに、警察による嫌がらせを恐れて登録されていない、キャンプ外に住む身分証明書を持たない小さな難民グループがある。キャンプの外に住む難民は一般的に、キャンプ内に住む難民に比べて裕福であり、ビジネスで成功していることが多い。キャンプへの登録は 2011 年に終了したため、彼らはキャンプ内へ移転することはできない。DFAT は、通常地元の漁師の支援を得て、親戚を訪ねるために、スリランカのタミル系難民を運んでタミルナードゥとスリランカを定期的に行き来する違法な船舶があることを理解している。

3.99 スリランカのタミル系が、インドで職に就き、教育を受ける権利は限られている。彼らはインドの市民権を得られないが、2019 年 6 月にマドラス高等裁判所は、65 人のインド出身のスリランカのタミル系難民の市民権申請を再検討するようにインド政府に命じた。インド政府は、刊行時点、彼らの申請を検討中だった。高等裁判所の判決を受けて、1 万 3805 世帯のスリランカ難民家族（40,000 人以上）は、インド市民権を求める請願書をインド政府に提出した。

3.100 スリランカのタミル系のうち、戦後にタミルナードゥからスリランカへ戻ったのは少数にすぎない。2019 年 3 月以降のスリランカ政府統計によると、2011-2018 年に、8,168 人のスリランカのタミル系難民がタミルナードゥから戻り、その大半が国連 HCR の支援を受

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

けていた。国連 HCR は、帰還者に対して、再統合、輸送及び食料品以外の支援並びに住宅、土地、不動産問題に関する法的助言を提供している。国連 HCR の支援は、帰還者に対する無料の航空券（コロンボのバンダラナイケ国際空港行）、18 歳以上の人に対する 1 回限りの 10,000 スリランカルピー（約 82 オーストラリアドル）の再統合助成金、18 歳未満者に対する 7,500 スリランカルピー（約 61 オーストラリアドル）及び、一家族当たり 10,000 スリランカルピー又は単身者当たり 5,000 スリランカルピー（約 41 オーストラリアドル）の 1 回限りの食品以外の品のための手当金を含む。国連 HCR は、空港から希望する目的地までの輸送支援として 1 人当たり 2,500 スリランカルピー（約 20 オーストラリアドル）も提供している（ほとんどが故郷に戻る）。コロンボのバンダラナイケ国際空港は現在、唯一の帰還エントリーポイントであるが、チェンナイと北スリランカ間のフェリーサービス再開に関して、インドとスリランカ間の話し合いが続いている。非公式に帰還する人（すなわち国連 HCR プロセス以外）は、国連 HCR の助成金や食品以外の品目を受け取ることはできない。国際移住機関（IOM）は、生活手段支援を含め、タミルナードゥからのスリランカのタミル系難民に対して出発前・出発後の支援サービスも提供している。

3.101 スリランカの国家政策・経済・再定住・リハビリテーション、北部州開発、職業訓練・技能開発、若者問題省は、タミルナードゥから戻る家族に対して、38,000 スリランカルピー（約 311 オーストラリアドル）の助成金を提供している。これは、5,000 スリランカルピー（約 41 オーストラリアドル）の一回限りの食糧手当、25,000 スリランカルピー（約 204 オーストラリアドル）の一時的シェルター支援、3,000 スリランカルピー（約 25 オーストラリアドル）の土地準備支援を含んでいる。政府は、帰還者に幾らかの生活手段支援も提供している。

3.102 2015 年のスリランカ政府の交代後、帰国のペースが速まった。2017 年には、1,520 人のスリランカ難民が国連 HCR 支援の下、インドから自発的に帰国したが、2016 年には 852 人、2015 年には 452 人だった。しかし、主にスリランカの憲法の危機や 2019 年の復活祭のテロ事件の影響に起因する政治的不安定性により、2018 年年以降空路での帰国への関心は減少した。国連 HCR によれば、1,283 人の難民が 2018 年に帰国した。これは、2017 年に比べて 16 パーセント少なかった。この傾向は 2019 年も続き、10 月 11 日時点で、帰国した難民は 670 人だけだった（2018 年の同期間に比べて 68 パーセント少ない）。国連 HCR プロセス以外で、自発的に帰国した難民は少ないと分かっている。国連 HCR や IOM 以外にも、**Organization for Eelam Refugees' Rehabilitation** のような NGO は、難民が帰国について情報に基づく決定を下すのを手伝い、証拠書類入手のための実際的な支援を提供し、スリランカへの帰還に必要な承認取得を誘導し、スリランカへの帰還後、再定住支援を提供する。

3.103 フェリーサービスの再開は、インドで蓄えた身の回り品や家庭用品をより多く持って、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

難民がスリランカに帰還するのを可能にすることなどにより、より多くの帰還を奨励するだろう（現在では、制約が適用される—[第 3.104 項](#)参照）。DFAT の情報筋の推定によれば、フェリーサービスが始まれば、少なくとも 2,000 人の難民が直ちに帰還するだろう。フェリーが再開され、このサービスで帰国した人から良い知らせが得られたら、他の人々も帰還を検討する可能性がある。インドはタミルナードゥから北スリランカへのチャーター機も検討しており、これが導入されれば、コロンボへの商業エアライン便に依存している国連 HCR プログラムで現在認められている以上の荷物を運ぶことができるかもしれない。

3.104 スリランカ市民権、国民身分証明書（NIC）及びインド出国許可など、多くの行政上の障害が、大規模な帰国を妨害している。インドの外国人登録局の出国許可取得規則が改訂されたことで、処理時間が平均 3 か月（2017 年）から 9 か月（2019 年）に伸びた。これにより、帰還者は思いとどまり、場合によっては、その結果として、スリランカへの帰国計画を放棄した。タミルナードゥ帰国便での帰還者の荷物を 50 キロまでに制限する物流規制も、もう一つの障害である。追加荷物を認めることは高く付き、現在の国連 HCR 取決めでは、物流的に困難である。スリランカへの帰国時、タミルナードゥからの難民は、政府又は非政府の支援へのアクセス獲得に問題があったと報告した。タミルナードゥからの帰還者は、高給の仕事や適切な住宅を得ること、インドで得た学校資格をスリランカで認めてもらうのに苦労していると報告している。インドに比べて生活費が上昇し、スリランカとタミルナードゥではタミル語の方言に若干違いがあることも、問題を更に難しくしている。DFAT は、帰還者は、タミルナードゥからスリランカへの帰還を促進する政府支援へのアクセス確保に苦労することがあり、このようなアクセスの欠如が帰国時の行政・生活様式上の問題の主たる原因であると考えている。

3.105 これらの問題にもかかわらず、DFAT が話をしたタミルナードゥからの帰還者は、スリランカに戻ったことを喜んでおり、他の難民にも帰国を勧めると報告した。タミルナードゥからの帰還者は、ある種の社会的汚名を背負うものの、情報源が DAFT に語ったところによれば、地元民は一般的に歓迎し、帰還者は差別を受けているとは感じなかった。ある事例によれば、帰還は、インドで生まれた人々をはじめとする、ある種のスリランカのタミル系難民グループにとっては魅力的な提案とは見なされていない（これまでのところ、難民の若者は、自発的帰還者の中で十分な代表権を有していない）。地元情報源は、タミルナードゥからの帰還者が、2015 年以降の LTTE への現実又は推定されている関係によりリハビリテーションの対象となる事例は認識していないと述べたが、タミルナードゥからスリランカに戻った元 LTTE メンバーはほとんどいない。DFAT は、グループの低レベルの非戦闘員だった少数の目立たない元 LTTE メンバーは、2019 年に国連 HCR の支援を得てタミルナードゥからスリランカへ戻ったと理解している。DFAT は、2019 年にタミルナードゥからスリランカに戻った高名な元 LTTE メンバーの存在は認識していない。DFAT は、高名な元 LTTE

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

メンバーが、公式のプロセス以外でタミルナードゥからスリランカから戻ったかどうか、又は、帰国時にその待遇を保証するかどうかを検証することができない。国連 HCR の調査によれば、タミルナードゥからの帰還者の 90 パーセント以上は、スリランカで概ね又は完全に安全であると感じている。信頼できる情報源は、タミルナードゥからの帰還者が、当局による監視又は嫌がらせの対象となった事例は認識していない。

3.106 タミルナードゥでスリランカのタミル系難民に誕生する子供は、スリランカの市民権を得られる。タミルナードゥで難民の両親に生まれた子供がスリランカ市民権を得るためには、その誕生をチェンナイのスリランカ副高等弁務官に登録し、市民権申請を提出しなければならない。市民権は一般的に、申請から 6 か月で発行される。インドで誕生した 21 歳以上の難民の子供の市民権申請は、スリランカで行うことが可能であり、25,000 スリランカルピー（約 205 オーストラリアドル）の罰金を支払わなければならない。スリランカ市民権に登録していない人は、無国籍になる可能性がある。情報源が DAFT に語ったところによれば、市民権が認められてから 1 か月以内に NIC が発行された。

3.107 スリランカ政府は、難民に対する市民文書を発行するための裏付けとなるチェンナイのスリランカ副高等弁務官からの身元を証明する宣誓供述書を認めており、処理時間の迅速化に役立っている。

市民社会組織と政府を批判する人々

3.108 様々な NGO は市民団体グループがスリランカで活動している。NGO は、NGO 国家事務局に登録しなければならない。2019 年には国家レベルで約 1,500 の NGO が登録されていた。DFAT は、前ラージャパクサ政府では、人権問題に取り組むものをはじめとする、NGO やその職員は、任務実行中に逮捕又は拉致などの政府による嫌がらせを受ける危険があった。スリランカの国営マスコミは、定期的に、NGO や市民活動家を裏切り者、LTTE シンパ又は支援者であり、「外国」又は「西洋の大国の」支援を受けていると非難した。NGO や市民運動家は、脅迫（殺害の脅しを含む）や威嚇を受けたと報告した。当局は NGO 職員を拘留、尋問し、その職場や施設を搜索し、文書を押収した。国際的な NGO 職員は、労働ビザの取得又は更新が難しかった。北部と東部を含め、市民社会の活動の余地は 2015 年以降大幅に広がった。市民社会は、2018 年の憲法の危機の際に、民主主義的権利と憲法の保持を求めるに当たって重要な役割を果たし、大規模な公の抗議活動や集会が開かれたが、ほとんど暴力はなかった。

3.109 現政権は、NGO 職員や人権擁護者の言論の自由を認め、監視を止めることを公に約束した。NGO は比較的自由に活動しているが、腐敗、戦争中の人権侵害や失跡者など慎重を要する問題に取り組む活動家は、とりわけ北部と東部においてであるが、これらに限られ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ない、監視、嫌がらせや威嚇の事例を依然として報告している（著しく減ってはいる）。2018年7月に人権擁護者の Srishobana Yogalingam と Amitha Priyanthi は、ジャフナ（北部州）において別々に襲われた。DFAT は、2019年2月に、Duminda Kappetiwalana 少将が関与した失跡事件に関連した人身保護コーパスに関与したタミル系の弁護士兼人権擁護者が、ジャフナの法定審理直後にオートバイに乗った不詳者に攻撃された（この弁護士は運転中に金属製の棒で襲われた。怪我は負わなかったものの、弁護士の車には損傷があった。）と理解している。DFAT はさらに、ジュネーブで HRC 会議に出席した人権擁護者がスリランカへ帰国時に当局の尋問を受けたという報告も認識している。

3.110 憲法は、言論や表現の自由、平和的な集会の自由、結社の自由を保証している。デモは定期的に行われているが、2019年4月22日に導入された有事規制に基づく集会の規制は、一時的に集会の自由に影響を及ぼした。有事規制は、2019年4月22日に失効した。抗議行動は、通知手続きを行わなければならない。抗議行動主催者は、地元警察に6時間前までに抗議行動を行うことを通知しなければならない。地元情報源は DFAT に、失跡者や土地の返還に関するものなど、北部の政治的に慎重さが必要な抗議行動の参加者は、当局に監視され、時折尋問されると語った。DFAT は、2015年以降、スリランカ政府は、前政権に比べて政治的反対派に対して寛容になっているが、一定の制限は依然として適用されると考えている。

マスコミ

3.111 政府は、2015年に大統領が任命した規制機関である Sri Lanka Press Council を復活させた。いかなる個人や組織も、スリランカの新聞に掲載された「有害な記事」について Press Council に苦情を申し立て、調査を請求したり、訴訟を起こしたりすることができる。国は2つの主要テレビ局、ラジオネットワーク及びシンハラ語、タミル語及び英語で刊行している大手新聞グループを所有している。多くの私有の民営テレビ・ラジオ局、新聞、雑誌、ウェブサイトは、シンハラ語、タミル語及び英語で放送・刊行している。

3.112 憲法は、言論や表現の自由を保証している。スリランカは、2019年の Reporters Without Borders' Press Freedom Index で180国中126位だった。これは前年に比べて5位上昇している。2015年、スリランカは、165位だった。国家安全保障や防衛の報道に関する正式な検閲は、戦争終了後に緩和された。インターネットの自由も、多くのウェブサイト上のブロックが取り除かれて改善したが、2017年11月、電気通信規制委員会は、シリセーナ大統領を批判する海外居住者のウェブ用途へのアクセスを制限した（同ウェブサイトは、2018年終わりまでブロックされた）。他のウェブサイトもブロックされたという未検証の報告がある。ソーシャルメディアプラットフォームである Facebook、WhatsApp、Instagram 及び Viber も、2019年4月の復活祭の事件直後、スリランカ全土で一時的に停止され、5月に再び、関連す

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

るコミュニティ間の社会不安中に、偽情報の拡散を阻止するために停止された。2018年3月の社会不安を受けて、ヘイトスピーチの拡散を阻止するために、ソーシャルメディアプラットフォームも同様にして一時的にブロック又は制限された（イスラム教参照）。2019年6月6日に、内閣は社会の調和と国家安全保障を阻害するフェイクニュースの拡散を犯罪とする提案を承認した。

3.113 2015年の政権交代以降、インターネットブロガーは、スリランカで自由に活動している。戦争に関するデリケートな問題を取り上げる人をはじめとして、ブロガーは、当局の監視を受けている場合があるが、肉体的暴力は受けていない。DFATは、政府又は軍に批判的なブロガーがその見解が理由で、標的とされた最近の事例は知らない。

3.114 DFATは、一部のジャーナリストがラージャパクサ支持者から2018年に脅迫と威嚇を受けたと理解している。2018年7月3日、*New York Times*は、「批評家を沈黙させ、マスコミの自由を抑制する試みであるとして、ラージャパクサと連携している議員である *Dharisha Bastians* と *Arthur Wamanan* という2名の地元のジャーナリストに対する公に批判を非難する声明を発行した。*Bastians* と *Wamanan* は、ラージャパクサの故郷であるハンバントータ港の資金に関する *New York Times* の捜査を支援していた。多くの国営マスコミは、10月26日の首相指名後直ちに、ラージャパクサのサポーターに力に乗っ取られ、編集の偏りが著しく変化し、警察組織の一つである準軍事組織特別タスクフォースの隊が国営テレビ局や国営新聞社の外に配備され、ラージャパクサ寄りの報道をさせた。DFATは、北部に居た人を含むラージャパクサに批判的な一部のジャーナリストとNGOは、憲法の危機中、報復を恐れて自主検閲を含めて予防策を講じた。

3.115 2019年4月1日、地元のライター兼詩人である *Shakthika Sathkumara* は、人種的偏見を誘発したことで、刑法に及び国民的及び政治的権利に関する国際規約法（2007年）に基づいて告発された。仏教寺院におけるホモセクシャルや児童虐待に関する短編発刊後、*Sathkumara* は逮捕された。仏教徒情報センターの僧は、彼のストーリーが仏教を侮辱し、仏陀の人生を貶めていると *Sathkumara* を提訴した。*Sathkumara* は、2019年8月5日に保釈され、刊行時点でもその状態にある。

3.116 問題が続いているにもかかわらず、スリランカにおけるマスコミの自由は、2015年以降大幅に改善し、ジャーナリストは、北部と東部をはじめとして、ほぼ監視や報復を受けずに活動している。多くのマスコミ組織は、2018年の憲法の危機を通じて、編集の独立性を維持していた。北部の一部のマスコミ業界者はDFATに対して、過去のジャーナリストの殺害や失跡により報道には注意を払ったと語った。これは続いているものの、ジャーナリストはDFATに対して、自主検閲はもはや一般的ではなく、東部と北部を含めて、政府や治安部

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

隊を大っぴらに批判することに自信を持っていると語った。北部の一部のジャーナリストは、特にデリケートな問題をカバーしているときに、匿名の電話を受けることを含め、当局により継続的に監視されていると報告したが、物理的な暴力にさらされることはなかった。地元情報源は、情報部の将校が失跡者の家族による抗議行動や記念式典を取材しているジャーナリストの写真を撮っていると主張している。Reporters Without Borders によれば、タミル系ジャーナリスト Uthayarasa Shalin は、スリランカ警察テロ捜査部門による尋問のためにコロンボに召喚されるなど、2018 年にヒンズー寺院での祭りを取材したことで嫌がらせや威嚇を受けた。DFAT は、当局は、特にコロンボ以外の人など、マスコミ業界の人間を監視する可能性があると考えている。

3.117 DFAT は、ジャーナリストに対する独立した脅迫を認識し、高名な又は強力なコネのあるジャーナリストは嫌がらせや威嚇を受けにくいと理解している。DFAT は警察による手入れ、ジャーナリストや編集者に対する攻撃、放火などのこれまでの攻撃を認識しているが、暴力の報告は認識していない。このため、DFAT は、ジャーナリストに対する嫌がらせや暴力の事例は、2015 年以降減っていると考えている。

3.118 スリランカは戦争中、ジャーナリストにとって世界有数の危険な場所だった。そして、ジャーナリストは、戦後も前政権下で、凶悪、肉体的攻撃や禁錮刑など、大きな困難に直面し続けた。Reporters Without Borders によれば、20 人以上のジャーナリストやその助手が 2004-2015 年の報道の直接的結果として殺された。現政権は、ジャーナリストの過去の殺害や拉致を調査すると約束したが、ほとんどは未解決である。2018 年 4 月、警察は、2008 年の調査報道ジャーナリスト Keith Noyahr の拉致及び襲撃に関連して、退役した Amal Karunesakara 元陸軍参謀総長兼少将を逮捕した (Karunesakara は、2018 年 9 月に保釈された。)。2017 年 2 月、調査報道紙 Sunday Leader の編集者であり、歯に衣を着せない政府批判派である Lasantha Wickrematunge の 2009 年 1 月の殺害に関連して、5 人の軍情報部の将校が逮捕された (その後、調査の結果が出るまで保釈された。)。Committee to Protect Journalists によれば、これらの将校の一人は、2019 年 5 月 11 日に現役勤務に復帰した。警察は、反ラージャパクサ漫画家 Prageeth Eknaligoda の 2010 年の失跡に関連して、2015 年と 2018 年に数人の現役・退役軍将校を逮捕したが、そのほとんどの保釈された (Eknaligoda は死亡したと推定されている。)。ジャーナリストの過去の殺害や拉致に関するこれらの捜査は、いずれも完了していない。DFAT は、現政権就任後のマスコミメンバーの殺人、拉致又は失跡を認識していない。

3.119 2015 年 5 月、International Media Assessment Mission to Sri Lanka は、亡命している全ジャーナリストに国に戻るよう求めることを含めて、マスコミの自由を改善するために政府が講じるべき措置を推奨した。海外に住んでいる多くのスリランカジャーナリストのうち、スリランカに戻った者はほとんどいない。2009 年からスイスに住む高名なジャーナリ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ストである Sunanda Deshapriya は、2015 年に短期間にわたってスリランカを訪問した。同氏の訪問は、亡命ジャーナリストが帰国を始められる兆候として見られた。2016 年 1 月、2012 年にスリランカを出国しオーストラリアへ移ったバツティカロアのタミル系ジャーナリストは、移民法違反で帰国時に逮捕された。DFAT は、亡命ジャーナリストの最近の新たな事例を認識していない。

女性

3.120 憲法は、性別によっていかなる市民も差別されないことを保証している。スリランカは、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）とその選択議定書の締約国である。民法や刑法では女性を同等の存在と見なしているものの、離婚、子供の親権、資産の分配や相続に関して、法は男性に有利である。UNDP の 2018 年ジェンダー不平等指数においてスリランカは、189 か国中 80 位である。スリランカの女性は高等教育を受けている。大学の卒業生は男性よりも女性の方が多く、UNDP によれば、25 歳以上のスリランカ女性の 82 パーセント以上は、何らかの中東教育を受けた。

3.121 スリランカは、母性死亡率の低さや教育レベルの高さなど、南アジアの女性社会指数が最も高いが、これらは政治・経済への参加率の高さにつなげていない。ジェンダー規範や女性の社会や経済への参加のその他の障害は、スリランカ女性が労働力や議会において著しく過小評価され、非正規、低技能かつ低賃金の職に多いことを意味している。スリランカ女性の 3 分の 2 近くは、労働力に参加していない。政府は、2020 年までに女性の労働参加を 40 パーセントに引き上げることを目指しているが、雇用を求めるタミル系やイスラム系女性に対するものをはじめとする社会的圧力は、この目標に到達するための努力を難しくしている。政府は、上場企業の取締役会の 30 パーセントを女性にするという任意の目標導入も検討している。IMF は、労働参加への性別ギャップを埋めることにより、長期的には、スリランカは GDP を 20 パーセント押し上げることができると考えている。世界経済フォーラム 2018 年世界男女格差指数レポートによれば、経済への参画や機会について、スリランカを 149 か国中 125 位に格付け、男女間の格差が大きいことを示した。

3.122 スリランカの政治史は、3 回首相を務めたシリマヴォ・バンダラナイケ元首相とその娘であるチャンドリカ・バンダラナイケ元大統領など、数人の高名な女性を輩出している。コロombo初の女性市長は、2018 年 3 月に選出された。全体として、スリランカの女性の政治参画率は、低い。現在のスリランカの議員 225 人のうち、女性は 13 人だけであり（5.8 パーセント）、女性の議会参加率は南アジアで最低水準である。現政権には 2 名の女性閣僚が存在し、1 人は女性の国務大臣、1 人は女性の副大臣である。政府は、州・地方レベルで女性の政治参画を増やすために幾つかの措置を講じた。2017 年 9 月、議会は、地方議会選挙での女性議員の比率を 25 パーセントにすることを義務付ける地方議会選挙（修正案）法を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

可決した。2017年8月、地方自治体選挙（修正案）法では、地方政府レベルの女性代議員率を25パーセントとすることを義務付けた。

3.123 女性に対する暴力は、スリランカで蔓延している。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、女性に対する暴力は全国、全ての民族グループ及び社会階層で発生している。女性に対する暴力は、家庭内で最も多い。国連 FPA の最近の調査データによれば、女性の28パーセントが障害に何らかの肉体的又は性的暴力を経験し、18パーセントは過去12か月間に親密なパートナーからの暴力を経験した。2016年以降のスリランカ政府統計によれば、既婚女性の17パーセントは、親密なパートナーからの暴力を経験した。キリノッチ（北部州）とバットикаロア（東部州）は、親密なパートナーからの暴力率が高かった（50パーセント）。親密なパートナーからの暴力を経験した女性のうち、警察に助けを求めたのは18パーセントにすぎなかった。2018年2月、国連 FPA は、スリランカの女性の殺人事件の3分の1以上は、親密なパートナーからの暴力に関連していた。

3.124 国連 FPA は2016年にスリランカ女性の4人に1人は、18歳までに性的に虐待されていると報告した。家庭内暴力防止法（2005年）では、強姦や家庭内暴力を犯罪としているが、夫婦間の強姦は法律上別居しているときのみ違法行為とみなされる。セクシャルハラスメントは、刑法第345条に基づく違法行為であり、最高5年の禁錮刑を科される。セクシャルハラスメントを行った人は、被害者に対して賠償金を支払うように命じられる可能性もある。女性に対するセクシャルハラスメントは、公共交通機関をはじめとして一般的であるが、めったに報告されていない。2017年国連 FPA 調査によれば、スリランカ女性と少女の90パーセントは公共のバスや電車でセクシャルハラスメントを経験したが、警察に助けを求めたのは4パーセントだけだった。2016年10月、国家警察委員会は、セクシャルハラスメントの申立てに対応する州の高級女性法執行官を任命した。事例証拠によれば、性的暴力の被害者は、社会的烙印や家族から追放され、世間に知られると結婚が難しくなることを恐れて、警察に事件を報告することをためらっている。警察統計の統計によれば、2018年に通報された16歳以上の女性の強姦事件は345件で、2017年に比べて増えていた（294件）。情報源が DAFT に語ったところによれば、警察は、性的暴行の場合に証拠の収集が不十分であり、証拠収集のためのレイプキットが不足している。

3.125 女子差別撤廃委員会によれば、ジェンダーに基づく暴力のほとんどの事例は、法が不十分性、女性の正義へのアクセス限られていること、報復の恐れ、警察や司法に対する信頼が限られていること、事件捜査の遅れ、有罪率の低さのために通報されない可能性が高い。情報源が DAFT に語ったところによれば、家庭内暴力の通報は増えているが、全体としては通報件数が少ない。家庭内暴力の通報と法的手段を求めることは、社会的・文化的タブーと見なされている。このため家庭内暴力の事例は過少報告されている。家庭内暴力は一般的

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

に婚姻生活の一般的な一部と見なされ、情報源が DAFT に語ったところによれば、女性は夫による虐待に耐えるものとされている。女性は、パートナーを訴え、投獄させることは社会的烙印となり、経済的悪影響があるため、これを行うことをためらう。経済的依存は、女性がしばしば家庭内暴力と虐待のある関係に我慢せざるを得ないことを意味していた。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、言語面での障害が、とりわけ北部と東部では、シンハラ語を話さない女性がジェンダーに基づく暴力を警察に通報する際に、大きな障害となっている（警察の大半はシンハラ語を話す。）。

3.126 政府は、女性の虐待防止を約束し、2016年11月に、ジェンダーに基づく暴力に対処する国家行動計画を立ち上げた。女性に関する国家委員会は、女性の権利を守る政策や法の策定について提言している。政府は、女性に関する国家委員会に所属する法務官や部門事務局所属のアシスタントカウンセリングオフィサーを通じてなど、ジェンダーに基づく暴力の被害者に法的支援やカウンセリングを提供している。児童・女性問題省は、ジェンダーに基づく暴力の被害者のために、シンハラ語、タミル語及び英語で利用可能なヘルプラインを運営している。ヘルプラインを通じて受けた苦情は、警察などの関連する国家機関に照会される。これとは別に、児童・女性問題省は、ジェンダーに基づく差別の被害者のための苦情センターを運営し、被害者にカウンセリングを提供している。警察は、タミル系居住地域を含め、一部の警察署や病院に女性・児童デスクを設立した。保健省は、非政府組織と協力して、性的暴行被害者向けの病院ベースの医療サービスを維持している。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、国が提供する女性向け支援サービスは改善したが、不足は残り、これはしばしば NGO が埋めなければならなかった。

3.127 Women In Need や Women's Action Network のような NGO は、ジェンダーに基づく暴力の被害者に、無料の心理カウンセリング、法的助言やシェルターサービスを提供している。Women In Need は、24時間ホットラインを運営し、シンハラ語、タミル語、英語で対応している。Women In Need と Women's Action Network は、北部州や東部州を含む田舎に存在感がある。NGO はこの地域で活動を盛んにしつつあるが、ジェンダーに基づく暴力被害者のための国以外の支援サービスは少なく、全体的に資金不足である。

3.128 北部州（Women In Need に運営しているジャフナのもの）にあるものを含め、スリランカ全域には女性のシェルターが5つある。シェルターは、マークされていない。情報源によれば、ジャフナの女性シェルターは、6つの部屋を持ち、最高30人までの女性（シェルターが満杯の場合には、女性は別の安全な場所に回される。）を収容できる。女性は最高3か月までシェルターに滞在することができる。5歳までの子供は、シェルターで母親と一緒にいることができる。5歳以上は、子供の家に送られるか、他の家族メンバーのケアに委ねられる。このような子供との強制的な分離は、シェルターを求める女性にとって主要な障害

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

であると地元情報源は引き合いに出している。情報源は、女性のシェルターの少なさを重大なギャップと見なしている。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、警察と司法のジェンダーに基づく暴力に対する対応は不十分で、家庭内暴力の事例が通報されると、女性は、パートナーの元へ戻り、家族内で問題を解決するように言われることが多い。

3.129 情報源が DAFT に語ったところによれば、これまでの世代よりも、現代では、特にコロンボなどのような主要都市部や中流階級などにおいて、スリランカでは離婚が一般的になっている。対照的に、特により宗教深いコミュニティにおいて、離婚に対するより保守的な姿勢とより顕著な社会的汚名が着せられることにより、農村部における離婚は少ない。離婚を得るための法的プロセスは、長くなる可能性があり（裁判官・弁護士の実務に関する国連特別報告者によれば、最高 8 年）、一部の女性が夫から離婚を求めるのに障害となっている。

3.130 DFAT は、スリランカ全域の女性が暴力を含む社会的差別に直面するリスクは中程度であり、このような状況において女性が利用できる支援体制は不十分であると考えている。

北部と東部の女性の状況

3.131 北部と東部の数千人の女性は、戦争中に夫やその他の家族のメンバーを失った。戦争に積極的に参加した人もいた。LTTE は、ひたむきな女性だけの軍を有し、女性だけの旅団もあった。LTTE のために闘った一部の女性は、無理やり動員された。2011 年国連事務局長専門家委員会と 2015 年 OHCHR 調査レポートは、戦争犯罪に当たるタミル系女性に対する戦時中の性的暴力に対する申立てを記述した。DFAT は、2009 年と 2010 年の拘留キャンプや軍が運営するリハビリテーションセンターに拘留されていた女性の元 LTTE メンバーに対する性的暴力の申立ては信頼性があると考えた。2017 年、少数者の問題に関する国連特別報告者は、北部と東部で軍が縮小する中、軍による性的暴行の事例が減ったと報告したが、タミル系女性は、軍の存在が残っている場所での性的暴行を引き続き恐れている。DFAT は、独身女性をはじめとする軍の基地近くに住む女性が軍人によるセクシャルハラスメントを通報した報告を認識している。DFAT は、これらの主張を検証することはできない。ある地元情報源が DFAT に語ったところによると、このような状況におけるセクシャルハラスメントは蔓延していなかった。

3.132 2017 年、スリランカ外国特派員協会は、チャンドリカ・バンダラナイケ・クマーラトゥンガ元大統領が、タミル系女性は軍及びタミル系将軍による性的搾取に直面し続けていると語ったと引用した。後者は、通常の事務仕事を行うのに性的好意を要求したと言われている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.133 少数者の問題に関する国連特別報告者は、2017年に、北部の女性は、民間警備部門（CSD）に雇用されている間、嫌がらせや性的を受けたという通報について懸念を提起した。2016年、ムッライッティエーヴーとキリノッチでの約3,000人のCSD職員のうち、3分の2以上は女性で、ほとんどが元LTTEメンバー又は母子家庭の女性だった。多くの女性被雇用者は、軍人が直接経営する孤立した場所の軍農場で働くことを強いられた。CSDが提供する平均以上の給与と戦争の影響を受けた女性にその他の高給を得られる雇用機会が不足していることが、女性が職場での嫌がらせや暴力の是正を求める際の障害となっているようである（民間警備部門参照）。

3.134 地元情報源がDFATに語ったところによれば、北部と東部では、女性がジェンダーに基づく暴力を通報する機会が増えているが、全国的な傾向と同じく、遅々とした司法プロセスやとりわけ文化的・社会的考え方が、抑制の役割を果たしている。タミル語を話す北部と東部の女性にとって、言語は、家庭内暴力からの国の保護を求める女性にとって更なる障害となっている。政府は、より多くのタミル語を話す人を動員しようとしたが、北部と東部の警察官の大半は、タミル語に堪能ではない。地元情報源によれば、ジェンダーに基づく暴力に対応する訓練を受けたタミル語を話す女性警察官はほとんど存在せず、北部の警察署の女性・児童デスクにはしばしば、シンハラ語を話す男性警官が詰めている。ある情報源はDFATに、警察は苦情を申し立てる女性に性的好意を求めることがあると語った。治安部隊メンバーが関与するジェンダーに基づく犯罪では、有罪となった事例はほとんどない。2015年10月、ジャフナ的高等裁判所は、2010年のキリノッチでのタミル系女性のギャングレイプで4名の軍人に25年の禁錮刑を宣告した。

3.135 北部と東部では、女性向けの国や国以外の支援サービスが利用可能であるが、一般的には十分ではないと見なされている。女性問題を専門とするタミル語を話す役人は、部門事務局に所属し、カウンセリングやその他の支援サービスを提供する。情報源がDAFTに語ったところによれば、北部州の女性向けの支援サービスは主にNGOが提供しているが、NGOは広い地域をカバーしなければならないのに、リソースが十分でない。東部州のある情報源はDFATに、東部州の女性向けの支援サービスは、コロンボのサービスに見劣りしない場合によっては優れてすらいると語った。

母子家庭

3.136 戦争中の男性の死亡率が高かったため、スリランカには多くの母子家庭がある。最新の世帯収入：支出調査（2016年）によれば、スリランカには母子家庭が140万世帯（人口の25.8パーセント）あり、そのほとんどは、北部と東部にある。スリランカの母子家庭の定義は様々であるが、戦争寡婦、未婚者、障害者、高齢者及び失跡者や失踪者の家族を含んでいる可能性がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.137 母子家庭は、貧困、ジェンダーに基づく暴力、性的搾取に遭いやすく、サービスや雇用機会にアクセスするには障害があった。事例証拠によれば、母子家庭は精神疾患リスクが高い。政府機関や国内外の NGO は、母子家庭にある程度生活手段、住宅や心理社会的支援を提供しているが、地元情報源は、現場での支援は最小限であり、リソースが不足していると主張している。スリランカ政府は、母子家庭に対する保護、生活手段の育成及び支援サービスを強化する目的で、女性が筆頭者である世帯に対する国家政策と関連する国家行動計画を 2016 年に承認した。情報源が DAFT に語ったところによれば、母子家庭では借金が大きな問題と成りつつある。大黒柱を失った母子家庭は、金貸しの獲物となり、返済できない借金を負わされる。地元情報源によれば、借金を負った母子家庭は、精神疾患や自殺リスクが高い。

3.138 政府は、母子家庭向けの経済的エンパワーメントプロジェクトを運営し、このコホートがローンを得るのを助け、ある程度の借金救済を提供している。寡婦と女性筆頭者世帯のための国のセンターが 2015 年 11 月にキリノッチに設立され、北部と東部の母子家庭向けリソースセンターの役割を果たしている。センターは、女性育成オフィサーとカウンセラーを含んでいる。オブザーバーは市場のニーズを満たすことができないことで、多くの母子家庭向け内職所得創出プログラムを批判した。これらは利用可能なものの、情報源は、母子家庭のための支援サービスが不十分と考えていた。北部の情報源は、軍の寡婦は LTTE の戦争未亡人よりもより多くの国家支援を受けていると主張した。

3.139 女性は、認識不足やサービスを求める際の嫌がらせや搾取の経験から、母子家庭を対象とした政府サービスへのアクセスを得るのが難しいことを報告した。寡婦の社会的烙印も、政府及び非政府サービスへのアクセスの障害となっていると言われている。少数者の問題に関する国連特別報告者は、戦争未亡人、行方不明者の女性家族メンバーや他の女性のために活動する女性活動家はとりわけリスクに直面していると評価した。一部の女性は、行方不明の家族メンバーに関する情報と引換えに、役人から金銭や性的サービスを要求された、又はシンハラ系の戦争未亡人の場合には、死亡した夫の軍役に対する政府恩給を要求されたと報告した。国連特別報告者は、警察の刑事捜査部門のメンバーが、元 LTTE メンバー関係者をはじめとして、これらの女性グループを威嚇し、嫌がらせを行ったという申立てを引き合いに出した。

3.140 地元情報源によれば、スリランカでは独身女性は社会的汚名を着せられる。伝統的な考え方では、女性は一定の年齢までに結婚して、子供を産むことが命じられ、選択による場合を含め、このような社会的期待に応えられない女性に非難が浴びせられる。事例証拠によれば、タミル系コミュニティでは寡婦には烙印が押される。保守的なヒンズー系は、寡婦を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

「災難」と見なし、場合によっては追放する。

3.141 地元情報源が DFAT に語ったところによれば、元 LTTE 戦闘員の女性は、仕事や結婚相手を見つけることに関連することを含めて、とりわけ苦難に直面してきた。事例証拠によれば、女性の元 LTTE 戦闘員は、自らのコミュニティ内で疑念を持って見られ、戦争中に性的暴力の対象となったという社会的認識がある。

3.142 DFAT は、母子家庭は、社会的差別や政府による嫌がらせや搾取を受けやすいと考えている。当局は、LTTE に家族でつながっていると思われる人々を引き続き監視している (LTTE の家族メンバー参照)。

イスラム系女性

3.143 結婚、離婚及び相続を含むイスラム系家族法は、イスラム結婚・離婚法 (1951 年) (MMDA) に成文化されている。MMDA は、シャリーア法から派生し、イスラム系コミュニティにのみ適用される。MMDA は、女性に差別的と考えられる規定を含んでいる。憲法は、基本的権利の条項と矛盾しても、MMDA と文書化されていない慣例法の有効性を認め、憲法第 80 (3) 条は、法そのものに異議を申し立てる可能性を排除している。全員が男性で構成される Quazi の裁判制度は、MMDA を実行している (女性を Quazis に任命することは認められていない)。Quazi 裁判判決が、女性に有利になることはほとんどない。MMDA の改革を調査するために 2009 年に設立され、女性メンバーを含む委員会は、2018 年 1 月に報告書を提出した。改革プロセスは遅々としているが、ウィクラマシンハ首相と議会のイスラム系メンバーは、婚姻の最低年齢を引き上げるために、MMDA を修正することを公に約束した (子供参照)。イスラム系コミュニティ内の情報源は、MMDA や Quazi 裁判制度に有利な話をしている。MMDA の改革やその他の権利を主張しているイスラム女性は、イスラム系コミュニティの嫌がらせを受ける、又は、追放される可能性がある。

3.144 MMDA は夫婦間の強姦を認めておらず、Quazi 裁判制度では、家庭内暴力事件に対して司法管轄権を持たない。事例証拠は、Quazis はしばしば、イスラム系女性に夫からの家庭内暴力を耐えるように求めていることを示唆し、これはイスラム系コミュニティ内での解決が国による救済策よりも好まれるというより広範囲な認識を反映している。イスラム系女性は、家庭内暴力防止法に基づく救済にアクセスすることができるが、実際には多くの者はこれを実行しない。その他の女性グループに比べて、家庭内暴力介入として保護にアクセスするイスラム系女性はさらに少ない。

3.145 DFAT は、スリランカのイスラム系女性は、MMDA の規定とその実行の結果として、個人的な地位について政府による差別を受けるリスクが高いと考えている。DFAT はまた、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

衡平法上の権利を主張するイスラム系女性がイスラム系コミュニティ内から社会的差別を受けるリスクは中程度であると考えている。

性的指向とジェンダーアイデンティティ

3.146 性的指向の自由は憲法で保護されず、同性間の性交渉は同意があっても違法行為である。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーやインターセックス (LGBTI) 運動家は、憲法改正プロセスの一環として、基本的権利として、憲法の平等の項 (第 12.2 条) にジェンダーアイデンティティ、性的指向を盛り込むことを推奨した。スリランカの人権保護・推進のための国家鼓動計画は、性的指向やジェンダーアイデンティティを差別からの保護の根拠に含めていない。

3.147 スリランカの LGBTI コミュニティの規模に関する信頼のおけるデータは存在していない。LGBTI の権利を主張する地元の NGO、Equal Ground は、スリランカの総人口の 5-10 パーセントは LGBTI と推定している。

3.148 刑法第 365 条と第 365 (a) 条は、「自然の理法に逆らった性交渉」及び「わいせつ行為」を行うことを犯罪としている。これらは一般的に、同性間の性行為に適用されると理解され、10 年の禁錮刑と罰金を科される可能性がある。警察は、これらの条文に基づいて人々を逮捕したが、最近は全く訴追されていない。地元の LGBTI の情報源によれば、警察は、刑法第 365 条及び第 365 (a) 又は放浪罪条例 (公共の場を徘徊していたと見なされた人を拘留する権限を当局に与える。) を利用して、LGBTI を脅し、嫌がらせを行い、金や性的好意を強要し、恣意的に逮捕・勾留する。生物学的には男性だが、女性になったトランスジェンダーは、明らかに識別可能となることで、とりわけ脆弱と見なされている。Equal Ground は、2017 年のマッピング調査によって、LGBTI の 46.7 パーセントは警察嫌がらせを経験したことが示された。警察によるものを含めて、LGBTI の虐待や嫌がらせの被害者は一般的に、安全上の懸念と性的指向に注意を向けられることに対するためらいにより、苦情を申し立てることに乗り気ではなく、事件は概ね通報されないことを意味している。

3.149 LGBTI を差別又はヘイトクライムを保護するための法は存在していない。地元情報源によれば、LGBTI は「性的逸脱者」と広く見なされ、常習的に職場や教育、医療制度において差別といじめを経験している。地元の LGBTI 情報源が DAFT に語ったところによれば、公然とゲイのカップルは、住宅や宿泊所を確保する際に障害に遭う。その結果として、多くのホモセクシャルは、性的指向を隠そうとする。

3.150 トランスジェンダーはより差別を受けやすい。雇用主は、トランスジェンダーを雇うことをためらい、DFAT は、トランスジェンダーが性的指向やジェンダーアイデンティティ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

により仕事から解雇されたという話を聞いた。トランスジェンダーは、身分証明書が必要となる基本サービスへのアクセスを得る際に、障害に遭いやすい。2016年、保健省は、法律上のジェンダーを修正し、NICなどの政府が発行したアイデンティティ文書を変更することが可能となる、ジェンダー認定証を作成した。これは長く複雑なプロセスである。International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Associationによれば、ジェンダー認定証の発行を受ける前に、医療専門家による精神医学的評価を経て、国際疾病分類に基づく「トランスジェンダー性」の診断を受け、ホルモン・外科手術治療を受けなければならない。ジェンダー認定証は、18歳以上の者しか得られない。ホルモン治療と性転換手術サービスはめったに行われず、高額である。地元情報源によれば、コロンボ近くのカルボウイラ政府病院は、トランスジェンダーに親切的な病院である。同病院は、スリランカでは2017年に最初の性転換手術を行った。

3.151 地元情報源によれば、LGBTIコミュニティは、家族やコミュニティメンバーからの脅迫、嫌がらせを受け、異性愛者との結婚を強いられている。一部の中流・上流階級、教育を受けた都市部のスリランカ人は、家族やコミュニティ間で自らのセクシュアリティについてオープンである。しかし、より伝統的な家族の期待や価値観により、レズビアンやバイセクシャルの女性の方が、リスクはより高い。DFATは、過程や公共の場における暴力の通報は信頼が置けると考え、イスラム系をはじめとする多くのLGBTIは、嫌がらせを回避するために、アイデンティティを隠す。地元情報源がDFATに語ったところによれば、一部の家族は、LGBTIが専門の収益センターにおいて、又は、魔術を通じて、同性愛を「治療」する治療を探すように圧力をかけている。2017年に英国内務省は、コロンボ近くのゲイ専用のホテル1軒及び域内の幾つかのゲイに親切的なバーを特定した。地元情報源がDFATに語ったところによれば、LGBTIに対する敵意は「全面的」であり、特定の民族グループ又は地域に限定されていない。コロンボ（西部州）、カンディ（中部州）及びガル（南部州）は、スリランカのその他の地域に比べて、性的指向により寛容と見なされている。一部のLGBTIは、より大きなLGBTIコミュニティと支援ネットワークがある、これらのセンターに移ることを選んだ。

3.152 地元のLGBTI情報源によれば、ホモセクシャルの女性は、セクシャルティについてオープンになるのは更に困難である。情報源がDAFTに語ったところによれば、家父長制社会であるスリランカにおいて女性であることはそれ自体が困難であり、同性愛の女性である問題は更に大きかった。同性愛の女性は、異性愛者との結婚を強いられ、公共交通機関利用時を含め、公共の場で嫌がらせに直面している。

3.153 地元情報源がDFATに語ったところによれば、現政権は、LGBTIコミュニティの懸念に対して、前政権よりもオープンである。政府は、HRC（2017年11月）での最近の定期的

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

レビューの一環として、刑法第 365 条及び第 365 (a) 条を修正する具体的な提言を含め、LGBTI に対する差別と闘うという提言を受け入れたが、同性愛行為を非犯罪化する提言を拒否した。2005 年以降、コロンボでは、安全上の理由により目立たないようではあるが、プライドパレードが開かれている。コロンボのプライドパレードは、復活祭のテロ事件後の 2019 年は開かれていないが、その他の LGBTI イベントの祭りは進展した。マスコミは、LGBTI の問題についてオープンに話し、一部の LGBTI は、とりわけコロンボにおいて、目立っている。LGBTI 活動家のコミュニティは小さいが、主張を強めている。2018 年 11 月、メンバーは、シリセーナ大統領がコロンボでの政府周回中に行った LGBTI に対して軽蔑的と思われる発言に抗議するために記者会見を開いた。

3.154 LGBTI コミュニティに対するヘイトスピーチは、LGBTI の権利を主張する人に対するものを含め、ソーシャルメディアで頻繁に見られる。2016 年に、Sinha Le を含む批判派は、第 12 回年次ゲイプライドフェスティバルに関する脅迫的意見をソーシャルメディアに発表し、Equal Ground がコロンボのグッドマーケットにおいてプロモーションイベントを開催するのを阻止した。主催者は一部の公開イベントをキャンセルした。警察は、他の場所での参加者に保護を提供した。当局は、2016 年の国際ホモフォビア・トランスフォビアの日 (IDAHOT) を祝う 1 つの公開イベントの書類を「失くし」、イベントを進めることはできなかった。地元情報源によれば、LGBTI デモ行進などの公開イベントでの警察の LGBTI 保護は、2015 年以降、強化された。地元情報源は、過激派仏教徒やイスラム系グループが LGBTI コミュニティにとってとりわけ脅威になっていると特定した。

3.155 LGBTI は、支援体制をほとんど持たない。ほんの少数の地元 NGO が擁護活動やサービス提供を通じて、LGBTI の権利を支援している。その中で最も有名な Equal Ground は、LGBTI に対する法的支援や助言及びメンタルヘルスカウンセリングを提供している。Equal Ground は、2005 年以降、シンハラ語、タミル語及び英語で LGBTI 向けのカウンセリングホットラインを運営しており、これはスリランカでは唯一のサービスである。Equal Ground のようなサポートグループは、都市部に集中している。

3.156 地元情報源によれば、反 LGBTI 感情は、農村部をはじめとして、スリランカの文化と社会に深く根付いている。スリランカ国民の大半は、性的指向とジェンダーアイデンティティについて保守的な考えを持ち、多くは個人の権利よりも集団の価値観を優先する。DFAT は、スリランカの LGBTI が政府から差別を受ける可能性は中程度であり、毎日のように社会的差別を受けるリスクは中程度であると考えている。差別のレベルと頻度は、その人の社会経済状況、宗教及び地理的場所に応じて異なる。さらに DFAT は、トランスジェンダーは、同コミュニティの他のメンバーに比べて、政府からの差別や社会的差別を受けるリスクが高く、暴力を受けるリスクは中程度であると考えている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

子供

3.157 スリランカは、1991年7月に児童の権利に関する条約に批准し、1996年に子供の保護に関する大統領タスクフォースを設立し、幾つかの法律及び行政上の改革を提言した。2006年、政府は、児童・女性問題省の下に国家児童保護局を設立した。スリランカは、国際労働機関（ILO）の就業が認められるための最低年齢に関する条約138及び最悪の形態の児童労働の廃絶のための国際条約182に署名、批准した。最低雇用年齢は14歳であるが、限られた家族経営の農業労働や技術訓練における親や保護者による14歳未満の子供の雇用は法により認められている。米国労働省によれば、2017年には5-14歳の0.8パーセントは、主に農業部門で児童労働に雇用されていた。米国労働省は、スリランカ政府がILOの条約182の執行を改善し、児童労働の使用を撲滅するための法や規則の執行のための組織的体制を策定したと評価している。2016年、政府は、児童労働の廃止に関する国家政策を立ち上げた。2018年5月、議会は刑法を修正し、刑事責任の最低年齢を8歳から12歳に引き上げた。

3.158 米国労働省によれば、5-14歳の98パーセントは、2017年に学校に行っている。2016年、政府は、義務教育年齢を14歳から16歳に引き上げた。政府は、全ての子供の教科書、制服、昼食代を支給し、通学に助成金を提供している。しかし、学校は、学校の維持のための支払いや入学のための「寄附金」を要求することができる。一部の社会保護プログラムは、貧しい子供のための奨学金を提供している。農村部や戦争被害を受けた地域では、リソースが十分な学校は少なく、低カースト層の子供にとって、教育へのアクセスは難しいことがある。戦争に参加した、又は、戦争の影響を受けた子供は、更なる困難に直面している。出生証明書又はその他の公的書類を持たない子供は、入学を拒否され、教科書やその他の政府助成金に対するアクセスを却下される場合がある。政府は、数州でタミル語を話す教師を採用したが、北部と東部でシンハラ語と英語を話す教師の採用には苦労している。

3.159 スリランカでは、児童婚、早婚、強制婚（CEFM）が行われている。国連FPAの2019年State of World Populationレポートによれば、2006-2017年にスリランカの子供の12パーセントは、18歳までに結婚していた。児童婚率は、イスラム系とタミル系コミュニティの方が高い。一般結婚条例（1907年）とカンディ婚姻・離婚法（1952年）（カンディ地域のシンハラ仏教徒向け）は合法的な婚姻年齢を18歳としているが、親の同意があれば、子供は16歳で結婚することができる。MMDAは、イスラム系の最低婚姻年齢を定めず、12歳未満の子供が父親とQuaziの承認があれば結婚することを許し、子供の同意は不要となっている。ウィクラマシンハ首相は、政府がMMDAを修正し、イスラム系女性の最低結婚年齢を18歳に引き上げると公に述べた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.160 スリランカの高い CEFM 率には幾つかの要因がある。戦争中、一部の親は LTTE による強制的動員を阻止するために娘を結婚させ、IDP キャンプのその他の親は、家族から保護し、性的暴力のリスクを敬遠するために娘を嫁に出した。戦争後、貧しい母子家庭は金銭的支援と土地の開拓を支援するための義理の息子を得るために娘を結婚させた。家族計画サービスが不在で、婚外性交に関する保守的な規範がある中で、結婚は、婚外性交を行った少女の評判を救う手段を提供している。

3.161 同意の有無を問わず、16 歳未満の少女との性交は、法定強姦に当たる。これは、12 歳以上のイスラム系の既婚少女には適用されない。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、法定強姦は、スリランカで重大な懸念だった。警察統計によれば、2018 年には、被害者の同意があった法定強姦 1199 件が記録された。同期間中に、犠牲者の同意のない法定強姦 248 件が記録された。

3.162 地元情報源によれば、女性器切除は、イスラム系コミュニティ内では一般的に行われている。スリランカで行われている女性器切除は、WHO の女子割礼の定義に遭うものであり、生後数か月から 7 歳までの少女に行われる。イスラム系コミュニティの情報源が DAFT に語ったところによれば、女性器切除は主に、出生から 40 日後に家庭内で行われる。2018 年に保健省は、医療実施者が女性器切除を実施することを禁止する回状を発行したが、まだ犯罪とはされていない。いずれにしろ、情報源は、この手順が一般的に、医療従事者ではなく、イスラム系の女性高齢者（70 歳以上）によって行われていると主張している。

3.163 NGO Save Children は、スリランカを 2019 年子供時代の終わり指数において 176 国中 56 位とした（南アジアではモルジブに次いで 2 位）。この指数は、児童の健康、教育、労働、結婚、出産や暴力に関する 8 つの指数にわたる平均的実績を反映している。

高齢者

3.164 スリランカ国民は高齢化している。国連 FPA の予想によれば、2030 年までに、スリランカ国民の 5 人に 1 人は 60 歳以上となる。国連 FPA によれば、人口の 11 パーセントは、65 歳以上である。民間企業の退職年齢は 55 歳、公共セクターの雇用者の退職年齢は 60 歳である。

3.165 2000 年、議会は、高齢者の権利保護法を制定した。これにより、高齢者の安寧と権利を促進、保護するための National Council for Elders が設立された。高齢者のための国家事務局は、月収が 3,000 スリランカルピー（約 25 オーストラリアドル）未満の 70 歳以上の高齢者に対する 2,000 スリランカルピー（約 16 オーストラリアドル）の毎月の手当てを含む、スリランカの高齢者に対して政府支援を提供するための主たる行政機関である。法は高齢

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

者の権利を保護しているが、DFAT は、役人による高齢者の虐待の報告を認識している。法的支援委員会は高齢者向けのデスクを備え、低所得の高齢者に無料で助言を提供している。

3.166 スリランカの高齢者は他の人のように戦争中に避難民となり、LTTE は、高齢者を動員の対象とした。戦争終了時に、スリランカの高齢者向け社会保障プログラムは不十分で、家族のサポートシステムは概して脆弱だった。高齢者の非正規雇用率や日雇い労働率は高く、所得は低く、安定しない。事例証拠によれば、退職金が必需品を買うのに不十分であることもあり、スリランカの高齢者が、退職後も働き続けるのは一般的である。DFAT は高齢者が年金を得られる場合にも、適切な貯金や資産を持たず、必需品の購入を家族に頼ると考えている。社会的価値観では、高齢化する家族の介護において孝行することが力説されている。

障害者

3.167 2012 年国勢調査によれば、スリランカ人口の 8.7 パーセントは障害者とされている。障害者とされている人の大きな比率は、戦争中に負傷を負った元 LTTE メンバーである。法は、雇用、教育、医療、公共交通機関及び飛行機での移動において、肉体的、感覚的、知的又は精神的障害のある人を差別することを禁止している。1998 年に発行された行政回状 No. 27/88 は、公的サービスに障害を持つ人を 3 パーセント雇用することを割り当てている。

3.168 実際には、障害者は、雇用、教育、司法及び医療サービスのアクセスにおいて差別を受けている。女性障害者はとりわけ脆弱である。ほとんどの公共ビルや公共交通機関は、障害者がアクセスできない。障害者の子供は、他の子供に比べて登校率が低い。障害者向け支援サービスは、特に元 LTTE メンバーなど、広く不適切と見なされている。情報源が DAFT に語ったところによれば、NGO からある程度の支援を受けたものの、障害を持つ元 LTTE メンバーは国家からほとんど支援を受けなかった。元 LTTE メンバーの女性障害者は、仕事を見つけるのが難しく、ある地元の情報源によれば、社会から追放されている。

4. 補完的保護の主張

恣意的な生命の剥奪

4.1 2002-2011 年の国連 OISL 報告によれば、特に北部と東部において、超法規的殺人、失跡、身代金目当ての誘拐が戦争中頻繁に起こった。同レポートでは、これを主に政府軍、LTTE 及び準軍事的組織によるものとしているが、ビジネスや個人的な紛争に関係するものもある。元 LTTE メンバーが関係する暴力事件を含む超法規的殺人、失跡、身代金目当ての誘拐は、戦後大幅に減った。

超法規的殺人

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

4.2 超法規的殺人がいまだに発生することは知られているが、その数は 2016 年後大幅に減少した。2018 年 1 月、警察はカタラガマ（ウバ州）の警察のチェックポイントで停止しなかったと言われるバイカーを撃った。2017 年 10 月、警察特別タスクフォースメンバーが、ジャフナ（北部州）でバイカーを射殺した。その後、3 人の警察官が逮捕された。彼らの裁判は刊行時点も続いている。2016 年 10 月、5 人の警官が、ジャフナの警察チェックポイント近くでジャフナ大学生 2 人の殺害に関連して逮捕された。5 人の警官は、2017 年 9 月に保釈され、2018 年 3 月に警察に復職し、裁判の結果を待っている。2018 年 10 月、ジャフナ治安裁判所は、3 人の警官を無罪とし、残り 2 人を新たに起訴した。

4.3 超法規的殺人を含む国による暴力に関する独立した捜査を開始する法的体制は存在していない。多くの過去の超法規的殺人は未解決のままであり、現政権は、過去の事件の加害者に対する告発や有罪を追求した。2016 年 5 月、警察は、2010 年のラグビー選手 Wasim Thajudeen 殺害に関する証拠隠蔽の容疑で、警察の元副監察総監 Anura Senanayake と警部補 Sumith Perera を逮捕した。一部のオブザーバーは、これをマヒンダ・ラージャパクサ政権のメンバーに命令されたものと考えている。2017 年に Senanayake と Perera は釈放された。2016 年 10 月、治安裁判所は、ラスーパスワラ（西部州）でのきれいな飲料水を要求する 3 人のデモ参加者の 2013 年の殺人は犯罪であると判断した。3 人の軍人は、この事件に関連して拘留された。2016 年 12 月、裁判は、TNA 議員兼人権運動家の Nadaraja Raviraj の 2006 年殺人で告発された 6 人のうち 5 人を無罪とした（元海軍将校 3 人を含む。）。

4.4 2015 年、副検査官 Vaas Gunawardena を含む 5 人の警官が、ガンパハ地区（西部州）の富裕なビジネスマンの 2013 年の殺人で告発された。この殺人は競合するビジネスマンの命令により行われたと言われていた。噂によれば、2019 年 1 月、Manjula Asela と Rasheen Chinthaka の 2 人のビジネスマンはガル（南部州）の地元警察により拉致・殺害された。南部州特別捜査部を担当する警官を含む 4 人の警官がこの事件に関連して逮捕された。殺人の動機は不明である。捜査は、刊行時点も続いている。

強制的・自殺的失跡

4.5 2016 年 5 月、スリランカは、強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約を批准した。議会は、2018 年 3 月に条約を実施し、強制的失踪を違法とする国内法（強制的失踪法）を可決した。2017 年 9 月、政府は OMP を確立する官報を発行し、2018 年 2 月にコミッショナーを任命した（[和解参照](#)）。

4.6 合意した数字はないものの、スリランカの行方不明・失踪者は、世界最高水準と考えられている。2016 年 6 月、ONUR は、LTTE との戦争や分離派マルクス主義者の暴動で 65,000 人が行方不明になったと語った（戦闘中行方不明と特定された武装勢力や警察のメンバー

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

を含む)。OMP の推測によれば、1983 年以降、少なくとも 20,000 人が説明なく姿を消し、今でも行方不明である。行方不明・失踪者の大半は、北部と東部で発生し、LTTE のメンバー又は支援者だった可能性が高い。2017 年 7 月、国連人権委員会の強制的・非自発的失踪に関する作業部会は、多くの児童の失踪を戦争中の LTTE による子供兵士動員によるものとした。少人数の失踪者は、移住者に関係している。例えば、2009 年にスリランカ治安部隊に拷問され、殺されたと言われる元 LTTE メンバー Kathiravel Thayapararaja は、2014 年にタミルナードゥで生きてままだと見なされる人の大半は、死んでいる可能性が高い。

4.7 行方不明者に関する情報を要求するタミル系家族が率いる抗議行動は、2017 年 1 月に北部と東部で始まり、続いている。シリセーナ大統領は、キリノッチで 2017 年 6 月に抗議行動リーダーに会い、戦争中に行方不明者のリストを公表することに同意したと言われているが、刊行時点ではリストは提供されていない。軍は、このような情報に対する過去の請求に抵抗してきた。

4.8 強制的に行方不明にしばしばつながった、白いバンを使った組織的拉致が、戦争中及び戦後に発生した。「白いバンの拉致」という言葉は、覆面車両での見知らぬ加害者により拉致され、ほとんどの場合に二度と見付からなかった事件を表現している。DFAT は、2016 年と 2017 年には白いバンが関係した拉致事件の数は少なかったことは、逮捕中に手順に従わなかった事例について言及している可能性が高いと考えている。DFAT は、このような失踪はもはや一般的ではないと考えている。

4.9 ゆすりと身代金目当ての誘拐は、特に北部と東部で戦争中一般的に行われていた。いまでも発生していることは分かっているが、戦後その事例は大幅に減少した。ゆすりと身代金目当ての誘拐が起こる場合には、その動機は一般的にビジネスに関係している。DFAT は、富裕なスリランカがゆすり又は身代金目当ての誘拐に遭うリスクは低いと考えている。

拘留中の死

4.10 刑務所省は、2017 年には 50 人が拘留中に死亡したと報告した（データが入手可能な最新の期間）。米 국무省は、拘留中の死の大半は、自然死であると考え、2016 年の国連特別報告者による拷問に関する報告書は、拘留中の死に関する法医学的手順や専門知識は適切であると評価していた。信頼できる地元情報源は、最近の自然死以外の拘留中の死を把握していなかった。

4.11 アジア人権委員会は、2017 年 1-10 月に警察署や刑務所での 9 件の超法規的殺人を報告した。米 국무省は、2016 年に 2 件の超法規的殺人があったと報告した。2016 年 9 月、拘

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

留中に死亡した男性の家族が自殺という警察の主張に異議を唱えた。この事件後、法務治安省は、刑務所の独房にカメラを設置することを約束した。DFAT は、カメラは警察犯罪捜査部とテロ捜査部において稼働していると理解しているが、刑務所の独房にカメラが設置された事実を把握していない。2017年2月、5人の囚人と2人の看守を裁判所へ輸送中のバスがコロombo近くのカルターラで銃撃され、殺害された。刑務所省は、この事件はギャング間の抗争であると述べた。

死刑

4.12 スリランカは、殺人と麻薬密売について死罪を維持しているが、刊行時点では、1976年以降は死刑を執行していない。スリランカの処刑方法は、絞首刑である。刑事訴訟によれば、全ての死刑判決は自動的に控訴され、裁判所は、被告の弁護のために法律扶助弁護士を任命する。死刑執行には、大統領の裁可を要する。大統領は、宗教イベントや国家の重要な日を記念するために、一部の死刑を終身刑に減刑する。シリセーナ大統領は、2015年12月から2017年2月までに247人の死刑囚を減刑したが、2018年又は2019年には0人だった。2017年2月、内閣は、死刑を終身刑に置き換える議会の意見を承認した。2018年12月、スリランカは、死刑執行の世界的停止を求める国連総会決議を支持した。スリランカは、死刑を廃止する市民的、政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書を批准していない。

4.13 スリランカ刑務所省によれば、2018年には168件の死刑判決が下された（男性162人、女性6人）。アムネ스티・インターナショナルによれば、2018年12月時点で、1,299人の囚人が死刑判決を受けていた（男性1,215人、女性84人）。現在死刑判決を受けている人のうち、84人は麻薬関連の違反により有罪となっていた。

4.14 スリランカは実際には死刑廃止論者であるものの、シリセーナ大統領は、刑務所の中から麻薬取引を続けている、死刑判決を受けた有罪の麻薬密売業者の死刑は実行すると約束している。2018年7月、シリセーナは、このような事例では死刑を執行できるという内閣の承認を得て、2019年2月に2か月以内に死刑を執行すると議会に告げた。大統領として、シリセーナは、死刑宣告を受けた人の刑の執行を一方向的に命令する権限を有している。2019年6月26日、シリセーナは、4人の有罪判決を受けた麻薬密売業者の刑執行を命令する死刑執行令状に署名した。7月5日、最高裁判所は、2019年10月30日まで執行を停止する暫定命令を発行した。10月29日、最高裁判所は、2019年12月10日まで暫定命令を延長した。スリランカのマスコミは、死刑執行令状に異議を申し立てる複数の裁判の結果が出るまで、シリセーナは、執行しないと報告した（最高14件の「基本的権利」に関する請願書が、最高裁判所に提出され、死刑執行令状は憲法が保証する基本的権利を侵害しているという理由で、これに異議を申し立てている）。2019年8月1日、UNP所属の議員が死刑廃止法案を提出した。シリセーナは、司法長官の助言を引き合いに出して、同法案は違法であると

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

主張した。

4.15 地元マスコミ報道によれば、麻薬密売で有罪判決を受けている 84 人の死刑囚のうち、13 人は、司法省及び刑務所省により、死刑執行対象に指定された。更に 30 名が死刑宣告に控訴し、そのうち 18 人が 2019 年 4 月事件で全ての控訴権を使い果たしたと DFAT は理解している。死刑執行対象になると見なされている 5 人の外国籍囚人（全員パキスタン人とされる。）は、執行の棄権はないと見なされている。

4.16 地元情報源は、「麻薬との闘い」の一環として、死刑を執行したいというシリセーナの願いは、真摯なものであると考えている。死刑執行を開始するための物流上の準備は続いている。2019 年 4 月には、絞首刑執行人の職に 79 人の候補者が面接を受けた。刑務所の絞首台で絞首刑の準備が行われていると言われ、絞め縄を輸入するための措置が講じられた。麻薬密売業者の死刑執行を開始する計画が行われていることは、国内での薬物使用と大規模な薬物欧州の増加を背景としている。地元情報源が DFAT に語ったところによれば、死刑執行は、スリランカ国民に対して受けが良いだろうが、なかでもウィクラマシンハ首相、野党指導者のラージャパクサ及び TNA は、公然と反対を表明している。死刑執行令状は、2019 年 12 月 10 日まで執行が停止されている。シリセーナが出馬しない大統領選挙が、2019 年 11 月 16 日に開催される。このような状況において、DFAT は、死刑が執行されるかどうかは不透明であると考えている。

4.17 刊行時点では、2019 年の復活祭のテロ事件への関与疑惑で訴追を待っている人が、死刑を伴う犯罪で告発されるかどうかは、不明だった。2018 年 9 月、シリセーナは、「国家の資金や公共資産を悪用する」人は死刑に処すべきであると示唆した。

4.18 2019 年 10 月、最高裁判所は、憲法となるためには、CTA 草案が死刑に関する規定を盛り込む必要があると判断した。CTA は刊行時点では草案の段階だったため、修正が加えられる可能性がある（監視、嫌がらせ、逮捕及び拘留並びに恣意的逮捕・拘留参照）。PTA は、死刑に関する規定がない。

拷問

4.19 スリランカ憲法第 11 条及びその他の幾つかの法は、明示的に拷問を禁止している。スリランカは、2017 年 12 月に拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約に批准し、その選択議定書に加わった。条約上の義務に則して、スリランカは 2019 年 4 月に拷問防止小委員会の訪問を受け、全ての要求された拘留場所へのアクセスを手助けした。拷問は、7-10 年の禁錮刑を受ける可能性のある違法行為である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

4.20 幾つかの地元組織及び国際的な組織は、戦争直後から、主に LTTE と関係があるとされた人に対して、スリランカ軍、情報機関、警察により拷問が行われたと申し立てた。2015 年の OISL 報告書は、「戦争に関連する拷問の犠牲者は、政府軍によるものであり、一般的にタミル系で、PTA 及び有事規制に基づいて逮捕され、政府が支配する地域に拘留された」と述べた。OISL は、「LTTE の降伏後の戦争直後にスリランカ治安部隊によるとりわけ残忍な拷問の実施」を記録している。

4.21 2016 年 10 月、HRCSL は、国連拷問禁止委員会に、「拷問は、主に警察の拘留に関して全国的に行われている常習的なもの」であり、警察は、容疑の性質にかかわらず、尋問や逮捕中に拷問を用いていると主張する報告書を提出した。人権とテロ取締りに関する国連特別報告者は、2017 年 7 月、「全ての証拠は、国家安全保障を理由に逮捕、拘留されたものに対する拷問の使用が、これまでも現在も、この地域に固有の常習的なものという結論を示している。当局は、タミル系コミュニティメンバーに対して同法[PTA]を過度に適用しているため、国の十分に油をさした拷問器具の矢面に立っているのはこのコミュニティである」と結論付けた。テロに対抗しつつ人権及び基本的自由の促進と保護に関する人権理事会の特別報告者によれば、2016 年末に PTA に基づいて逮捕された人の 80 パーセントは、拷問やその他の虐待を受けたと申し立てた。英国内務省は、2017 年に拷問の申立てが大幅に減少したと報告したが、自白を引き出すために、警察が暴力や過度な力に訴えたタミル系被害者の新たな事例が明らかになった。

4.22 International Truth and Justice Project (ITJP) は、大半が「白いバン」で拉致された LTTE への関与が疑われている人に対する 2015-2017 年の拷問容疑 76 件について言及している。2017 年 11 月に発表された Associated Press の調査は、ITJP が報告したものを含む、52 件の拷問を報告している。Freedom From Torture は、2019 年 2 月に発表された報告書において、2015 年-2017 年に行われたタミル系に対する拷問容疑 16 件を述べていた(北部州で 12 件、コロンボで 4 件)。同報告によれば、当該人物は、軍又は警察により拘留され、その後に容疑を掛けられている LTTE 又は反政府活動についての情報若しくは告白を引き出すために拷問された。ほとんどは、バンを含むマークのない車両で連れて行かれ拘留された。いずれの事例も、殴打、火あぶり、窒息や強姦などの肉体的及び精神的拷問を伴った。どれも訴追されず、ほとんどは賄賂を支払って釈放された。全員がその後、英国に亡命した。2019 年 9 月、ITJP は、スリランカ警察のテロ捜査部門での拷問容疑 58 件を特定した。ITJP の申立ては、2008-2017 年にテロ捜査部門による拷問を受けたと主張する、タミル系及びシンハラ系双方の、73 人の証言に基づくものだった。

4.23 北部からの情報源を含むスリランカの幾つかの地元情報源は、上記の拷問疑惑の事例を知らず、その主張を検証することができなかった。多くの申立ては匿名であり、しばしば

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

第三者に対するものであるため、DFAT は、拷問を受けたという申立ての検証は複雑であると指摘している。これらはしばしば、スリランカ国外にいる者、場合によっては亡命申請中の者が関与している。DFAT は、スリランカ軍及び情報機関が戦争中及び戦後直後に行った拷問の報告は、信頼性が高いと考えている。しかし、DFAT は 2016 年以降、拷問の申立てを検証できずにいる。地元情報源が DFAT に語ったところによると、元 LTTE メンバーが拷問を受けた最近の事例は把握していなかった。

4.24 地元情報源は、自白を引き出すための手段としての場合を含めて、警察は犯罪捜査において被疑者を常習的に虐待すると DFAT に語った。情報源が DFAT に語ったところによれば、刑務所での虐待は一般的だった。虐待は顔をはたくことから、激しい殴打、場合によっては拷問に至ることもあった。情報源が DAFT に語ったところによれば、虐待が起こった場合には特定の地域や民族グループに特定されず、全ての共同体に被害が及ぶ全国的な問題だった。DFAT は、これらの申立てを検証することはできない。近年、HRCSL は、年間約 400 件の虐待や拷問の申立てを受けた。地元情報源によれば、これらの違反容疑は、警察の特別タスクフォースが用意していた。麻薬取引への関与が疑われた人ほとりわけ、虐待に弱いと見なされた。LTTE と関係があると言われた人々などのタミル系は、その民族性又は LTTE との関係によって虐待や拷問を受けやすいとは考えられなくなった。

4.25 スリランカの裁判所では、拷問により得られた証拠は、一般的に認められていない。しかし、PTA に基づいて拘留された被疑者にとって（恣意的逮捕と拘留参照）、警察の警視補の地位以上の警察官が得た自白は、裁判所で証拠として認められている。マスコミ報道によれば、新テロ取締法（CTA）案によれば、治安判事の前で行われた自白のみが裁判所で証拠として認められる。この法案は本文刊行点では草案であり、修正される可能性がある。

4.26 タミル系を含む地元情報源によれば、警察による虐待や拷問は続いているが、主に時代遅れとなった取締手法によるものであり、民族に基づいているわけではない。警察の上級幹部は、虐待や拷問を支持しないが、改革のメッセージはなかなか行きわたらない。警察が虐待又は拷問を行う際には、そのような慣行は能力のなさ、訓練不足、劣悪な逮捕・勾留手順及びきちんとした捜査を行うよりも自白を引き出すことに焦点を当てた劣った警察手法を反映している。情報源は、警察の訓練が改善し HRCSL による囚人の監視が強化されれば、虐待や拷問は絶対数が減ると DFAT に語ったが、今でもありふれた事象である。

4.27 スリランカは、拷問の苦情申立てに対処する中立的かつ効率的な体制を持たない。HRCSL は、拷問の通報を調査し、訴追などの勧告を司法長官房に対して行うことができる。HRCSL はまた、関連する国家機関による違法行為に対する懲罰措置や犠牲者への金銭的賠償を勧告することができる。スリランカの 2016 年の国連拷問禁止委員会への報告書は、2014

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

年の3件の拷問事例を含んでいた。同年、HRCSLは、481件の拷問の通報を受けた。これは、国が通報の大半を捜査していないことを示唆している。警察及び国家警察委員会は、警官が関与する拷問の申立てを捜査し、これについて決定を下す権限を有している。実際に、苦情が申し立てられた警官は一般的に異動させられ、停職になることは滅多にない。2017年1-11月まで、33人の警官に懲戒処分が下され、1人が暴行と拷問により解雇された。最高裁判所は、拷問を含む基本的権利の侵害に関する申立てを審理し、判断を下す管轄権を有しているが、判決までには長年かかる可能性がある。最高裁判所はコロンボにしかなく、訴訟費用は法外であるため、苦情申立人が最高裁判所にアクセスするのは難しい。

4.28 DFATは、軍、情報機関又は警察による拷問のリスクは戦争終了以降減少し、もはや国家ぐるみではないと考えている。拷問報告で立証されるものはほとんどないため、拷問がどの程度蔓延しているかを正確に判断するのは難しい。

4.29 スリランカ国民が、日常的に虐待に遭うリスクは低い。当局に拘留された人の場合、虐待を受けるリスクは中程度であるとDFATは考えている。虐待が発生する場合には、一部の虐待は拷問に発展する可能性がある。DFATは、スリランカ国民が拷問に遭うリスクは一般的に低いと考えている。

残忍で非人道的、又は品位を傷つける処遇若しくは刑罰

恣意的な逮捕と拘留

4.30 スリランカの法律は恣意的な逮捕と拘留を禁じているが、逮捕され拘留されている人に対して、弁護士若しくは通訳をつける権利を明確に与えること、又は家族に逮捕を知らせる義務を定めることをしていない。PTAは、当局が告発なしに最長72時間容疑者を拘留することを認めている。この期間が経過したら、容疑者は治安判事のもとに出頭するか、拘留命令に基づいて、告発なしに3か月の期間、18か月を上回らないように拘留されるかのいずれかの場合があるが、実際には、罪状なしに、PTAが認めるよりもかなり長い期間にわたって拘留された者はいる(逮捕、拘留、及び訴追参照)。容疑者は異例の拘留場所や警察署、拘置所や刑務所に拘留される場合がある。ICRC及びHRCSLはPTAに基づく被拘留者にアクセスし、警察の立会いなしに被拘留者に面会することができる。弁護士と家族は、同伴者なしで被拘留者に面会することができない。メディアの報道によれば、新たなテロ防止法案(CTA)は、テロと見なされる行為の件数を減らし、HRCSLが治安部隊による虐待の抑制者としての役割を果たす権限を高めるものとなるという。CTAはテロリストの容疑者を、告発なしで最長1年間拘留することを認めると報じられている。本書の公表時には、CTAはまだ法案のままで、修正が加えられる可能性がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

4.31 国連拷問禁止委員会の2016年のスリランカに関する第5回定期報告書は、監禁下で情報を得るために、裁判所の令状なしに容疑者を逮捕する警察の権限と、その後に拘禁しながら取調べを実施するという慣行が用いられていると主張していた。同報告書は、警察の捜査官が法律の定める期限内に被拘禁者を登録しない、又は、被拘禁者を治安判事のもとに連行しないという申立てに言及していた。HRCSLは2018年の1月から6月までに、恣意的な逮捕と拘禁に関する101件の不服を受け取った。

4.32 PTAに基づいて個人が拘禁され続けたが、その正確な人数については異論がある。2019年の復活祭のテロ事件の後は、PTAに基づいて多数のイスラム教徒が拘禁された。DFATはイスラム教徒を含め、どれだけの個人がPTA違反の容疑で現在拘禁されているのかを確認することができない。

4.33 復活祭のテロ事件に先立って、当局はPTAに基づいて拘禁されている人の処理を前に進めていた。2017年8月、スリランカ政府はPTAに基づいて拘留されている公判中の84名と告発されていない他の12名のリストを発表した。スリランカ政府によれば、2019年1月25日現在で、PTAに基づいて拘留中の58名が公判中で、容疑者3名が起訴を待っているところであった。DFATは、2018年及び2019年にPTAに基づく被逮捕者が起訴されたか否かを確認することができない。復活祭のテロ事件に先立って、PTAに基づいて拘留されていた個人の大多数はタミル人であった。PTAに基づく最高刑は禁錮20年である。テロに対抗しながらの人権と基本的自由の促進及び保護に関する国連の特別報告者は、2017年7月からの政府統計を引用して、PTAに基づいて告発された80名以上のうち70名が裁判を受けることなく5年以上、12名は10年以上拘禁されていることを示した。米国国務省によれば、PTAに基づいて拘禁されている人たちは拷問と虐待、自白強要、弁護士及び家族に会うことを含む基本的権利が認められないことを報告している。

4.34 2016年6月にシリセーナ大統領は治安部隊に対して、PRAに基づく被逮捕者を保護するようにとするHRCSLの指令を守るよう指示した。この指令には、医学的援助と法律的援助の保証、逮捕の登録、被拘禁者の選ぶ言語を使用する権利、拷問その他の虐待からの保護、及び女性と子供に対する特別の保護が含まれていた。指令は、治安部隊がPTAに基づく全ての逮捕をHRCSLに知らせる必要があること、及びHRCSLにはPTAに基づいて逮捕又は拘禁された者にアクセスし、いつでも、いかなる拘禁場所にもアクセスする権利があることを改めて断言している。

4.35 2017年に北部で、PTAに基づいて長期間拘留されている被拘禁者を釈放するよう要求する抗議が起きた。2018年9月には、PTAに基づいて告発なしに拘留されていたタミル人数名が、長期の拘禁に抗議してハンガーストライキを行った。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

4.36 現政権が、前任者によって PTA に基づいて告発なしに拘留された人々に対処するために講じた措置は限られている。2016 年 8 月に刑務所改革・社会復帰・再定住・ヒンドゥー教大臣は、政府が 39 名の被拘禁者を釈放しており、社会復帰を拘禁の代替案と考えることを含めて、PTA 事案の訴訟手続の合理化に取り組んできたと報告した。

4.37 テロ防止法に代わる法案、すなわち CTA は、現在国会の監督委員会もとにあつてその制定が行き詰っており、2019 年の復活祭のテロ事件に関しては PTA が用いられている。メディアの報道によれば、CTA はテロ犯罪と見なされる行為のリストを縮小し、起訴と公判に先立つ拘留期間を短縮し、裁判官と HRCSL により大きな監督の役割を与えることを含めて、留置中の拷問と自白強要に対する保護策を定めることになる。CTA は本書の公表時には草案形式で、修正を施される可能性がある。国会での議決のために上程されるのがいつになるかは明らかでない（監視、嫌がらせ、逮捕及び拘留参照）。

LTTE の非メンバーの社会復帰

4.38 かつての LTTE のメンバーのほとんどが社会復帰した今、社会復帰の焦点は薬物中毒者に移ってきた。LTTE の元メンバーの場合と同じく、薬物中毒者のための社会復帰プログラムは通例 1 年間続く。国連の恣意的監禁に関するワーキンググループによれば、社会復帰プログラムの最初の 6 か月は、心理療法と薬物療法を含むカウンセリングに焦点を置く。最後の 6 か月は、職業訓練に充てられる。全員が、裁判所命令に従ってプログラムを受ける。国連の恣意的拘禁に関するワーキンググループは、薬物中毒者のための社会復帰センターは刑務所に近いが、こういったセンターで社会復帰プログラムを受ける人々は、通常の刑務所よりも緩い規則による恩恵を受けていると評価した。現地の情報筋は DFAT に対して、社会復帰プログラムを受けている薬物中毒者は虐待されやすく、こういったセンターでは「荒っぽい方策」が一般的であると語った。2019 年 3 月以降のスリランカ政府の統計によれば、2,201 名の薬物中毒者が社会復帰を経たが、その半数以上がコロンボでプログラムを受けた。2018 年 7 月、国連の恣意的拘禁に関するワーキンググループは、薬物中毒者の社会復帰プロセスに関連して、「自由の剥奪について組織的な問題」があると評価した。

4.39 2019 年の復活祭のテロ事件の後、政府は過激な見解をもっていると判断されるスリランカのイスラム教徒を非急進化させるために、別の社会復帰プログラムを導入するかもしれないと示唆した。こうしたプログラムが導入された場合に、何を引き起こすのかは明らかでない。

体罰

4.40 スリランカは 2005 年に、体罰令を廃止する *体罰（廃止）法* を制定した。体罰は違法で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

あるが、刑法における野心的な規定は、告発される違反者がほとんどいないことを意味している。教育省が一最初は 2005 年に（回状 17 号）に、直近では 2016 年に（回状 12 号）一出した行政回状は学校での体罰を禁止しているが、実際には行われ続けている。教育省は、非暴力的な懲罰の方法に関して教員のための研修プログラムを提供している。スリランカは、2017 年不平等・定期的レビューの一環として、あらゆる状況において体罰を禁止するという勧告を受け入れた。

5. その他の考慮事項

国家の保護

5.1 スリランカには、宗教又は民族に基づいて国家保護へのアクセスを妨げる法律や政府政策はない。全国民が、警察、司法及び HRCSL を通じて救済の手段にアクセスできる。実際には、これらの手段は言語の壁や、資源の不足によって限定される場合がある。北部と東部の一部タミル人は、警察と治安部隊に信頼を置いていないため、救済を求めてこうした手段を利用する傾向が小さい。

軍

5.2 国防省の下にあるスリランカ軍は、陸軍、海軍、空軍及び沿岸警備庁の 4 部門にわたって、およそ 300,000 人の要員を擁している。総勢 200,000 人の陸軍が最大の部門である。海軍及び空軍の人員はそれぞれおよそ 55,000 人と 40,000 人である。軍の規模は、2009 年の内戦時の終了時と変わらない。CIA ワールド・ファクトブックによれば、2017 年の軍事費は GDP の 2.14 パーセントに相当した。軍の構成員は圧倒的にシンハラ族が多い。タミル族は他の少数民族と同様、国民における構成割合に比して割合が少ない。最近の募集努力は対象の的をタミル族に絞っているが、成功しているとはいえない。軍の消息筋は DFAT に対して、ジャフナ半島で一定数のタミル人を採用し、その数を増やすつもりであると語った。兵役は任意である（最低採用年齢は 18 歳）。徴兵制はない。

5.3 軍の規模は、内戦の末期に大幅に拡大した。軍は戦後、積極的に農業や商業、そして主に北部州における高度警戒地域（HSZ）の維持に積極的に従事してきた（北部及び東部の治安情勢参照）。スリランカ政府は平時の均衡を達成し、軍の要員数を徐々に削減するための努力を続けている。

5.4 スリランカ政府は HRCX 決議 30/1（2015 年）に基づいて、民生的活動への軍の関与を終わらせることに取り組んだ。政府は民生的活動への関与が停止したことを公言しているが、DFAT は、以前よりも職員は目立たなくなっているものの、軍が北部において第一級の納地を占領し、存在感を維持し続けていることを観察した（北部及び東部の経済状況参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.5 地元のイスラム教過激派が自爆テロやその他の爆破事件を実行したのに対応して、2019年4月22日に全国緊急規制を導入した。憲兵は緊急規制により、令状なしでの容疑者の逮捕、道路上でのバリケードの設置や外出禁止令の強制、公共集会の制限などを行う権限を得た（治安状況、イスラム教、及びキリスト教参照）。この規制は2019年8月22日に期限切れとなった。地域社会の緊張関係に対応して2018年3月に10日間にわたって課せられた全国的な非常事態令（イスラム教参照）は、軍に同様の権限を与えた。この緊急事態令は、2011年来の全国的な非常事態令となった。スリランカは内戦時期の大部分にわたって非常事態令のもとにあった。

文民安全局（CSD）一民間防衛隊とも呼ばれる

5.6 軍の文民安全局（CSD）は民間防衛隊とも呼ばれるが、要員数20,000名で警察に補助支援を提供する全国的な自主勢力である。CSDは2014年に武器の安全性の問題をめぐって武装解除されたが、2019年の復活祭のテロ事件を受けて再武装したと信じられている。

5.7 CSDは2012年以降、北部州のヴァンニ地区で、LTTEの元メンバーと戦争の被害を受けた女性の双方にとって報酬の良い雇用を提供してきた。CSDは現在、ムライティブとキリノッチでおよそ3,500人を雇用しており、地域で最大の雇用主の1つとなっている。多くの人々が郡の農場で働いている。CSDは戦争被害を受けた地域で切望されている雇用機会を提供していると軍が断言する一方で、市民団体は、CSDが北部における軍の駐留の継続を常態化する手段となっており、LTTEの元メンバーの採用は任意ではなく、CSDがLTTEの元メンバーとその家族を監視するための方法となっていると主張している。国際危機グループは2017年に、CSDに雇用されている一部の者が軍にとっての情報提供者の役割を果たすよう求められたと報告した。現地の情報筋はDFATに対して、CDSによって雇用されているタミル人とその家族は、他のタミル人によって不信の目で見られていると語った。CSDに雇用されている人々は、タミル族の基準から見れば高額の報酬を得ている。

5.8 DFATは、軍がCSDへの参加を個人に強いることはありそうもないが、一部の個人は、そうしないことのもたらす結果を恐れて、参加圧力を感じるかもしれないと評価している。新兵の多くは経済的な理由、殊に給与が平均以上であったり、他に有望な雇用機会がなかったりすることなどからも応募しそうである。

警察

5.9 スリランカ警察は国内で刑法を執行し、一般的な法と秩序を維持する責任を負っており、治安省の管轄下で活動している。全国の要員はおよそ85,000人で、これ以外に8,100人の民兵組織、特別部隊を擁している。スリランカ警察の要員は、軍と同様、タミル族の居住地

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

域における場合を含めてほとんどがシンハラ族である。2015年4月の憲法第19修正は、国家警察委員会及び警察総監への任命における独立性の拡大を定めている。総じて見ると、スリランカ警察は訓練の行き届いた活発な勢力である。ほとんどの警官は戦時中に警察に参加して経験を得た。警官隊が地域社会の治安を維持するという枠組みに移行するためには、大幅な制度的変更が必要である。

5.10 言語が依然として、特に北部と東部における有効な警察業務にとっての大きな障害である。警察の採用は全国で行われ、警察官はそのキャリア中に持ち回りで全国を転勤する。平均すると、北部州でタミル語を話せる警官はわずか20パーセントである。タミル語を話す警官の採用を増やすための努力は継続している。

5.11 婦人警官はきわめて数少ない。スリランカ全土の36の警察署には「女性・児童局」があるが、現地筋は、この局に配備できるだけの女性警官がいないため、女性が犯罪を報告し、支援を求める能力が抑えられていると主張している。

5.12 スリランカ警察は、内部的な懲戒措置を扱うための別のユニットを維持している。警官は給与が十分でなく、個々の警官が収入を補うために、交通違反の罰金を切る代わりに賄賂を取るなど、ちょっとした買収に携わっていると報告されている。スリランカ政府は2018年に警官の基本給を最大で40パーセント引き上げた。国民が警察に不服を申し立てる手段は、地元の警察署の担当警官、公的な不服申立て部門への直接の申立てやインターネットを介する場合を含めて、幾つか設けられている。「IGP（警察総監に言おう）」というサービスにより、地元の警察署で何の措置も講じられなければ、国民は不服を上申することができる。不服は無料電話で、又は専用のウェブサイトを通じて、シンハラ語、タミル語、若しくは英語で提出することができる。国民は全国警察委員会に不服を提出することもでき、この委員会が個々の警官、及び警察全体を相手に、不服の調査を行う。このサービスの利用率に関する公式統計は公開されていない。

5.13 犯罪被害者及び目撃者支援・保護法（2015年）により、全国被害者・目撃者保護局と警察内の犯罪被害者・目撃者支援・保護部が設けられた。国内外の市民団体は全国被害者・目撃者保護局の任命プロセスに関して、また、犯罪被害者・目撃者支援・保護部には警察のヒエラルキーからの独立性が不足していることから、被害者や目撃者が警察に脅された場合に利害の衝突につながる可能性があることに関して、同法について懸念を提起した。

司法

5.14 最高裁判所はスリランカにおける最高の司法権限であり、それに控訴裁判所、州レベルの高等裁判所及び下級裁判所（刑事事件の治安判事裁判所及び民事事件の地方裁判所を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

含む)が続く。憲法の第19修正は、大統領が上級裁判所の裁判官を任命する際には憲法評議会の承認を得ることを要求することにより、司法の独立性を増強した。現地の消息筋によれば、現政権の下では政治的な動機をもつ裁判官の任命は中止され、シリセーナ大統領による上級裁判所の裁判官の指名を公平に吟味したと述べている。シリセーナ大統領は2015年1月、15年ぶりにタミル人の裁判長を任命した。現在のジャヤンタ・ジャヤスーリヤ最高裁長官は2019年4月に就任した。現在、最高裁にはタミル人の裁判官が1名いる(S.トゥライラージャ)が、控訴裁判所にはいない。スリランカの司法制度は、危害又は虐待の被害者が国家に保護と救済を求めることを認めている。これには、最高裁に直接提出される「基本的権利」事案を通じる場合が含まれる。最高裁には、立法に対する司法審査の権限がない。

5.15 スリランカの裁判所は全土にあり、タミル語を話せる裁判官は、多数派がタミル語を話す地域に配属される。北部と東部における法的審理は概ねタミル語と英語で行われ、北部と東部以外における手続のほとんどはシンハラ語又は英語で行われる。複数の消息筋が、タミル語を話せる裁判官の不足を報告したが、このことは、北部及び東部における法的審理が場合によってタミル語で行うことができなかつたことを意味する。タミル語を話す者のためには通訳サービスが利用可能である。現地の消息筋はDFATに対して、タミル語通訳が常にすぐ利用可能なわけではないものの、タミル語通訳の質は向上していると語った。タミル人その他の少数民族は司法制度において十分に代表されておらず、タミル人は依然として司法の公平性に対する信頼を欠いている。

5.16 司法は概ね、特により高いレベルでは独立して運営されている。最高裁及び控訴裁判所は2018年の憲法危機に際して強く耐え、政治的圧力にもかかわらず司法の独立と法の支配に対して責任を負っていることを断言した。司法制度には過剰な負担を負っており、長期間に及ぶ訴訟手続、被拘留者の多さ、適格な警察官、検事や判事の数に限られていることが相まって、長期の遅れが生じている。北部ではタミル語を話せる裁判官と法廷通訳の不足が多く、事案の遅延に寄与している。重大な刑事犯罪の発生から審理と上訴プロセスの完了までにかかる時間は平均で17年である。下級裁判所においては、引き続いて汚職の報告も幾つかある。

5.17 スリランカの法律は概して判決言い渡しのガイドラインを定めていないため、裁判官は事案の事実により、判決を決める上で幅広い裁量を有している。裁判官は実刑判決以外に、罰金刑を下したり、執行猶予、社会奉仕や保護観察を命令したりすることができる。スリランカでは、実際には資源不足のため、宗教や民族とは関係なく、有効な法的保護や、犯罪被害者に対する救済へのアクセスは限られている。

5.18 スリランカには公的な弁護業務はなく、司法サービスは高く付く場合がある。1978年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

に設立されたスリランカ法律相談委員会が、経済力のない国民に刑事問題と民事問題の双方で法律的な助言と代理行為を提供している。同委員会は、北部及び東部を含む全土に 76 ヶ所の相談センターを有している。法律相談は無料で提供されるが、一月当たりの所得が 18,000 スリランカルピー（147 オーストラリアドル相当）以下の人には訴訟サービスが利用可能である。同委員会内の特別ユニットは、人権事案で被害者の代理を務める。司法と法律家の独立性に関する国連特別報告者は 2017 年に、スリランカでは社会の主流から取り残された集団にとっては、司法制度へのアクセスが依然として困難であると報告した。DFAT は、人々が民族又は宗教に基づいて法的救済へのアクセスを否定された最近の事例を認識していないが、言語の壁と社会経済的地位の低さが司法へのアクセスを妨げることは理解している。DFAT は、スリランカの司法制度が刑事事件及び民事事件において独立性を行使していると評価している。場合によっては、紛争が法律制度の枠外で解決されることがある。

5.19 スリランカの法律は、同一の罪で二度裁かれることから人を保護している。刑事訴訟法（1979 年）の第 314 条は、いかなる人も、同一の違法行為について二度裁判に掛けられ得ないと定めている。同条は具体的には、管轄権を有する裁判所で裁判に掛けられて無罪又は有罪の判決を受けた人が、その無罪判決又は有罪判決が効力を維持している間に同一の事実に基づいて同一の違法行為のかどで、あるいは同一の事実に基づいて別の違法行為で裁かれることを妨げている。

拘留と刑務所

5.21 概して、スリランカにおける刑務所の状態はインフラの古さ、過密、適切な医療・衛生施設の不足によるものを含め、国際的な基準を満たしていない。米国国務省は 2018 年に、病院があるのは大型刑務所の一部のみで、小規模刑務所で医療を必要とする囚人は、最も手近な現地の病院に移されるのが通例であると報告した。一部の施設は青少年と成人、再拘留されている者と有罪判決を受けたものを分けていないと報じられている。多くの刑務所では、受刑者がコンクリートの床で眠っており、刑務所には自然光や十分な換気がないことが多いと報じられている。

5.22 スリランカの刑務所での過密状態は大きな問題である。公式の統計によれば、データが利用可能な最も新しい年である 2017 年には、受刑者の数（有罪宣告を受けた被拘禁者と再拘留されている被拘禁者、およそ 19,300 名）は刑務所の収容力を 64 パーセント近く上回っていた。収監者の半数以上が公判を待っていると見られている。再拘留は何年も続くのが通例で、裁判官の裁量により、最終判決の一部と見なされる。政府は 2015 年、刑務所における過密の法律上、及び司法上の原因を分析するための調査委員会を設けた。この調査委員会は 2017 年に内閣の承認を受けてから、監獄法の見直しを含む刑務所改革の中心的機関としての役割を果たしている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.23 過密に対処するため、政府は都市部の幾つかの刑務所を、より多くのスペースのある農村部に移転させた。政府は 2017 年、南部州に Angunakolapelassa 刑務複合施設を建設するために 28 億スリランカルピー（2,300 万オーストラリアドル相当）を配分し、この施設は 2017 年 10 月に開所してコロomboにあるウェリカダ刑務所の過密状態を軽減した。人権団体は、農村部の刑務所に移された多くの受刑者が都市部の刑務所に戻してくれるよう要請しているのは主に、家族の訪問を容易にする公共交通機関がなく、場所によってはタミル語を話せる刑務官が不足しているためだと報告した。

5.24 ICRC は、スリランカの全ての拘置所、及び PTA に基づいて拘留されている者と薬物関連の犯罪のために社会復帰プログラムを受けている者を含め、あらゆるカテゴリーの被拘禁者にアクセスすることができる。ICRC は逮捕通知を受け取るが、資源の制約から、被拘禁者を訪問してその福利を査定するためにある程度の時間がかかる場合がある。ICRC は被拘禁者が借用された後もフォローアップを行い、可能であれば支援を提供する。HRCSL も、抜き打ちでの訪問を含めて、当局からの制限なしに幾つかの拘置所にアクセスすることができる。政府は 2018 年を通じて、ICRC と HRCSL が定期的に刑務所にアクセスすることを許可したが、HRCSL の場合、これには刑務所に関する全国調査書を作成する目的が含まれていた。ICRC と HRCSL に加えて、政府内の監視機構である刑務所訪問者局が拘置状態を検査している。同局は定期的に刑務所を訪問して、その負託事項の一環として不服を受理している。

5.25 情報筋は DFAT に対して、刑務所で拷問に相当する虐待が起きていると語った。情報筋によれば、刑務所での虐待が発生する場合には、その虐待は民族差別ではないという。

国内移住

5.26 憲法は、スリランカの全市民に対して移動の自由を定めており、国内移住には公式の制限は適用されない。2011 年に最高裁に提出された基本的権利の請願書により、軍がジャフナとキリノッチ（北部州）で行っていた住民の強制的登録が終了した。軍はもはや、南部で暮らしているタミル人の登録を強制していない。

5.27 2012 年の人口調査によれば、スリランカ人の 18 パーセントが現在の居住地とは異なる地区で生まれた。この人口調査は、人々の国内移住先の上位 5 地区は、コロombo（西部州）、ガンパハ（西部州）、クルネーガラ（北西部州）、プッタラム（北西部州）及びアヌラーダプーラ（北中部州）であると報告した。内戦時の国内移住により、南部に大規模なタミル人とイスラム教徒のコミュニティが残った。内戦中に北部の家を後にした 35,000 人のシンハラ族のうち、帰還したのは比較的少数で、その主な理由は、南部の方が仕事の見通しが良いため

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

であった。北部及び東部出身者を含めて、多くのスリランカ人が経済的な理由からコロンボに移住した。

5.28 国内移住に公式の障害はない。実際には家族のつながりがなかったり、財源が不足したりで、国内移住の選択肢が限定される場合がある。シンハラ語の能力がなければ、シンハラ語が第一言語でないスリランカ人にとっては国内移住への追加的な障害となり得る。軍が私有地を占領し続けており、土地の権原を立証することが難しく、地雷や不発弾が撤去されていないことなども、特に北部では国内移住を面倒なものにしている。

5.29 スリランカ治安部隊はスリランカ中で実際上の支配権を維持しており、個人は匿名で国内移動できそうにない。特に、スリランカ軍、情報部及び警察は、北部や東部に帰還した国内避難民を高レベルで認識している。政府は監視のレベルを下げたが、中には、自分たちの動きが注視されていると報告した者もいた。

5.30 スリランカ当局は、テロ又は重犯罪への関与が疑われる者の包括的な全国的「取引停止」リストと「監視」リストを維持している（タミル・イーラム解放のトラ (LTTE) 参照）。いずれかのリストに載っている者は、治安部隊からの敵対的な注目を避けられない。ただし DFAT は、些少な問題のために地方レベルの公務員による監視又はハラスメントを最小化するために国内移住を求める個人は、安全にそうすることができると査定している。

帰還者の処遇

出入国の手続

*5.31 憲法はスリランカ国民に「スリランカに自由に帰国する」権利を与えている。移民法（1948年）（I&E法）が、スリランカからの出国及びスリランカへの入国を取り締まっている。I&E法の第34条及び第35(a)条はそれぞれ、海港や空港など、承認されている出航港を経ずに、並びに有効な旅券なしにスリランカから出ることを違法としている。違法にスリランカを出国することに対する罰則には、最長5年間の実刑及び罰金が含まれる場合がある。基準に従わずに船でスリランカを出国した帰還者は、I&E法に基づく違法行為を犯したと見なされる。帰還者が自身の旅券により商用便で自主的に帰国する場合には、同じ旅券で公式の港を経て合法的にスリランカを出国していたのであれば、地方当局に注目されない可能性がある。

5.32 移民局、国家情報局、犯罪捜査局、そして時にはテロ捜査局を含む様々な機関が、オーストラリアからのチャーター便乗客を含めて、コロンボのバンダラナイケ国際空港で帰還者の処理に当たる。これらの機関は出入国管理データベース、情報データベース及び未決の刑事問題記録に照らして渡航書類をチェックして情報を特定する。コロンボに本拠を置く

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

オーストラリアの公務員は、自主的及び非自主的な帰還者を運ぶチャーター便を迎える場合がある。IOM は、援助を受けた自主的帰還者が空港で入国管理を通過した後に彼らを迎え、一定の現金とそれ以降の移動への援助を提供する。空港での帰還者の処理は、監理プロセス、面接の長さや人員配備上の制約のために数時間かかる場合がある。帰還者はグループで処理され、帰還者全員の処理が済むまで個人は空港を出ることができないが、帰還者はその間、自由にトイレに行き、互いに語り合うことができる。

5.33 暫定的な渡航書類で旅行している帰還者については、警察が身元を確認するための調査プロセスに着手する。これで、犯罪若しくはテロの背景を隠そうとしている、又は裁判所命令や逮捕令状を回避しようとしている者が特定されることになる。このプロセスには帰国する乗客の面接、主張されている出身地の警察との連絡、主張されている隣人や家族への連絡、及び犯罪記録や裁判所記録のチェックが伴う場合が多い。帰還者は全員、その民族と宗教とは無関係にこうした標準的手続の対象となる。DFAT は、被拘禁者が空港での処理中に虐待を受けることはないと理解している。

移民法（I&E 法）に基づく違法行為

5.34 スリランカへの帰還者は、オーストラリアからの帰還者を含めて、帰国時に（通例は空港で）質問を受け、スリランカからの違法な出国が疑われる場合には I&E 法に基づいて告発される可能性がある。DFAT は、バンダラナイケ国際空港の警察犯罪捜査ユニットがほとんどの逮捕を行うと理解している。警察はその過程において写真撮影、指紋採取、及び帰還者からの陳述採取を行い、帰還者が LTTE の元メンバーであることが疑われる場合には、海外での活動についての聞き取りを行う。警察は調査が完了したら可能な限り早い機会に、スリランカからの違法出国を告発された個人を最も近い治安判事裁判所に移送し、その後はその個人の身柄の確保と責任は裁判所又は刑務局に移る。次いで、治安判事が各個人についての次なる措置についての決定を行うが、密出入国の企ての世話役又は主催者は、船の船長及び乗組員を含めて拘禁されるのが通例である。身柄を確保された個人は到着後、犯罪捜査局の空港事務所で最長 24 時間まで拘置される可能性がある。万一この期限までに治安判事が対応できない場合（週末や公休日であるため、など）には、告発された者は空港の待機房で最長 2 日まで拘留される場合がある。DFAT は、この過程において帰還者が虐待された例を認識していない。

5.35 スリランカ検察局は、非正規移民を世話した、又は主催したことを疑われる者だけでなく、密出入国した乗客全員を I&E 法に基づいて告発し、裁判所に出頭させるよう指示している。告発を受けた者は、違法行為が発生した場所の裁判所に出頭することを義務付けられるが、それには法務費用と移送費用が伴う。裁判所への出頭の頻度は治安判事によるが、DFAT は、I&E 法に基づいて告発を受けた個人のほとんどが 3-6 か月おきに裁判所に出頭す

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ると理解している。告発を受けた者は裁判所での自身の審問以外にも、密出入国の企ての世話役や主催者を相手取っての事案で証人として喚問される場合がある。密出入国の企てのメンバー全員の居場所が特定された場合には、事案の進行は裁判所でのみ行われるため、このことが長期の遅れに寄与する。現地の情報筋によれば、2015年にまでさかのぼる幾つかの事案がまだ続いている。IOMは、IOMの援助を得てスリランカに帰国し、I&E法に基づいて告発を受けた個人に法的援助を提供している。I&E法に基づいて告発された数名の帰還者は、裁判所での審問に出席するために長距離を移動しなければならず、その結果、暮らしに混乱が生じていると報告している。本書の公表時に、およそ800件の別々の裁判事案が係属中で、そのほとんどに数名の人々が関わっていた。I&E法は最低限の義務的な判決を定めていない。合法的にスリランカを出国した帰還者は、I&E法に基づく違法行為が当てはまらないため、裁判の問題を抱える必要がない。

5.36 密出入国の企てで運賃を支払っている乗客には、通常保釈が認められる。保釈の条件は裁量により、その後国内の別の場所に移住した者を含めて、帰還者の費用負担で警察に毎月報告を行うことが伴う場合がある。これとは対照的に、密出入国の企ての世話人や主催者は、船長や乗組員を含めて、通例は保釈を却下され、拘禁される。密出入国の企ての世話役又は主催者は、I&E法の第45(c)条に基づいて告発される場合がある。DFATは、第45(c)条に基づいて有罪宣告を受けた密出入国の企ての世話人又は主催者は、その企てへの関与の度合により、1年から3年の実刑判決を受け、通例はその期間が3年に近いと理解している。DFATは密出入国の企ての世話人又は主催者で、有罪判決を受けた人数に関する情報を入手することができなかった。

5.37 起訴の実施を担当する検察局は、密出入国で運賃を払った乗客が（世話役又は主催者とは異なって）スリランカを違法に出国したかどで実刑判決を受けた例はないと主張している。ただし、今後の違法な出国を抑止する方法として、運賃を支払った乗客には罰金刑が科されている。罰金の額は3,000スリランカルピー（およそ25オーストラリアドル相当）から200,000スリランカルピー（およそ1,633オーストラリアドル相当）の幅がある。高位にある情報筋はDFATに対して、この罰金は通例は15,000～20,000スリランカルピー（およそ122～163オーストラリアドル相当）であると語った。有罪答弁には罰金が科されるが、これは分割で支払うことができ、被告の身柄は自由となる。乗客である帰還者が無罪を主張した場合、治安判事は通例、個人保証、又は家族による保証に基づいて保釈を認める。保証人が必要な場合、帰還者は保証人が裁判所に出頭するまで待つことが必要な場合がある。

5.38 運賃を支払ってI&E法に基づいて告発された乗客に対する罰金の厳しさが、複数回にわたって違法にスリランカを出国した者について必ずしも高まるわけではない。DFATは、密出入国の企ての乗客に科せられる罰金が低い一方で、長期間にわたって定期的に裁判所

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

に出頭することに伴う累積費用が高いものになり得ることに着目している。ケーススタディでの証拠は、違法に海路でオーストラリアに庇護を求める企ては、現時点では無意味になることがタミル人コミュニティ内部で受け入れられていることを示唆している。

5.39 DFAT は、スリランカ当局が非正規の移住で運賃を支払っている乗客とその世話役や主催者を区別していると評価している。当局は密出入国の企てで運賃を支払った乗客よりも、その企ての世話役や主催者（一般には、密出入国の企ての資金を手配し乗組員を採用した個人、及び乗組員自身）であることが疑われる容疑者を起訴する傾向にある。世話役や主催者とは異なり、運賃を支払った乗客は通例は釈放され、一般的には I&E 法違反に対する罰金刑を受けるだけである。

5.40 スリランカにおいては、最も低い刑事責任年齢は 12 歳である。スリランカの法律の下では、申し立てられた違法行為の発生した時点で 12 歳を上回っている者は成人として扱われる。したがって 12 歳を上回っている子供は、申し立てられている違法行為の発生した時点で 12 歳以上であった限りにおいて、I&E 法違反で告発され得る。12 歳未満の子供、又は申し立てられている違法行為の発生した時点で 12 歳未満であった者には、告発は行われない。

5.41 スリランカ政府は、オーストラリアからの帰還者には、PTA に基づいて告発された者はいないと主張している。DFAT は、この主張を確認することができない。オーストラリアからの一部の帰還者は、出入国管理違反、及び出国前に犯されたと申し立てられている犯罪で告発されてきた。2012 年 10 月にある裁判所は、オーストラリアへの渡航に使用された船舶を盗んだこと、人に重傷を負わせたこと、及び密出入国のかどで帰還者のグループに対する逮捕令状を出した。

5.42 スリランカ政府は密出入国という違法行為を導入することを含め、I&E 法の差し替えを行うための作業を行っている。新法案のもとでは、違法なスリランカ出国に対する罰金は、コロンボのバンダラナイケ国際空港への帰還時に支払われ、帰還者は長期にわたって煩雑な裁判所でのプロセスを経ることを容赦されることになる。新法案は、本書の公表時にはまだ国会では審議されていなかった。

帰還者に関する条件

5.43 2010-11 年度から 2018-19 年度にかけて、3,716 名のスリランカ国民がオーストラリア社会から戻った、又はオーストラリア国内の入国管理拘置所から出身国若しくは第三国へと移送された。他に多くが、米国、カナダ、英国及びその他の欧州諸国から帰国した。帰還者の大部分は、タミル人である。個々の経験は様々であるが、タミル人帰還者の多くは、出身

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

地で家族の絆があるからか、南部に比べて生活費が相対的に安いからか、のいずれかの理由で北部に戻ることを選択する。

5.44 スリランカ政府は一貫して、難民の帰国は歓迎されると述べており、2016年8月には、「紛争の影響による立ち退きに対する永続的な解決策に関する国家政策」を発表した。ウィクラマシンゲ首相は2017年2月にオーストラリアを訪問した際に、オーストラリアに庇護を求めて得られなかった者はスリランカへの帰国を歓迎されると公言した（移民法に基づく違法行為参照）。人権団体は、警戒心とともにこの声明を歓迎した。

5.45 政府の前向きな言葉にもかかわらず、難民と亡命失敗者はスリランカへの帰国を成功させる上で実際的な課題に直面している。帰還者のほとんどは出国を実行するためにかなりの出費又は借金をしてきた。難民帰還者の一部はスリランカに帰国したら政府、国連諸機関やNGOから移動の援助や生計支援の形で再統合のための援助を受けるが、この支援には帰還者が適格性に関する厳格なガイドラインを満たすことが必要であり、その上に支援はごく僅かである。亡命失敗者が受けられる再統合支援は僅かである。多くの帰還者は、帰国時に適切な雇用と信頼性のある住宅を見つけ出すことが難しい。労働市場において需要の高いスキルをもつ人々は、高給の雇用を見つける上で最も有利な立場にある。スリランカ政府は2016年に、難民帰還者がスリランカの国外で取得した教育資格と専門資格を認定することを約束した。このためには、それに相当する証明書入手することが必要であるが、帰還者は、外国の資格に対する認定の取得に遅れが出ていると報告し続けている。IOMは適格な帰還者に生計支援を行い、帰還者の福利を監視するために定期的な訪問を行っている。

5.46 DFAT は一部の帰還者が、LTTE との関連が疑われる北部及び東部への帰還者を含め、当局による監視の対象となっており、それには犯罪捜査局による帰還者の家庭訪問と電話が伴うことを理解している。DFAT は、亡命失敗者を含む帰還者のほとんどが、継続的に活発な監視を受けていないことを理解している。DFAT は、監視が行われる場合に、それがLTTEの元幹部に固有なのか否かを確認することができないでいる。DFAT は亡命失敗者を含む帰還者が、その安全と安心感を危うくするようなやり方で取り扱われている例を認識していない。オーストラリアでの亡命に失敗し、それ以降に北部州に戻ったタミル人たちはDFAT に対して、保護に関する懸念はなく、当局による嫌がらせを経験したことも、監視の訪問を受けたこともないと語った。

5.47 公的な差別ではなく官僚主義的な非効率性が、帰還者の再統合に最大の課題を投げかけている。難民帰還者、殊にUNHCRの仲介なしに帰国した人々は、必要な身分証明書と市民権の取得に際して遅れを経験する場合がある。書類がなければ社会福祉制度へのアクセスや、銀行で口座を開設したり、雇用を見つけたり、教育機関に登録したりできる能力が妨

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

げられる。北部及び東部は仕事が見つげにくいことが、雇用と住宅を確保することを一層難しくしている。DFAT は、再統合の問題は庇護を得られなかったことではなく、帰還者が直面する雇用と住宅探しの難しさによるものであると評価している。オーストラリアで亡命に失敗し、それ以降に北部州に戻った一部のタミル人は DFAT に対して、コミュニティに復帰し、雇用を見付けることができたと言った。

5.48 DFAT は、帰還者が海外での普通ではない企てのために持ち物を売却したせいを含めて、社会に復帰する際に財政的な困難に直面する場合はあるかもしれないが、他国で亡命を求めたために社会的な差別を受けてはいないことを理解している。

5.49 一部の難民及び亡命失敗者は地域社会に戻った時に、財政的な再統合支援の受益者であることを含めて社会的に烙印を押されたことを報告した。全体としてみれば、DFAT は社会差別が亡命失敗者を含む帰還者にとっての大きな懸念ではないことを理解している。オーストラリアで庇護を得ることができず、その後北部州に戻った一部のタミル人は DFAT に対して、帰国後に社会差別を経験したことはないと言った。

5.50 DFAT は、帰還者が地域社会に戻って社会的差別に直面するリスクは低いと評価している。DFAT はさらに、社会的差別が起きた場合には、帰還者に対する監視が地域社会の中における帰還者の不信感に寄与するとも評価している。

証拠書類

5.51 戦争の被害、及び殊に東部で 2004 年のインド洋津波の被蓋を受けた多くの個人には、身元証明書類がない。「紛争の影響による立ち退きに対する永続的な解決策に関する国家政策」は、IDP 及び難民帰還者に対して出生証明書、婚姻証明書及び死亡証明書を含む代わりの身元証明書類、並びにこうした書類の再発行に関する法律情報と法的援助を国が無償で提供することを約束している。

出生証明書と死亡証明書

5.52 病院は出生を記録し、当該情報を登録のために地方登記事務所に送付する。親は家庭での出生を 4 日以内に *grama niladhari* (村役人) に登録して、*grama niladhari* が 42 日以内に地方登記事務所に当該情報を転送する。出生の不登録は、処罰に値する罪である。地方登記事務所は、登録プロセスが完了したら出生証明書を発行し、証明書が最初に発行された地域の地方登記事務所でそのコピーを取得することができる。

5.53 国外でスリランカ国民に生まれた子供は、出生国に所在するスリランカの外交使節又はスリランカにある管轄省庁の事務所に登録して、スリランカの市民権を得なければなら

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ない。子供の出生時を含めて、子供が市民権を与えられるためには、少なくとも両親の一方がスリランカ国民でなければならない。申請の一部として提出すべき書類には、現地での子供の出生証明書、親の出生証明書、親の婚姻証明書、子供の出生国における居住資格の証拠、及び両親の1人が記入した法定の申告書などがある。子供の出生時に両親が結婚していない場合には、実父確定に関する宣誓供述書と、事務弁護士が証明した市民権申告書が必要である。本書の公表時には、オーストラリアで出生した子供をオーストラリアに所在するスリランカの外交使節を通じて登録する費用は145 オーストラリアドルであった。国外で出生した子供が1歳になって以降に登録される場合には、罰金が科される。オーストラリア生まれの1歳以上の子供が、オーストラリアに所在するスリランカの外交使節を通じてスリランカの市民権登録を受ける場合に、本書の公表時における罰金は、出生の最初の年以降、1年ごとに12 オーストラリアドルであった。国外で生まれた子供の市民権は、21歳に達すると無効になり、子供はその時点でスリランカ国籍を維持するのか、それとも出生国の国籍を維持するのか、それとも両方を維持するのかを決定しなければならない。

5.54 人が死亡したら、直ちに *grama niladhari* に、また5日以内に地方登記事務所にその旨を通報しなければならない。死亡証明書のコピーは、その人が死亡した地方の地方登記事務所から入手することができ、このことは、その人が死亡した地域が居住地域と異なっている場合でも変わらない。人が家で死亡した場合、*grama niladhari* は死亡を証明するための報告書を提示しなければならない。人が病院で死亡した場合には、当該の医務官が報告書を提示しなければならない。土地の権利証書を未亡人に移転するためには、死亡証明書が必要である。

5.55 2016年に死亡登録（暫定規定）法が改正されて、行方不明者の家族に不在証明書を発行することができるようになった。不在証明書は、行方不明者の不在を証明するもので、政府の給付金及び行方不明者のものである土地及び銀行口座にアクセスするために、死亡証明書の代わりに家族が利用することができる。OMPによれば、給付金について知らないから、という場合を含めて、行方不明者の家族が不在証明書を所持している割合は極めて小さい。一部の家族は、親族が生きて見付かるのではないかと、という期待から、不在証明書を求めることに消極的である。

婚姻証明書

5.56 スリランカには、宗教的な背景と地理的な位置によって幾つかの婚姻制度がある。婚姻に適用される属人法をもつ人々を除いて、全ての国民に国法が適用される。並行する3つの属人法制度とは、カンドヤン法（キャンディ州のシンハラ人の仏教徒に適用される）、テサワラミ法（ジャフナ州のタミル人に適用される）、及びイスラム法（イスラム教徒に適用される）である。仏教徒、ヒンドゥー教徒、及びキリスト教徒に対して交付される婚姻証明

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

書は同じ形式である。イスラム教徒に対して交付される婚姻証明書は、新郎が出す持参金と *Nikah*（イスラム教の結婚式）についての詳細が記載されるため若干異なっている。国法に基づき、結婚の解消については県レベルの裁判所が裁く。イスラム教徒の離婚については *Quazi* 裁判所が判決を出す。

5.57 婚姻証明書を交付するシステムはコンピュータ化されておらず、婚姻証明書には、セキュリティ特性がない。出生、死亡及び婚姻の登記は時として、婚姻証明書の不正を特定する。確認のプロセスには、通常1か月以上かかる。

国民身分証明書 (NIC)

5.58 一般的に、スリランカ人は主たる身分証明書として国民身分証明書 (NIC) を利用するが、出生証明書、運転免許証と旅券も頻繁に利用されている。スリランカ国民は法律により、*国民登録法* (1968 年) に基づいて身元を登録することを要求される。登録が行われたら、19 歳以上の人はその民族、宗教、言語又は地理上の居場所とは無関係に NIC を申請する資格がある。NIC は、その人の *grama niladhari* 又は国民登録局を通じて取得され、公衆衛生サービスや教育サービスを含む政府のサービスにアクセスするために必要である。NIC は、その他全ての身分証明書類を取得するのに利用できる。NIC は、スリランカ国内でのみ取得が可能である。

5.59 NIC には従来から、セキュリティ特性がほとんどなく、写真の差し替えによる場合を含めて、近年の幾つかの事例は不正な NIC に関わるものであった。スリランカ政府は生体測定 of データを利用した電子的な中央データベースを確立して、既存の NIC を電子的 NIC に置き換えるための過程にある。

5.60 NIC のそれぞれには、数式によって決定される独自の番号が記載されている。2016 年 1 月 1 日より前に交付された NIC には、000000000A という形式で (この場合、0 は数字で A が文字)、9 桁の数字と 1 つの文字 (「V」か「X」のいずれか) が記載されている。最初の 2 桁は NIC 保有者の出生年度 (例として、1991 年生まれの人 は 91xxxxxx) を表す。次の 3 桁は、NIC 保有者の誕生日に当たる日数を表す。女性については、その日数に 500 が加えられる。次の 3 桁は整理番号である。次の最後の桁は、チェックディジットである。「V」の文字は投票者を意味し、NIC 保有者に投票資格があることを示している。文字の「X」の文字は、NIC 保有者に投票資格がない (すなわち、NIC 保有者が 16 歳から 18 歳である) ことを示している。2016 年 1 月 1 日より前に交付された NIC には右上部に紫色の数字が記載され、NIC の申請書が提出された州を示している (西部州は 1、中部州は 2、南部州は 3、北部州は 4、東部州は 5、北西部州は 6、北中部州は 7、ウヴァ州は 8、サバラガムワ州は 8 である)。2014 年 3 月以降に交付された NIC には、シンハラ語とタミル語のテキストが印刷さ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

れている。2014年3月より前に交付されたNICに記載されている保有者の詳細は手書きである。

5.61 2016年1月1日以降に交付されたNICには12桁の数字が記載されている。最初の4桁は、NIC保有者の出生年を表す（たとえば、1991xxxxxxxは1991年生まれを意味する）。次の3桁は誕生日に当たる日数を表す。女性については、その日数に500が加えられる。次の4桁は整理番号である。次の最後の桁はチェックディジットである。2016年1月1日以降に交付されたNICは全て、新たなナンバリングの形式が導入されたか否かにかかわらず有効性を維持する。

5.62 国民登録局は2017年10月に「スマート」NICの交付を開始した。12桁の番号に加えて、スマートNICには国際民間航空機関基準の写真と機械で読み取り可能なバーコードが含まれている。NIC保有者の氏名、出生地、住所と性別がシンハラ語、タミル語と英語で印刷され、保有者署名が入っている。スマートNICのセキュリティ特性には、赤外線透過インク、ネガティブ・ギロッシュ・ライン及びUVレインボー印刷などがある。

5.63 農村部に居住している人々は、身分証明書類を取得するために大商業地域まで移動しなければならないことで、その行動が抑制されると報告している。北部及び東部では、タミル語を話す公務員が不足しているために文書化のプロセスが長引く場合がある。NICは民族又は宗教を明記しておらず、シンハラ語で、又は時には一タミル人向け、又は北部及び東部に暮らす人々のためなどに一タミル語で交付される。NICについては、更新期間は定められていない。

5.64 LTTEの元メンバーは、社会復帰プロセスをしっかりと完了すればNICを取得することができる。DFATは、LTTEのメンバーであることが疑われ、社会復帰から解放されて他の理由で拘禁されていない人には、社会復帰局長による社会復帰証明書が交付される。この証明書には、リハビリの法的根拠についての情報は記載されていない。

旅券

5.65 移民局がスリランカで旅券を交付し、スリランカの外交使節と領事館が国外でスリランカ人に旅券を交付する。成人用旅券についての現行の要件は、現行の旅券（ある場合）、出生証明書の原本、NICの原本、婚姻証明書（結婚後の改姓を確認するため）、生体測定データと手紙、及び申請者の職業を確認するための専門的な認定証若しくは免許である。2019年には、被交付者の生体情報を含む電子チップ付きの電子旅券が計画されている。

5.66 旅券のスリランカ人は、緊急旅券又は機械読み取り式でない旅券とも呼ばれ、外交官

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

又は領事官によって交付される暫定的な渡航書類で再入国することができる。暫定的な渡航書類は、スリランカへの再入国のためのみ有効である。

5.67 国外に居住するスリランカ人はスリランカの在外公館に市民権証明書類や旅券を申請することができる。インドのタミルナードゥ州に居住しているスリランカ人難民はチェンナイのスリランカ高等弁務団代理から身分証明書類を入手することができる。

不正行為の蔓延

5.68 中央登録官が、内戦中に北部及び東部にいた住民に対する場合を含め、身分証明書類を交付する。スリランカにおける公式記録のほとんどは、中央管理されている場所にハードコピー形式で保管されており、政府省庁には電子化された情報データベースがない。

5.69 正真正銘の身分証明書類を、出生証明書及び NIC を含む不正な関係書類を提出することで入手することができる。偽造文書が、NIC、旅券及び運転免許証の交付における不正行為の主な原因である。違法な旅券を求める人々には、「取引停止」リストと「監視」リストに載っている者、雇用を得るために年齢をごまかすことを望む者、又は、以前に国外退去させられた国に戻ることを望む者などがある。スリランカには、成人の密出入国請負産業がある。近年では犯罪捜査局が、出来の良い欧州の身分証明書類とビザシールを産業規模で作成していた組織犯罪のあるグループを崩壊させた。

5.70 不正な文書を利用しようとする試みは珍しくなく、DFAT は、亡命希望者によって不正なスポンサーレターと雇用証明書が提示されているのを認識している。不正に取得された土地の権利証明書も、個人の財務状況の証拠として提示されてきた。他の亡命目的国は、庇護申請で利用すべく古い LTTE の制服を着用した個人の写真を撮影した写真スタジオの事例報告を含め、庇護申請者から不正な書類を受け取ることを報告した。DFAT は、こうした報告の信憑性を確認することができない。

5.71 DFAT は、文書の不正はスリランカでは珍しいことではなく、紛失した書類の再発行プロセスには不正が入り込む余地があると評価している。